

23 原子力対策編関係

23-1 町内会別人口構成

(令和7年4月1日現在)

地域名	発電所からの		人口等(総数)				再掲(人)						再掲(人)					
	方位	距離(km)	世帯数	男	女	計	0~6歳 未就 学児	妊婦	高齢者 75歳 以上	障害者	外国人	避難行 動要 支援者 (人)	3歳 未満	3歳 ~ 7歳 未満	7歳~ 13歳 未満	13歳 以上	40歳 以上	
池新田	東町	北北西	2.5	974	1,065	907	1,972	79	2	267	115	192	44	33	46	67	601	1,225
	本町	北北西	2.5	638	651	676	1,327	47	6	282	81	100	48	18	29	60	312	908
	早苗町	北北西	3.0	253	289	277	566	14	0	127	35	47	12	6	8	19	132	401
	中町	北北西	2.0	979	1,090	1,003	2,093	88	5	306	112	165	60	32	56	84	578	1,343
	大山	北北西	3.0	1,137	1,334	1,331	2,665	120	8	314	121	186	71	44	76	176	768	1,601
高松	門屋	北西	4.5	415	579	541	1,120	49	3	167	54	38	26	19	30	80	276	715
	塩原	北西	4.5	501	617	604	1,221	54	6	181	66	48	30	16	38	71	292	804
	合戸	北西	6.0	274	382	380	762	32	3	175	42	15	28	10	22	33	165	532
朝比奈	朝比奈原	北	8.0	183	281	301	582	25	1	116	30	4	18	6	19	28	113	416
	上朝比奈	北	5.0	163	240	220	460	21	0	92	33	4	7	9	12	22	102	315
	下朝比奈	北	4.0	289	443	424	867	34	2	189	49	9	37	8	26	46	189	598
佐倉	佐倉一区	東北東	2.0	618	717	679	1,396	61	3	196	76	72	42	19	42	81	350	904
	佐倉二区	東北東	1.5	533	652	471	1,123	33	1	170	57	32	41	9	24	58	331	701
	佐倉三区	北北東	2.0	383	481	428	909	35	3	124	47	17	22	17	18	47	231	596
	桜ヶ池	北	1.5	398	450	369	819	45	1	116	33	32	8	15	30	33	241	500
比木	比木原	北北東	6.0	86	121	127	248	8	1	62	15	4	15	3	5	11	42	187
	上比木	北北東	5.0	172	249	248	497	15	0	87	31	4	5	5	10	28	100	354
	下比木	北北東	4.0	221	289	306	595	19	1	117	35	17	23	8	11	26	124	426
新野	新野西	北北西	5.5	207	274	276	550	22	1	110	34	12	31	8	14	34	111	383
	新野東	北北西	6.5	157	201	210	411	14	0	101	30	9	13	7	7	20	81	296
	新野南	北北西	5.0	155	210	235	445	18	3	83	18	8	7	7	11	13	100	314
御前崎	上岬区	東南東	8.0	234	283	319	602	16	0	140	41	16	22	3	13	30	128	428
	下岬区	東南東	8.0	193	242	248	490	8	0	124	28	6	23	2	6	10	106	366
	大山区	東南東	7.2	449	526	518	1,044	29	0	250	67	23	63	12	17	38	242	735
	西側区	東南東	6.8	263	358	377	735	12	3	171	38	13	29	4	8	30	165	528
	女岩区	東南東	6.4	241	308	316	624	20	2	150	38	7	26	8	12	34	138	432
	広沢区	東南東	6.3	245	305	306	611	20	1	146	32	16	22	7	13	35	127	429
白羽	新谷区	東	5.5	450	578	618	1,196	30	3	261	55	54	45	6	24	47	293	826
	薄原区	東南東	5.8	339	476	486	962	29	1	221	49	9	44	15	14	42	209	682
	中原区	東南東	5.1	167	220	231	451	12	0	92	24	14	21	5	7	23	87	329
	白羽区	東南東	4.2	375	486	496	982	42	2	181	43	30	33	14	28	63	230	647
	白浜区	東南東	3.5	254	348	295	643	16	1	114	35	28	30	5	11	29	159	439
	新神子区	東南東	2.5	184	252	259	511	12	0	111	32	7	24	2	10	23	110	366
御前崎市計			12,130	14,997	14,482	29,479	1,079	63	5,343	1,596	1,238	970	382	697	1,441	7,233	19,726	

23-2 避難施設

1 避難施設(鉄筋コンクリート造り)

注：建物構造記号（W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート）

市町名	自治区等の名	発電所の からの 距離	方位	施設 地区	施設名称	所在地	取 容 可 数 (人)	建 面 積 (㎡)	建 物 構 造	電 話 番 号	備 考
御前崎市	白羽区	5km圏	東南東	学校	白羽小学校	白羽3521-3	407	1,223	RC	<0548>	放射線
							1,463	4,389	RC	63-2177	防護施設
御前崎市	白羽区	5km圏	東南東	公民館	白羽コミュニティ センター	白羽3503-7	106	318	S	—	
御前崎市	白浜区	5km圏	東南東	公民館	白浜コミュニティ 防災センター	白羽1364-1	148	446	RC	<0548>	
										63-2980	
御前崎市	西側区	10km圏	東南東	学校	御前崎小学校	御前崎3556	378	1,136	RC	<0548>	放射線
							1,427	4,281	RC	63-2007	防護施設
御前崎市	大山区	10km圏	東南東	公民館	大山区民センター	御前崎68-14	120	361	RC	—	
御前崎市	薄原区	10km圏	東南東	公民館	薄原いきいきセンター	白羽5980-2	87	262	S	<0548>	
										63-5955	
御前崎市	薄原区	10km圏	東南東	公民館	白羽地区センター	白羽5403-20	262	787	RC	<0548>	放射線
										63-3690	防護施設
御前崎市	薄原区	10km圏	東南東	その他	消防署白羽出張所 (御前崎支所)	白羽6171-1	948	2,843	RC	<0548>	
										63-1128	
御前崎市	上岬区	10km圏	東南東	公民館	上岬区コミュニティ センター	御前崎1615-1	71	213	S	—	
御前崎市	上岬区	10km圏	東南東	その他	御前崎市B&G 海洋センター	御前崎46-30	609	1,828	RC	<0548>	
										63-3133	
御前崎市	下岬区	10km圏	東南東	その他	下岬区コミュニティ 防災センター	御前崎937-6	140	420	RC	—	
御前崎市	中原区	10km圏	東南東	公民館	中原区民館	白羽5166-16	97	292	S	—	
御前崎市	大山区	10km圏	東南東	その他	航空自衛隊 御前崎分屯基地	御前崎2825-1	496	1,488	RC	<0548>	
										63-2160	
御前崎市	大山区	10km圏	東南東	その他	御前崎市観光物産 会館(なぶら館)	港6099-1	403	1,209	RC	<0548>	
										63-6666	
御前崎市	新谷区	10km圏	東南東	公民館	御前崎地区センター (旧御前崎市文化会館)	白羽5404-1	903	2,709	RC	<0548>	
										63-6805	
御前崎市	新谷区	10km圏	東南東	公民館	新谷コミュニティ 防災センター	白羽5554-3	108	324	RC	—	
御前崎市	新谷区	10km圏	東南東	その他	御前崎ふれあい福祉 センター(なごみ)	白羽5402-10	505	1,515	RC	<0548>	放射線
										63-6860	防護施設
御前崎市	女岩区	10km圏	東	公民館	女岩コミュニティ 防災センター	御前崎117-13	95	286	S	—	
御前崎市	佐倉一区	5km圏	東北東	公民館	佐倉一区 防災センター	佐倉1831	140	420	RC	<0537>	
										86-8019	
御前崎市	佐倉二区	5km圏	東北東	公民館	佐倉二区 防災センター	佐倉3604-1	140	420	RC	<0537>	
										86-8029	
御前崎市	佐倉一区	5km圏	北東	学校	浜岡東小学校	佐倉1403-1	285	857	S	<0537>	
							1,776	5,328	RC	86-3462	
御前崎市	佐倉二区	5km圏	北東	公民館	佐倉地区センター	佐倉3617-1	488	1,464	SRC	<0537>	放射線
										86-2304	防護施設
御前崎市	佐倉三区	5km圏	北東	その他	市民プール すいすいパークぶるる	宮内1581-1	1,697	5,091	RC	<0537>	
										63-0195	
御前崎市	佐倉三区	5km圏	北東	幼稚園 ・保育園	さくらこども園	佐倉888-1	1,104	3,313	S	<0537>	
										86-3036	短時間部
										86-4943	長時間部
御前崎市	佐倉三区	5km圏	北東	公民館	佐倉三区 防災センター	佐倉795	140	420	RC	<0537>	
										86-8013	

自治区等の名	発電所の名称 からの距離	方位	施設区分	施設名称	所在地	収容可 能人数 (人)	建物 面積 (㎡)	構造	電話番号	備考
上比木	5km圏	北北東	公民館	比木地区センター (体育館)	比木2836-5	378	1,134	S	<0537> 86-3463	放射線 防護施設
比木原	10km圏	北北東	公民館	比木原公民館	比木732-1	55	165	S	CATV 86-3177	
上朝比奈	5km圏	北	公民館	朝比奈地区センター (体育館)	上朝比奈2681-1	364	1,093	S	<0537> 86-3365	放射線 防護施設
上朝比奈	5km圏	北	幼稚園 ・保育園	北こども園	上朝比奈2692-12	353	1,059	S	<0537> 86-3234	
桜ヶ池	5km圏	北	公民館	桜ヶ池防災センター	佐倉4835-12	140	420	RC	<0537> 86-8014	
大山	5km圏	北北西	学校	第一小学校	池新田1520	350	1,052	S	<0537> 86-2052	
本町	5km圏	北北西	学校	浜岡中学校	池新田3923-1	1,169	3,509	RC(一部S)	<0537> 86-3355	
中町	5km圏	北北西	学校	池新田高等学校	池新田2907-1	1,004	3,013	S	<0537> 86-2460	
中町	5km圏	北北西	公民館	池新田地区センター	池新田3262	498	1,496	RC	<0537> 86-2200	
中町	5km圏	北北西	公民館	中町公民館	池新田2316-2	145	437	S	-	
東町	5km圏	北北西	公民館	東町公民館	池新田3774-1	87	263	S	<0537> 86-4502	
早苗町	5km圏	北北西	公民館	早苗町公民館	池新田2981-14	96	290	S		
本町	5km圏	北北西	公民館	本町公民館	池新田3266-1	95	285	S	<0537> 86-5793	
大山	5km圏	北北西	公民館	大山第二公民館	池新田4471-1	139	419	S		
本町	5km圏	北北西	幼稚園 ・保育園	はまおか幼稚園	池新田5814	629	1,888	S	<0537> 86-2049	
大山	5km圏	北北西	その他	浜岡福祉会館	池新田1359-1	504	1,512	RC 一部S	<0537> 86-8066	
下朝比奈	10km圏	北北西	学校	浜岡北小学校	下朝比奈753	293	879	S	<0537> 86-3364	
下朝比奈	10km圏	北北西	公民館	横舟公民館	上朝比奈3688-4	58	174	S		
上朝比奈	10km圏	北北西	公民館	朝比奈原公民館	上朝比奈1756-5	51	154	S		
新野西	10km圏	北北西	公民館	新野地区センター (体育館)	新野789-1	265	795	S	<0537> 86-2024	放射線 防護施設
塩原	5km圏	北西	公民館	高松地区センター (体育館)	門屋2060-2	227	681	S	<0537> 86-4949	放射線 防護施設
門屋	5km圏	北西	公民館	門屋公民館	門屋1268-3	91	273	S	<0537> 86-6902	
塩原	5km圏	北西	公民館	塩原公民館	塩原331-1	112	336	S	<0537> 86-7384	
本町	5km圏	北西	その他	市民会館	池新田5585	832	2,496	RC	<0537> 85-1110	
本町	5km圏	北西	その他	研修センター	池新田5585	397	1,191	RC	<0537> 85-1111	
本町	5km圏	北西	その他	市立図書館 (アスパル)	池新田5560	1,150	3,452	RC	<0537> 86-8181	
合戸	10km圏	西北西	公民館	合戸公民館	合戸1076-1	100	300	S	<0537> 86-8390	

2 放射線防護対策工事が完了している施設（放射線防護施設）

方位	距離 (m)	名 称	利用者	収容人数	防護 区画面積
東南東	4,630	白羽小学校体育館(エ)※1	参集者	137人※2	451 m ²
〃	5,500	御前崎ふれあい福祉センター	参集者	240人※3	1,482 m ²
〃	6,050	白羽地区センター	参集者	120人※3	741 m ²
〃	6,600	御前崎小学校体育館(エ) ※1	参集者	152人※2	457 m ²
〃	7,500	特別養護老人ホーム 灯光園	入所者	80人※4	2,946 m ²
〃	7,500	ナーシングホーム静養館 御前崎オーシャンビュー	入所者	80人※4	2,412 m ²
北東	1,420	佐倉地区センター(エ) ※1	参集者	33人※2	143 m ²
北北東	4,220	比木体育館(エ) ※1	参集者	140人※2	448 m ²
北	4,970	朝比奈体育館(エ) ※1	参集者	128人※2	418 m ²
北北西	2,400	特別養護老人ホーム 東海清風園	入所者	178人※4	2,062 m ²
〃	6,000	新野地区センター・体育館(エ) ※1	参集者	126人※2	409 m ²
北西	2,100	御前崎市役所西館	参集者	130人※3	2,415 m ²
〃	2,300	御前崎市消防庁舎	職員	一人※5	1,700 m ²
〃	3,400	市立御前崎総合病院	入所者	100人※6	1,203 m ²
〃	3,400	御前崎市総合保健福祉センター	入所者	104人※4	3,309 m ²
〃	3,400	御前崎市総合保健福祉センター	参集者	80人※6	3,309 m ²
〃	4,800	高松体育館(エ) ※1	参集者	116人※2	356 m ²

※1 建物内に大型のテントを設置する施設（エアシェルター）。

※2 防護区画の平面図により、概ね3 m²当たり1人の面積で算出。

※3 防護区画の延床面積から6 m²当たり1人の面積で算出。

※4 施設入所者の定員数を記載。

※5 避難者の受け入れを行わない。

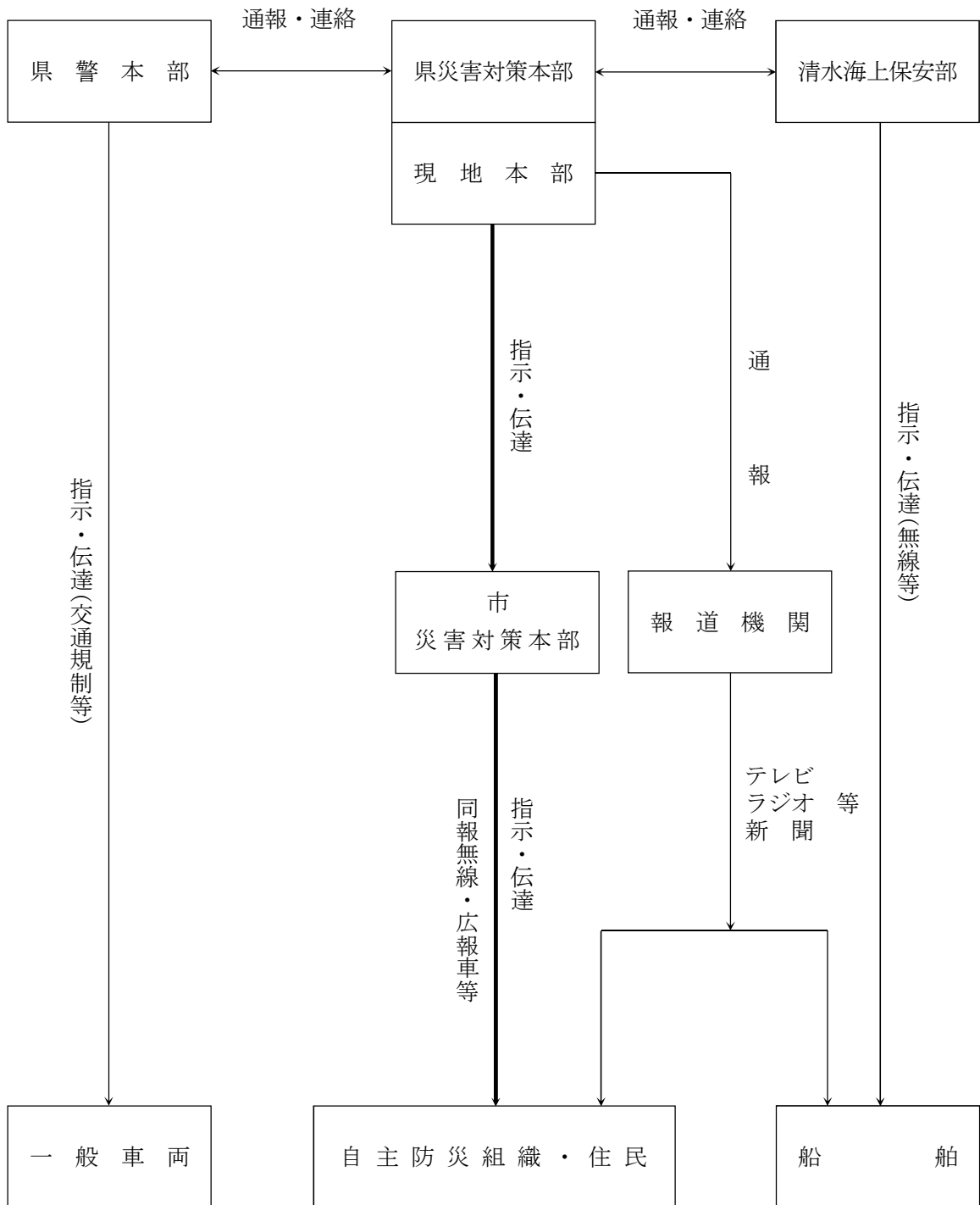
※6 施設管理者と調整後の受入可能人数を記載。

3 方位距離別避難施設(鉄筋コンクリート造り)

方位	距離	0～1km	1～2km	2～3km	3～4km	4～5km	5～6km	6～7km	7～8km	8～9km	9～10km	計
東南東	施設名 (数)				白浜防	白羽小		御前崎市 消防署白 羽出張所 御前崎地 区セ 白羽地区セ 福祉セ ※1	御前崎小 航空自隊 大山区セ なぶら館 御前崎幼 海洋セ	下岬防セ		13
	収容数 (人)				148	1,463		947 903 120 240	1,427 496 120 403 353 609	140		7,369
東北東	施設名 (数)		佐倉2防セ	佐倉1防セ								2
	収容数 (人)		140	140								280
北東	施設名 (数)		佐倉地区 セ	浜岡東小 佐倉3防セ								3
	収容数 (人)		33	1,776 140								1,949
北北東	施設名 (数)					比木地区 セ						1
	収容数 (人)					378						378
北	施設名 (数)		桜ヶ池防 セ			朝比奈地 区セ						2
	収容数 (人)		140			299						439
北北西	施設名 (数)			浜岡中	池新田地 区セ 池新田高 第1小 福祉会館		北小					6
	収容数 (人)			1,169	498 3,233 2,713 504		1,387					9,504
北西	施設名 (数)			市民会館 研修セ 市立図書 館		高松地区 セ						4
	収容数 (人)			832 397 1,150		227						2,606
計	施設名		3	7	5	4	1	4	6	1		31
	収容数		313	5,604	7,096	2,367	1,387	2,210	3,408	140		22,525

※1 ふれあい福祉センター(御前崎)は遮蔽効果を勘案した収容人数について、未調査。

23-3 住民等に対する指示伝達系統図



23-4 特定施設

1 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校

(令和7年4月1日現在)

注：建物構造 W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート

発電所からの		施設名称	所在地	電話番号	教職員数 (人)	園児・児童 ・生徒数 (人)	建物 構造
方位	距離 (km)						
北北西	3.3	池新田高等学校	池新田2907-1	0537-86-2460	42	310	RC
北北西	2.6	浜岡中学校	池新田3923-1	0537-86-3355	37	515	RC
北北西	3.8	第一小学校	池新田1520	0537-86-2052	41	557	RC
北北西	5.3	浜岡北小学校	下朝比奈753	0537-86-3364	14	159	RC
北東	2.0	浜岡東小学校	佐倉1403-1	0537-86-3462	22	257	RC
北東	1.8	さくらこども園	佐倉888-1	0537-86-3036	33	134	S
北北西	3.3	県立掛川特別支援 学校 御前崎分校	池新田2907-1	0537-85-7400	20	40	RC
北	5.0	北こども園	上朝比奈2692-12	0537-86-3234	13	55	S
北北西	2.0	はまおか幼稚園	池新田5814	0537-86-2049	16	69	S
東南東	6.6	御前崎小学校	御前崎3556	0548-63-2007	15	173	RC
東南東	4.6	白羽小学校	白羽3521-3	0548-63-2117	18	207	RC
合計					271	2,476	

2 保育所

注：建物構造 W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート

発電所からの		施設名称	所在地	電話番号	教職員数 (人)	園児・児童 ・生徒数 (人)	建物 構造
方位	距離 (km)						
北東	1.1	御前崎白百合保育園	佐倉4919-1	0537-29-7837	13	20	W
北北西	4.0	うみがめ保育園	池新田 460-12	0537-77-9394	11	12	W
北西	2.8	やまもも保育園	池新田2451-3	0537-28-7576	33	128	S
北西	3.0	LEAPen	池新田 3222 - 2	0537-77-9805	13	17	W
北西	4.9	高松保育園	門屋2070-19	0537-86-7878	21	69	S
東南東	4.5	白羽のんのん育英会	白羽3520-46	0548-51-3080	27	140	幼児棟：RC 乳児棟：W
計					126	330	

3 福祉施設

注：建物構造 W：木造、S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート

発電所からの		施設名称	所在地	電話番号	職員 数 (人)	入所 者数 (人)	通所 者数 (人)	建物 構造
方位	距離 (km)							
東南東	3.8	デイサービス 御前崎亀松亭	白羽7778-1	0548-63-1008	9		25	W
東南東	3.8	有料老人ホーム 御前崎亀松亭	白羽7778-1	0548-63-1008	11	32		W
東南東	5.2	グループホーム 磯葉の家	白羽5522-5	0548-63-1120	23	27		S
東南東	5.5	御前崎ふれあい 福祉センターなごみ	白羽5402-10	0548-63-5294	13		17	RC
東南東	5.1	デイサービス げんきの郷	白羽4511-1	0548-63-1213	10		30	W
東南東	5.0	通所系就労B(精神障がい 者)居処どこでも	白羽5372-28	0548-63-5790	6		24	W
東南東	5.0	計画相談支援事業所 生活支援センター いつでもおまえざき	白羽5372-28	0548-63-5790	2		0	W
東南東	5.4	(有)通所介護ケアセンタ ーお達者クラブ	白羽5941-1	0548-63-5505	5		4	W
東南東	6.3	灯光園デイサービスセン ター	御前崎83-2	0548-63-6002	13		27	RC
東南東	7.5	特別養護老人ホーム 灯光園	御前崎35-37	0548-63-3729	66	69		RC
東南東	7.0	通所系就労B(知的障がい 者)草笛の会はまおか作業 所つばき作業場	御前崎3017-2	0548-63-5587	3		11	S
東南東	7.4	グループホーム(知的障 がい者)つばきの家	御前崎3017-8	0548-63-5811	2	4		W

発電所からの		施設名称	所在地	電話番号	職員数(人)	入所者数(人)	通所者数(人)	建物構造
方位	距離(km)							
東南東	7.5	ナーシングホーム静養館 御前崎オーシャンビュー	御前崎32-20	0548-55-5111	65	80		RC
東南東	6.7	企業組合 よりみち (デイサービス)	御前崎2947-7	0548-63-5359	18		17	W
北東	2.3	佐倉デイサービスセンター	宮内70	0537-85-8120	29		35	RC
北	1.3	通所系就労B(知的障がい者)草笛の会 はまおか作業所	佐倉1046-1	0537-85-6511	6		23	S
北	1.3	通所系生活介護(知的障がい者)草笛の会 はまおか作業所	佐倉1046-1	0537-85-1795	3		5	S
北	1.3	グループホーム(知的障がい者)さくらの家	佐倉1046-1	0537-86-7110	2	9		W
北	1.5	デイサロンあかり	佐倉4800-1	0537-85-5666	17		27	W
北	1.3	放課後等デイサービス事業所リカバリー佐倉	佐倉1213-2	0537-29-7150	6		25	RC
北	1.3	放課後等デイサービス事業所リカバリー池新田	佐倉1213-2	0537-29-7751	5		19	RC
北北西	2.4	特別養護老人ホーム東海清風園	池新田4094	0537-86-3286	127	178		RC
北北西	2.4	池新田 デイサービスセンター	池新田4089	0537-86-8121	15		32	RC
北北西	1.8	自立支援通所サービスひだまり	池新田3992-3	0537-85-8777	2		5	W
北北西	1.8	グループホーム しおさいの家	池新田7449-1	0537-85-6411	7	8		W
北北西	2.9	放課後等デイサービス ひまわり浜岡校	池新田2001-1	0537-86-7000	15		38	W
北北西	2.5	デイサービスセンター 平成園	池新田4139-1	0537-85-7280	26		36	S
北北西	3.9	地域密着型特別養護老人ホームはまひるがお	池新田460-1	0537-86-7120	39	28		S
北北西	3.9	小規模多機能ホーム はまなでしこ	池新田459-1	0537-77-9462	18		18	W
北北西	6.8	こども発達センター みなみめばえ	新野1877-7	0537-85-1200	29		69	S
北西	2.1	コンパスワーク御前崎	池新田3960-1	0537-29-8705	9		24	S
北西	3.4	御前崎市総合保健 福祉センター(療養病棟)	池新田2070	0537-86-8630	32	46		RC
北西	3.4	御前崎市総合保健 福祉センター(老人保健施設 はまおか)	池新田2070	0537-86-8630	47	43		RC
北西	3.4	御前崎市総合保健 福祉センター(通所リハ はまおか)	池新田2070	0537-86-8630	8		30	RC

発電所からの		施設名称	所在地	電話番号	職員数(人)	入所者数(人)	通所者数(人)	建物構造
方位	距離(km)							
北西	3.4	グループホーム 浜岡の家	池新田2104-1	0537-85-0211	25	27		S
北西	4.0	老人福祉センター	池新田1359-1	0537-86-8066	3		60	RC
北西	3.2	通所系就労B(精神障がい者)Mネット東遠 工房しおさい	池新田4874-1	0537-85-3670	9		36	S
北西	2.5	放課後等デイサービス あおい放課後スクール 御前崎ひるがお校	池新田3287-3	0537-25-7167	6		10	S
北西	2.5	計画相談支援事業所 うみがめ	池新田3287-3	0537-25-7167	2		0	S
北西	2.8	放課後等デイサービス 子どもハウスULU池新田	池新田3488-12	0538-85-3177	5		24	W
北西	2.8	計画相談支援事業所相談 支援事業所ALA	池新田3488-12	0537-85-3177	2		0	S
北西	2.3	児童発達支援・放課後等 デイサービス ぐりん	池新田2468-2	070-4409-0806	9	0	30	S
北西	3.2	グループホーム(精神障がい者)Mネット東遠 風音A棟・B棟	(A棟)池新田 4821-1 (B棟)池新田 4821-3	0537-29-6556	8	15		S
北西	2.6	通所系就労B(身体・精神・知的)ポトラッチ	池新田2465-28	0537-64-3885	5		29	S
北西	2.3	通所系就労A(身体・精神・知的)ポトラッチ	池新田5010-1	0537-77-8565	2	0	1	S
北西	3.7	AYUMU門屋	門屋1712-3	0537-25-6761	8		20	S
北西	4.4	ナーシングホーム 静養館	門屋1739-1	0537-85-0050	33	36		S
北西	5.3	AYUMU塩原	塩原新田142-1	0537-26-9834	4		10	S
西北西	5.1	有料老人ホーム 東寿園 御前崎	塩原新田1349-1	0537-25-6660	6	17		S
合計					815	636	924	

23-5 周辺地域の気象に関する資料

(1) 御前崎測候所における気象観測データ(平年値)

(御前崎測候所資料 1991-2020 資料年数 30)

要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
海面気圧 (hpa)	1016.2	1016.2	1015.1	1013.8	1011.9	1009.2	1009.0	1010.0	1012.3	1015.7	1017.9	1017.4	1013.7
平均気温 (°C)	6.9	7.5	10.5	14.7	18.6	21.5	25.0	26.7	24.4	19.9	14.8	9.4	16.7
最高気温の平均 (°C)	10.7	11.5	14.4	18.3	21.9	24.4	27.9	29.8	27.4	23.0	18.2	13.1	20.1
最低気温の平均 (°C)	3.3	3.5	6.5	11.2	15.6	19.3	22.9	24.5	21.9	17.0	11.4	5.8	13.6
湿度 (%)	59	60	65	71	78	85	87	84	79	73	68	62	73
降水量 (mm)	78.7	105.4	167.5	200.9	213.4	257.0	221.6	146.6	237.5	255.7	134.3	76.2	2094.8
雲量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風速 (※1) (m/s)	6.4	6.0	5.6	5.1	4.3	4.0	4.0	3.8	4.1	4.5	5.0	6.0	4.9
蒸気圧 (hpa)	6.1	6.4	8.5	12.2	16.8	21.9	27.6	29.4	24.5	17.2	11.8	7.7	15.8
日照時間 (h)	204.1	187.9	198.2	201.2	203.4	148.4	188.0	237.1	174.2	162.3	171.4	196.6	2272.8
日降水量 \geq 1.0mm (日)	5.7	6.8	9.8	9.6	9.9	12.0	9.9	7.3	11.4	9.7	7.4	5.9	105.3
日降水量 \geq 10.0mm (日)	2.5	3.2	4.9	5.4	5.5	6.7	5.0	3.4	5.6	5.6	4.0	2.6	54.4
日降水量 \geq 30.0mm (日)	0.6	1.0	1.9	2.2	2.4	3.0	2.5	1.4	2.5	2.6	1.3	0.6	21.9
積雪日数 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天気日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
快晴：日平均雲量 $<$ 1.5 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
曇天：日平均雲量 \geq 8.5 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雪 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雷 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
霧 (日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不照 (日)	2.8	2.5	4.2	4.6	4.6	5.9	4.0	1.4	3.6	5.2	3.8	2.6	45.1
日最高気温 \geq 25.0°C (日)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	11.9	27.1	30.2	25.1	6.7	0.0	0.0	102.8
日最低気温 \leq 0.0°C (日)	3.1	3.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	7.2

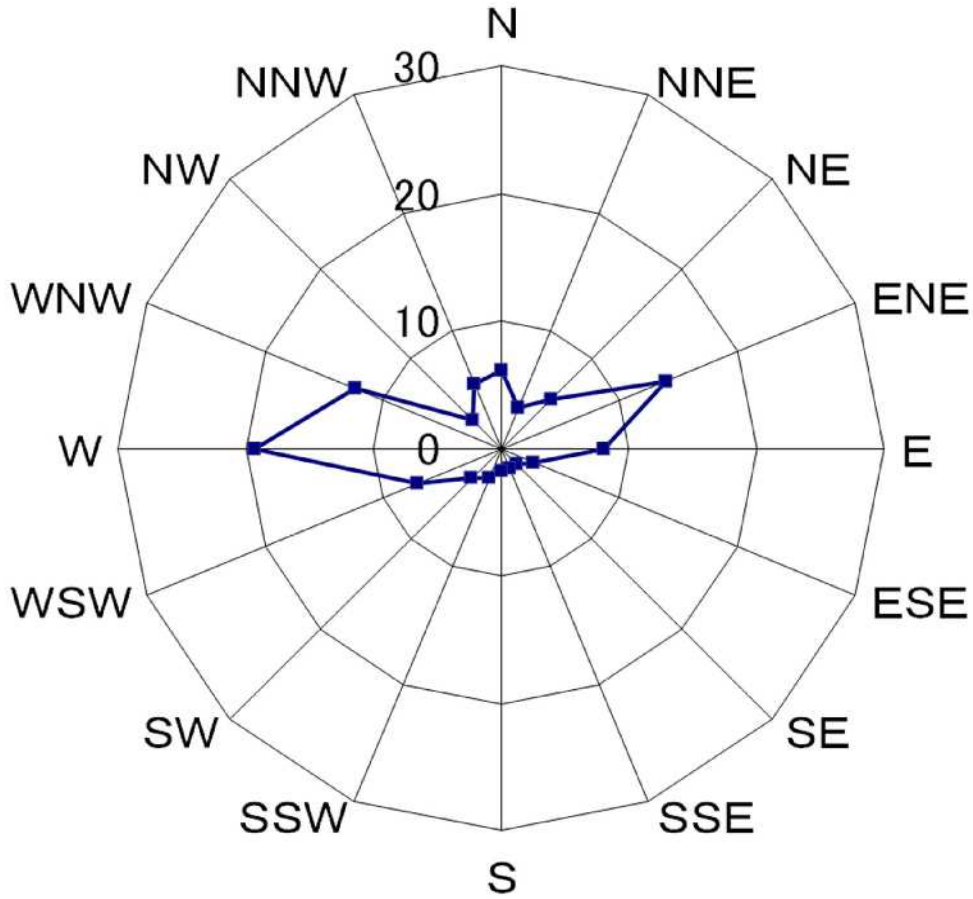
※1 1991年～2020年資料

(2) 年間風配置図

(静岡県環境放射線旧監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

年間 (令和4年1月～12月)

(静穏(0.4m/s未満)の割合: 1.8%)

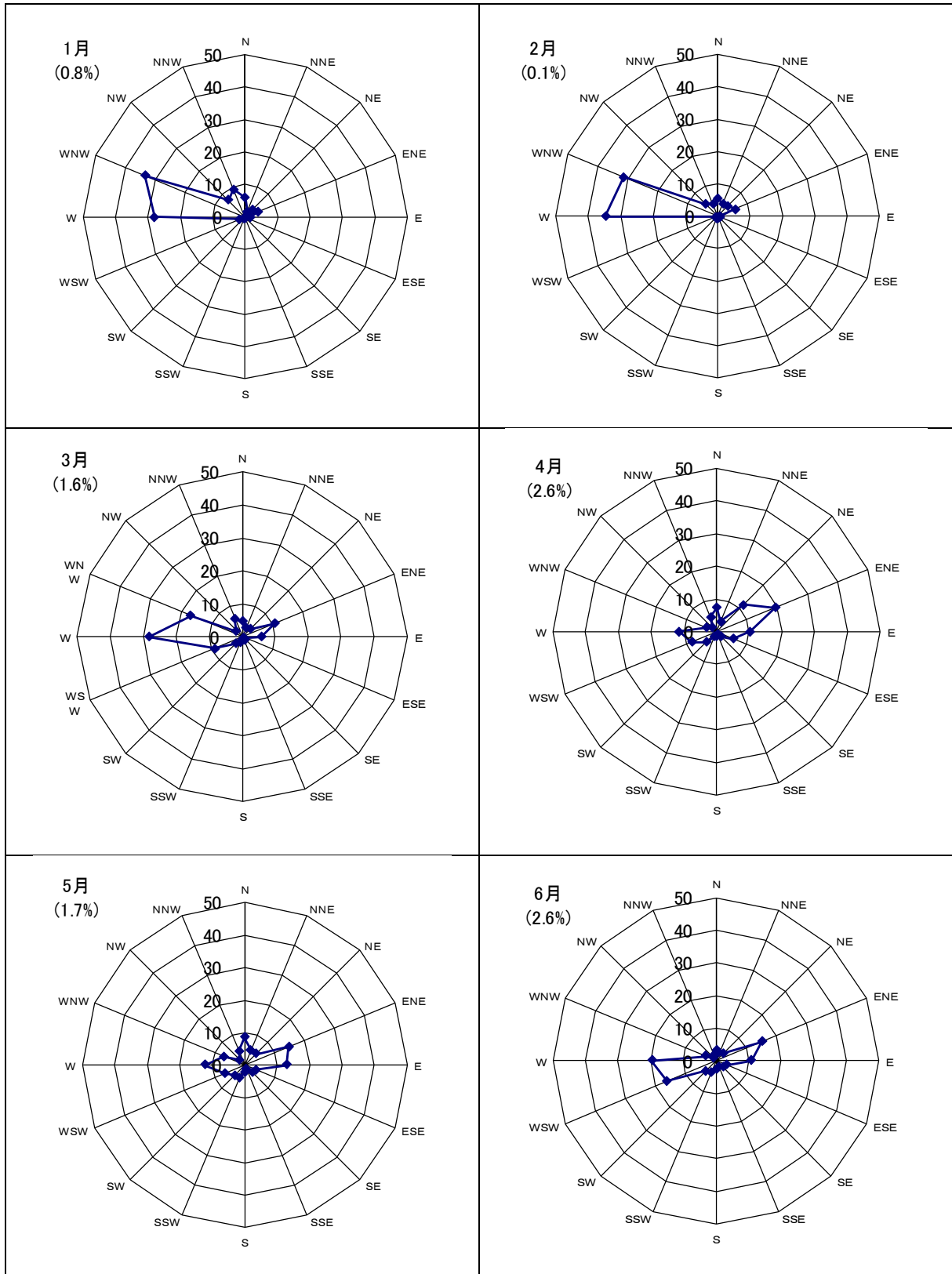


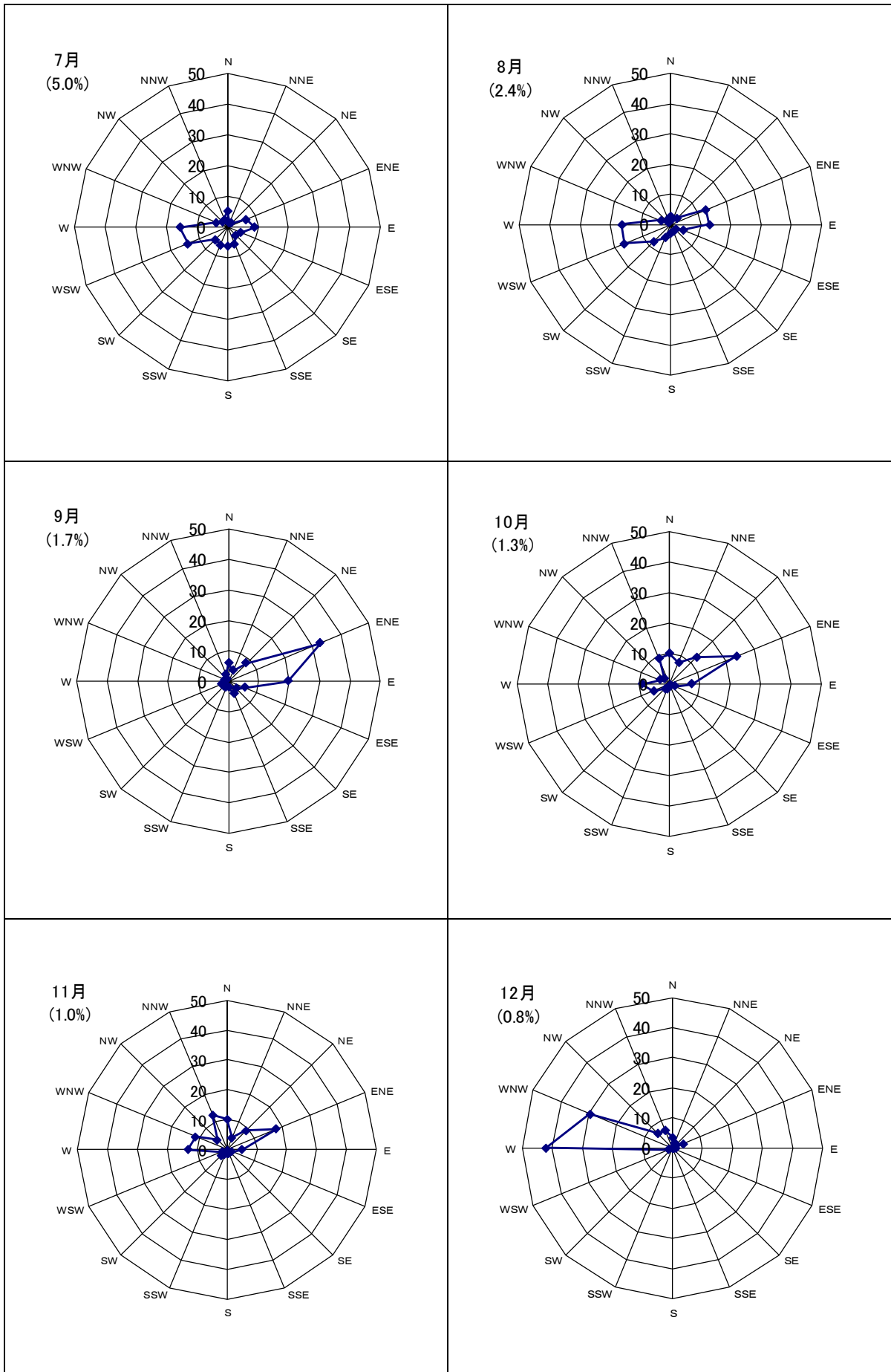
(3) 月間風配置図

(静岡県環境放射線旧監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

令和4年1月～12月の観測データによる。

各月下の()内数字は、静穏(0.5m/s未満)の割合を示す。

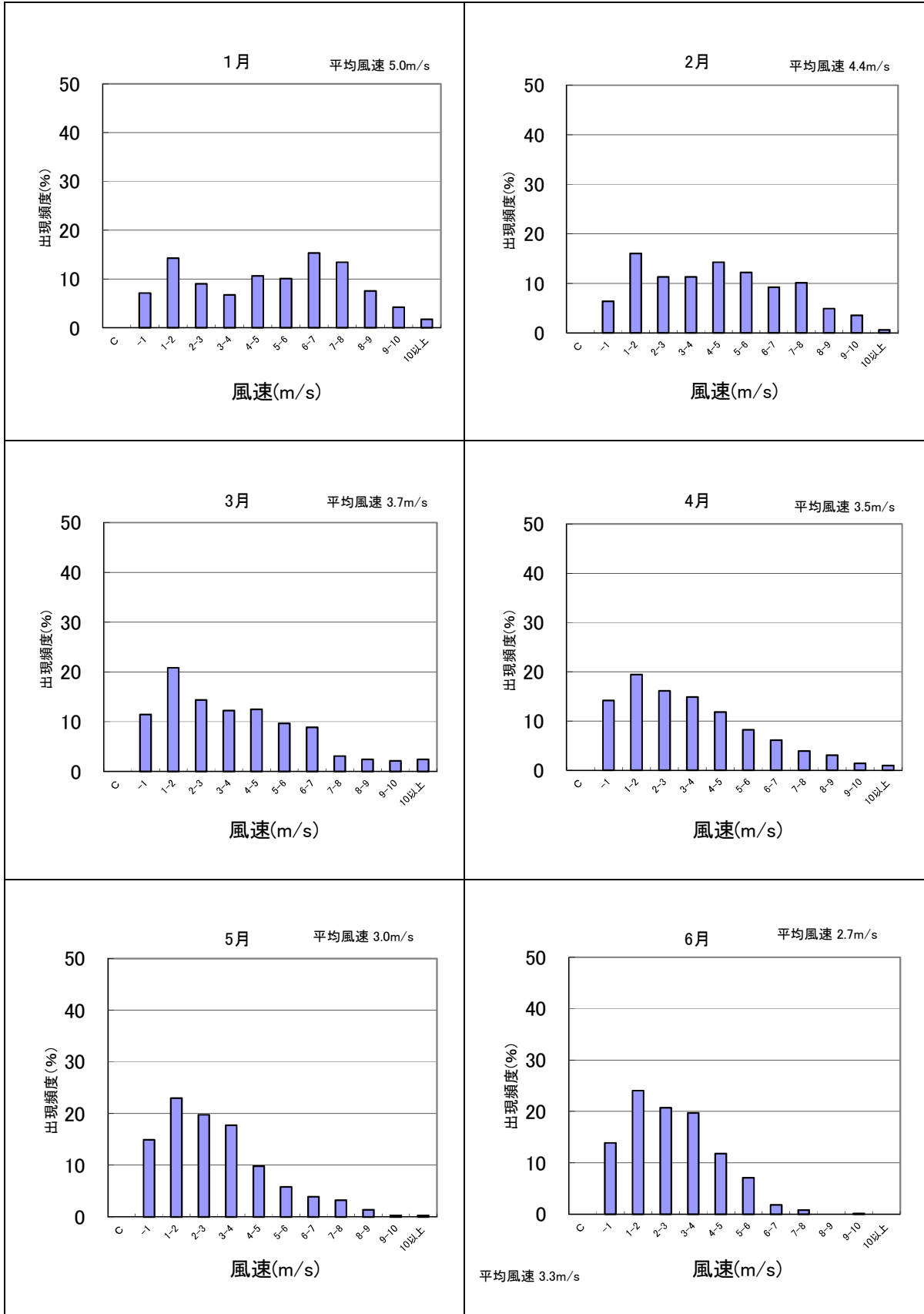


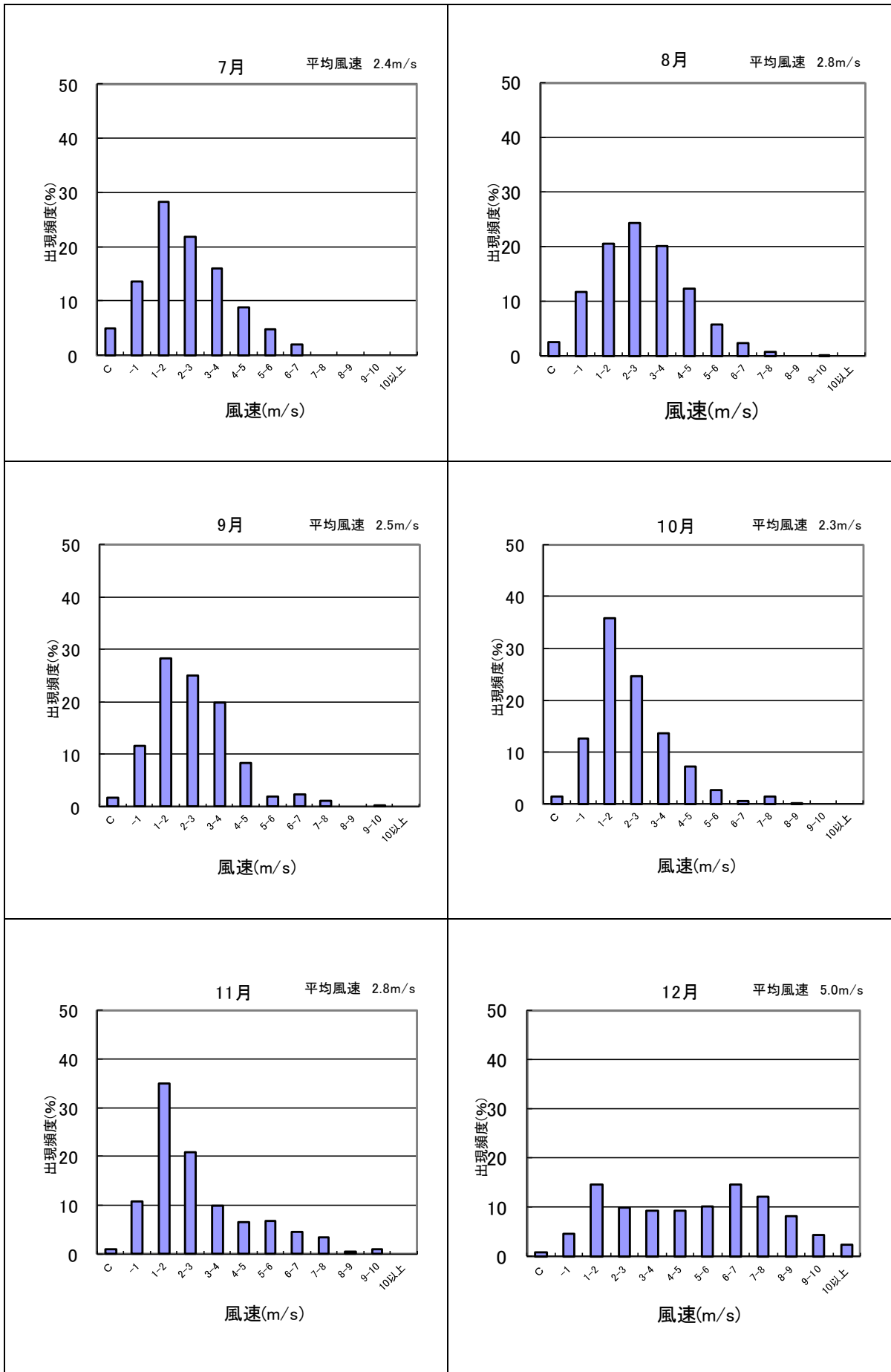


(4) 月別風速階級別出現頻度

(静岡県環境放射線旧監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

令和4年1月～12月の観測データによる。

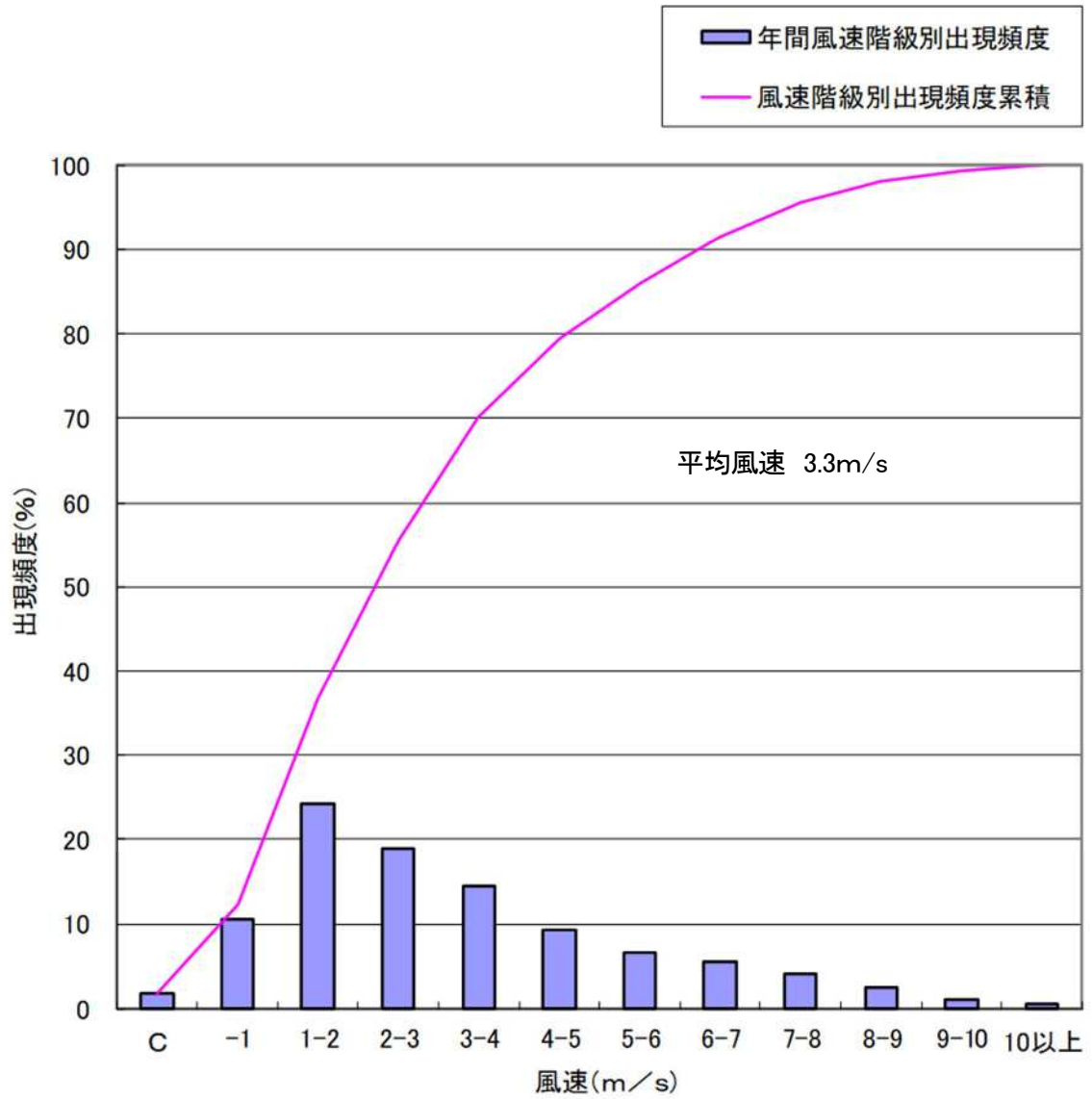




(5) 年間風速階級別出現頻度及び風速階級別頻度累積

(静岡県環境放射線旧監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

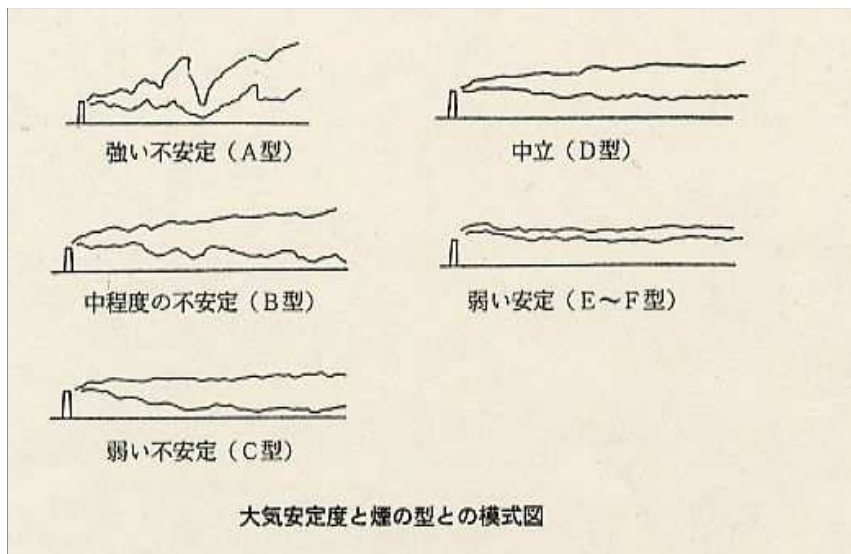
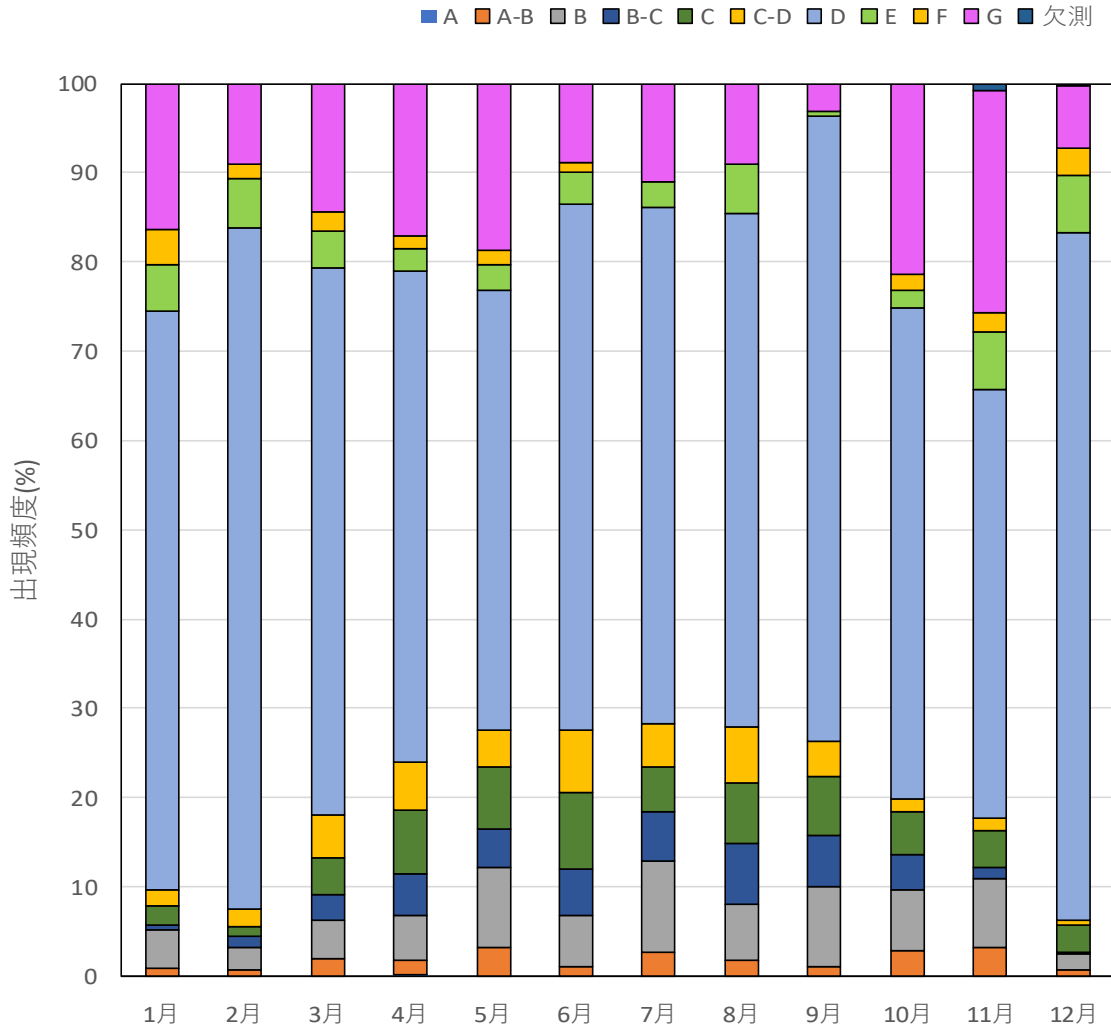
令和4年1月～12月の観測データによる。



(6) 年間及び月別大気安定度出現頻度

(静岡県環境放射線旧監視センター、海拔27.5m、地上12.5m)

令和4年1月～12月の観測データによる。



23-6 周辺地域の水源地、飲料水の給水施設状況等

令和6年4月1日

事業名	給水地域	種別	水源	水源の所在地	発電所からの		人口 (人)	計画 給水 人口 (人)	現在 給水 人口 (人)	年間 給水量 (千 m^3)
					方位	距離 (m)				
御前崎市 上水道事業	市内 全域	用水 配給	深井戸	吉田町	北東	21,000	30,125	35,700	30,540	4,645
		用水 供給	流水	島田市	北	33,000				

23-7 農林水産物の生産及び出荷状況

1 農林水産物の生産状況

農産物

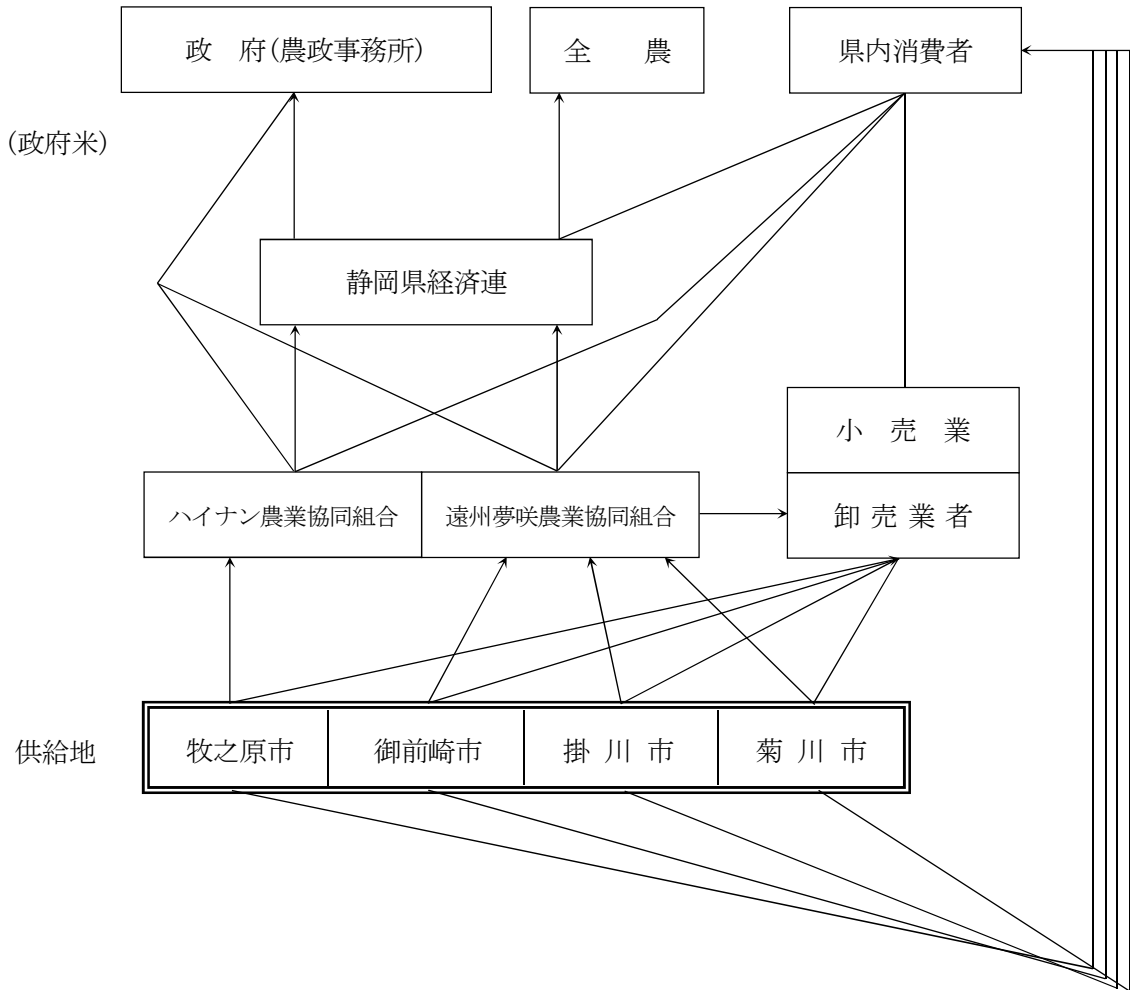
関東農林水産統計年報

農林編(R3-R4)

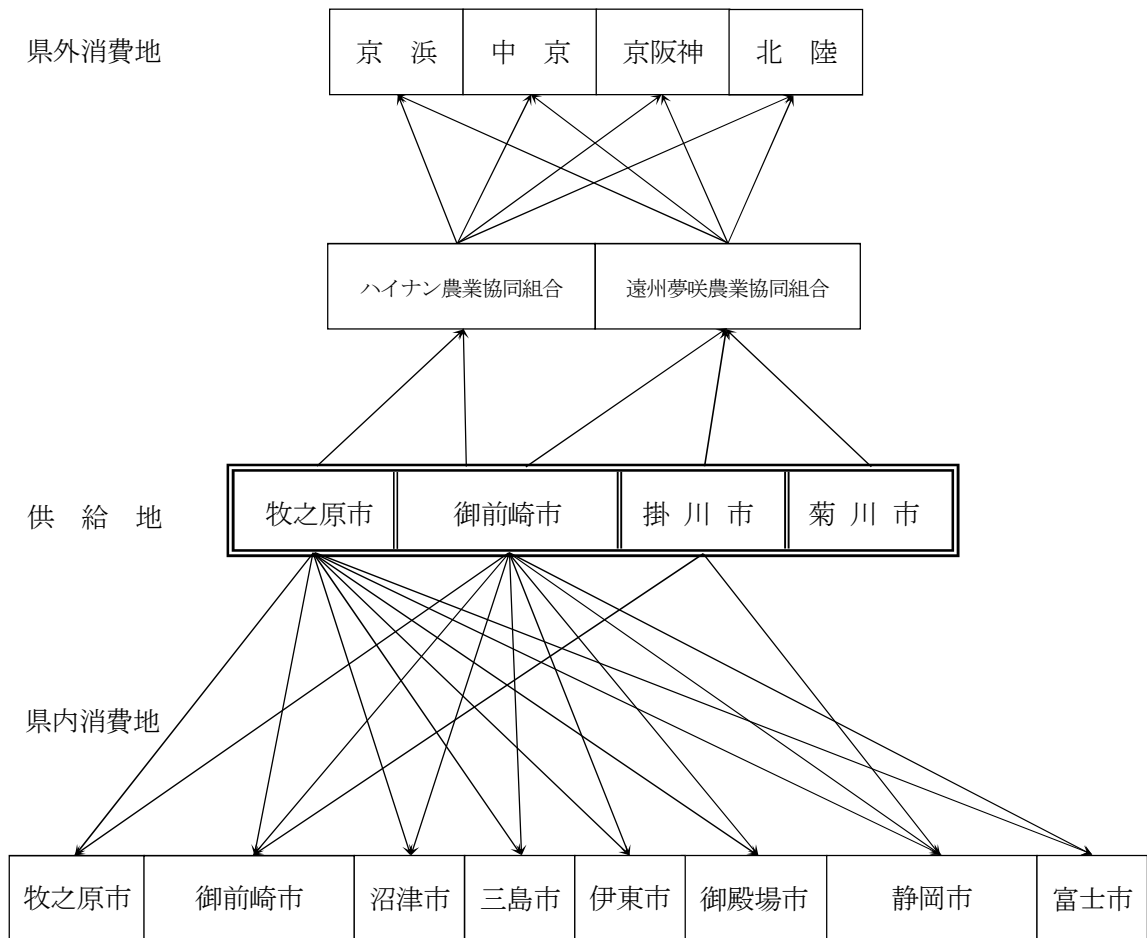
区分 種別	面積 (ha)	生産量 (収穫) (t)	販売数量 (出荷) (t)
水稲	270	1,400	データなし
小麦	非公表	非公表	非公表
(春植え)馬鈴薯	データなし	データなし	データなし
にんじん	データなし	データなし	データなし
きゅうり	データなし	データなし	データなし
はくさい	データなし	データなし	データなし
キャベツ	データなし	データなし	データなし
ねぎ	データなし	データなし	データなし
大根	23	1,010	813
たまねぎ	データなし	データなし	データなし
茶	データなし	データなし	データなし
トマト	10	837	813
レタス	7	198	180

2 農林水産物の出荷状況

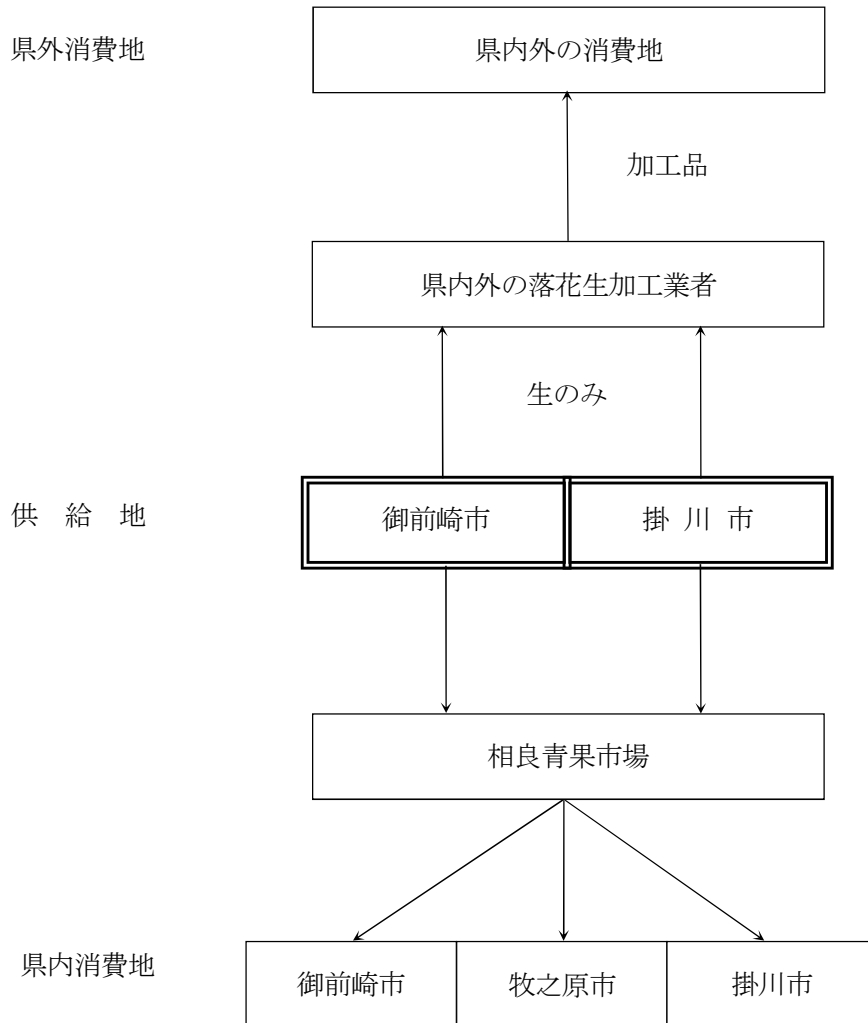
(1) 米 穀



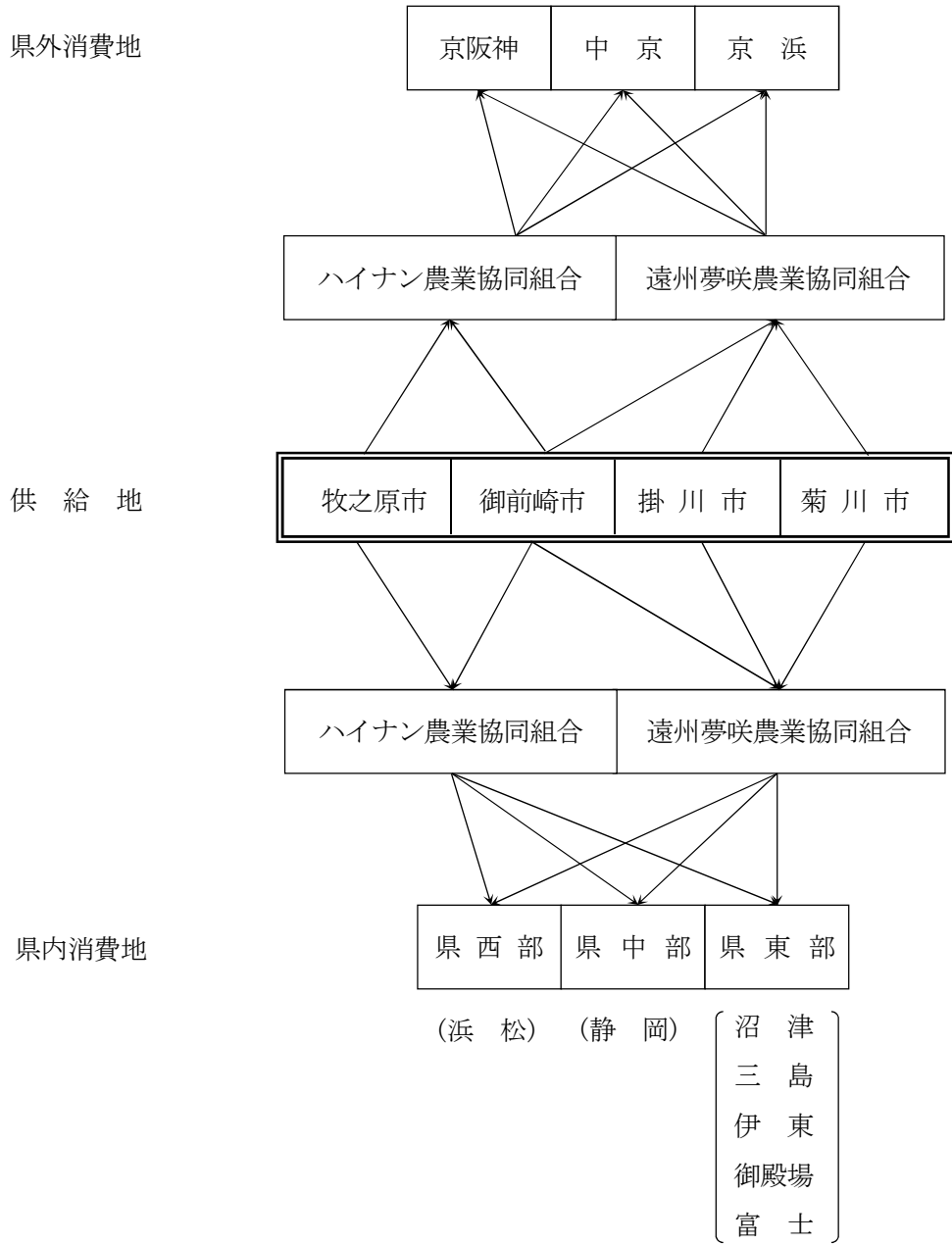
(2) 穀類(かんしょ、ばれいしょ、大豆、麦)



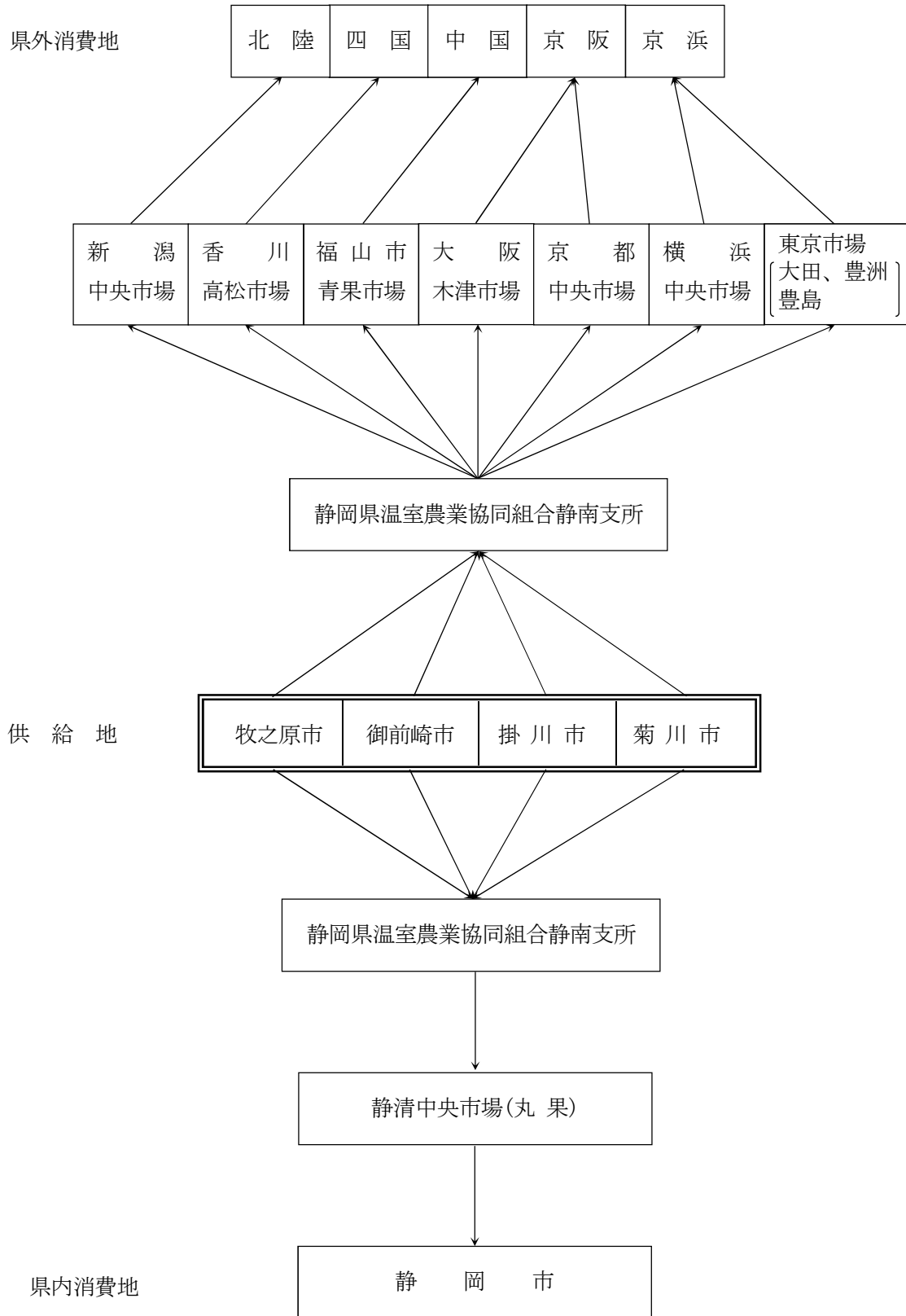
(3) 穀類(落花生)



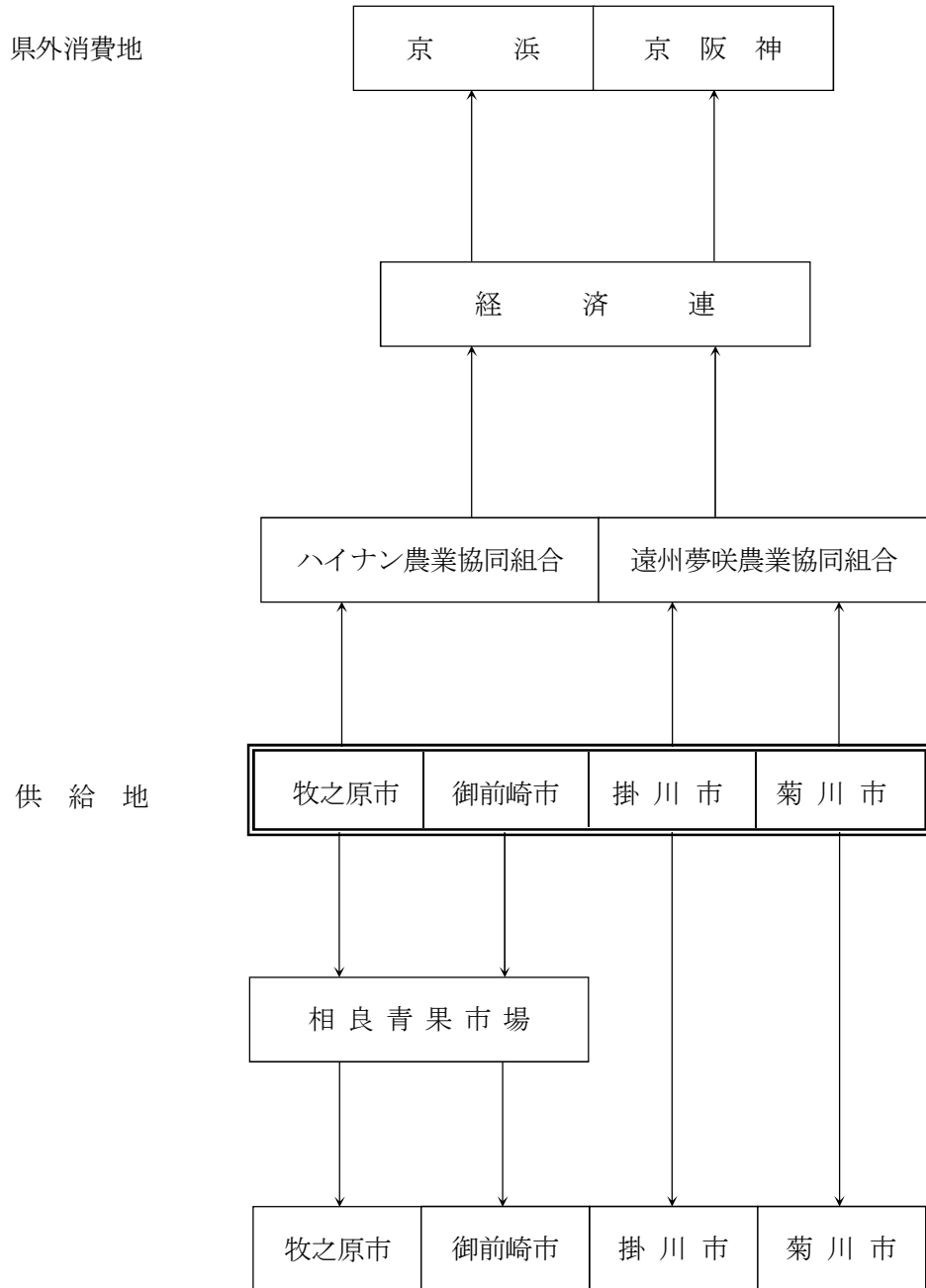
- (4) 野菜類 (露地メロン、トマト、いちご、メキャベツ、ねぎ、だいこん、たまねぎ、すいか、えだまめ、はくさい、きゅうり、にんじん、エシャレット、野沢菜、キャベツ、さといも、ほうれんそう)



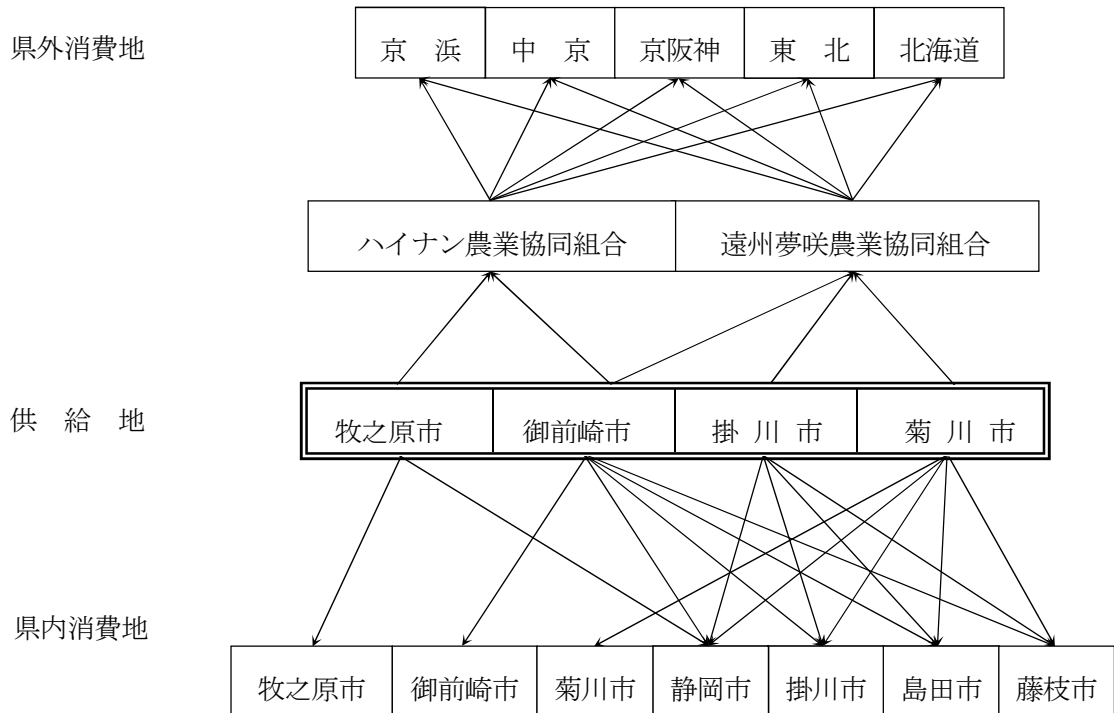
(5) 温室メロン



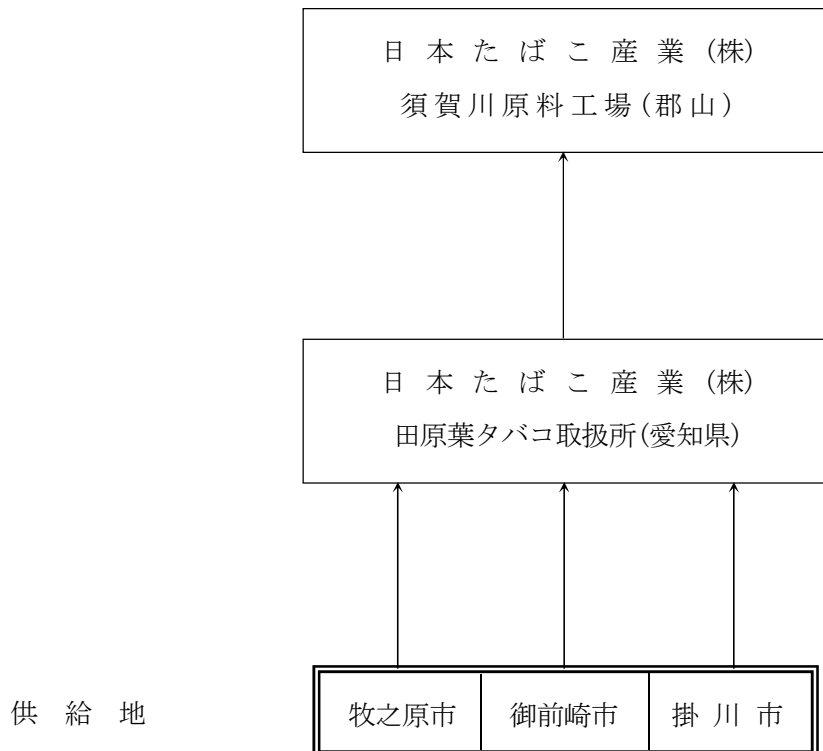
(6) みかん



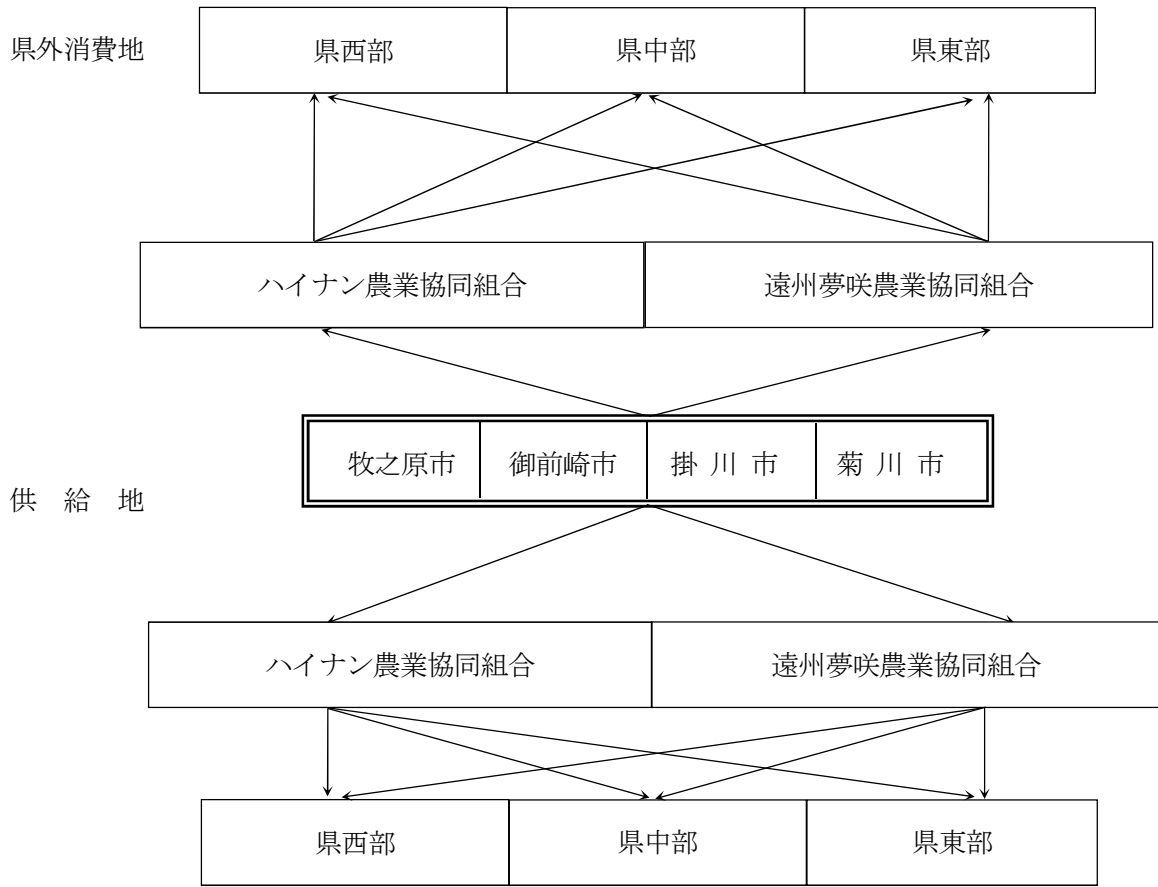
(7) 茶



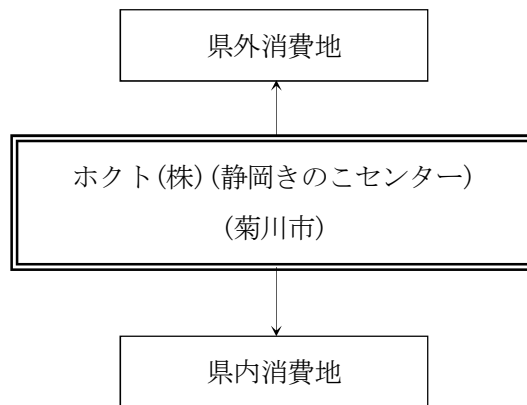
(8) 葉たばこ



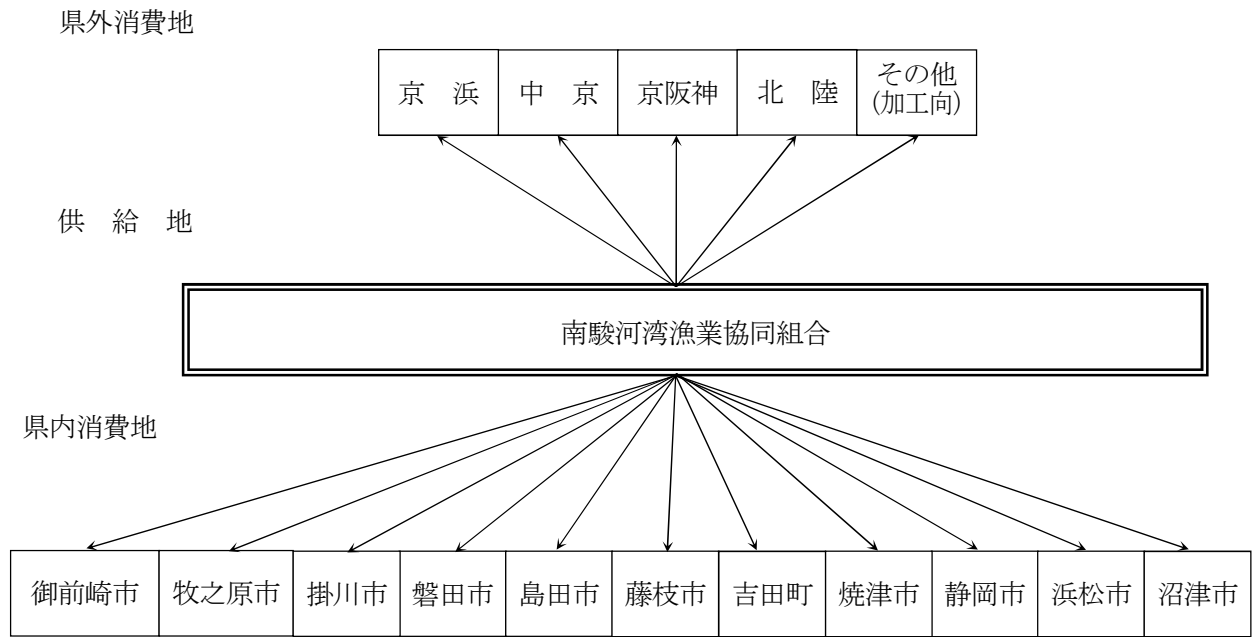
(9) きのこと



供給地



(10) 近海(かつお、まぐろ、シラス、イセエビ、サザエ、アワビ、イカ、アジ、海藻類)



3 農畜水産物物流関係機関一覧

団体(名称)	郵便番号	住所	電話番号
静岡県経済農業協同組合連合会	422-8620	静岡市駿河区曲金3-8-1	054-284-9700
西部支所	437-0065	袋井市堀越454-1	0538-43-8511
西部畜産センター	437-0065	袋井市堀越454-1	0538-42-4141
小笠食肉センター	437-1507	菊川市赤土1787-2	0537-73-2114
遠州夢咲農業協同組合	437-1593	菊川市下平川6265	0537-73-5111
ハイナン農業協同組合	421-0422	牧之原市静波73-5	0548-22-8000
静岡県温室農業協同組合	437-0056	袋井市小山219	0538-86-6861
静南支所	437-1412	掛川市干浜6851-1	0537-72-2331
浜名酪農農業協同組合小笠支所	436-0045	掛川市小鷹町9	0537-22-6168
中央製乳(株)	441-8134	愛知県豊橋市植田町字八尻12	0532-25-1157
協同乳業(株)東海工場	484-0956	愛知県犬山市新川1-10	0568-69-0873
いなさ酪農農業協同組合	431-1303	浜松市浜名区細江町三和744-1	053-522-1958
静岡牛乳協同組合	421-1221	静岡市葵区牧ヶ谷1871	054-276-0400
東海明治(株)	437-0061	袋井市久能3001-1	0538-45-2727
(有)太田原牛乳	439-0019	菊川市半済1500	0537-35-2319
フクロイ乳業(株)	437-0043	袋井市新池845-4	0538-42-4301
米久おいしい鶏(株) 静岡事業所	438-0011	磐田市笠梅462-1	0538-38-0811
静岡県成鶏加工協同組合	438-0013	磐田市向笠竹之内1294-5	0538-38-2628
浜松市食肉地方卸売市場	435-0048	浜松市中央区上西町986	053-461-7555
静岡県漁業協同組合連合会	420-8666	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル	054-252-5151
南駿河湾漁業協同組合御前崎本所	437-1623	御前崎市港6131	0548-63-3111
相良支所	421-0511	牧之原市片浜3381-78	0548-52-0234
地頭方支所	421-0533	牧之原市新庄1209-1	0548-58-0331
御前崎海上保安署	437-1623	御前崎市御前崎6170-2	0548-63-4999

23-8 静岡県緊急時モニタリング実施要領

(平成 27 年 10 月 5 日 策定)

(令和元年 11 月 1 日 最終改正)

1 目的

この要領は、静岡県緊急時モニタリング計画の実施事項等の詳細について定めることにより、県及び関係市町が行う緊急時モニタリングの実効性を確保することを目的とする。

2 緊急時モニタリング等の体制

(1) 県放射線監視班の組織体制等

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合に組織する県原子力災害警戒(対策)本部放射線監視班(以下「県放射線監視班」という。)の組織体制及び業務内容等は別図 1 及び別表 1 のとおりとする。

(2) EMCの組織体制等

施設敷地緊急事態又は施設敷地緊急事態を経ないで全面緊急事態に至った場合に国が設置する緊急時モニタリングセンター(以下「EMC※」という。)の組織体制及び業務内容等は別図 2 及び別表 2 のとおりとする。

※ EMC:Emergency Monitoring Center

3 緊急時モニタリング等の体制の整備

(1) 要員の動員体制の整備

ア 県放射線監視班の動員体制

県は、県放射線監視班の班員名簿を作成し、当該名簿を常に最新の状態に維持するとともに、EMCの関係者と共有するものとする。

イ 国等からの要員の受入れ態勢の整備

県は、国等のEMC構成要員派遣体制を把握し、原子力防災センター内に要員の受入れ態勢を整備するものとする。

(2) モニタリング資機材等の整備等

ア モニタリング資機材等の整備・維持管理

県は、モニタリング資機材等(空間放射線量及び放射能の測定機器及び監視機器、通信機器、防護用資機材等)に関する整備計画を定めるものとする。

また、県は、保有するモニタリング資機材等の一覧表を作成するとともに、当該資機材等の維持管理計画を定めるものとする。

イ モニタリング資機材等の配備体制の構築

県は、使用可能な状態にあるモニタリング資機材等を常に把握し、モニタリング資機材等の実効的な配備体制を構築するものとする。

ウ 緊急時モニタリングに必要な関連情報等の整備

県は、別紙 1 のとおり緊急時モニタリングの実施に必要な情報等を整理し、常に最

新の状態を維持するものとする。

(3) 事業者との連携

県は、緊急時モニタリング要員及びモニタリング資機材等の配備方法等について、平常時から中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)と緊密に連携を取り、緊急時モニタリングを効率的かつ効果的に実施できる体制を構築するものとする。

4 緊急時モニタリングにおける指示及び連絡系統

県は、施設敷地緊急事態又は施設敷地緊急事態を経ないで全面緊急事態が発生した場合、一斉配信システム等により県放射線監視班の班員に連絡するものとする。

また、県は、緊急時モニタリングを効率的かつ効果的に実施するため、中部電力に応援要員の派遣を要請する。(応援要員は、県放射線監視班の班員として活動する。)

県放射線監視班の班員は、連絡を受信後、直ちにあらかじめ定められた場所に参集し、EMCセンター長の指示によりEMC構成要員として活動するものとする。

なお、各要員の活動内容については、当該要員が属する機関に指揮命令権がある。

このため、県は関係市町等の要員の活動内容について、所属機関の意向等が尊重されたものとなるよう配慮するものとする。

5 情報収集事態等における対応

県は、情報収集事態になった場合又は御前崎市沿岸を含む津波予報区において津波警報が発表された場合、浜岡原子力発電所(以下「原子力発電所」という。)の状況を確認するとともに、以下のとおり対応するものとする。

(1) 監視センターの被害状況等の確認

監視センターは、施設内外の被害状況、自家発電機の稼働状況、通信機器の健全性等を確認する。

(2) 測定局等の被害状況等の確認

- ・監視センターは、モニタリングステーション等の固定型測定局及び気象局の被害状況及び通信回線の状況、自家発電機の稼働状況等をテレメータシステムにより確認する。また、必要に応じて現場確認を実施する。
- ・監視センターは、テレメータシステムにより、モニタリングステーション等の測定状況を確認し、平常時モニタリングを継続する。
- ・地震等の影響により、モニタリングステーション等の固定型測定局による測定の継続に支障が認められる場合には、可搬型モニタリングポスト等を設置するなどの必要な措置を講ずる。

(3) 勤務時間外等の対応

勤務時間外又は休日等に情報収集事態等になった場合の職員の配備体制及び連絡体制は別に定めるものとする。

(4) 対応状況等の報告

監視センターは、別表3により関係機関に対し対応状況等を報告する。

6 警戒事態における対応

県は、警戒事態になった場合、原子力発電所の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至る場合に備え、以下のとおり対応するものとする。

(1) 監視センターの被害状況等の確認

地震、津波等が発生した場合には、監視センターは施設内外の被害状況、自家発電機の稼働状況、通信機器の健全性等を確認する。

(2) 測定局等の被災状況等の確認

- ・監視センターは、テレメータシステムにより、モニタリングステーション等の測定状況を確認する。
- ・監視センターは、地震、津波等が発生した場合には、モニタリングステーション等の固定型測定局及び気象局の被害状況及び通信回線の状況、自家発電機の稼働状況等をテレメータシステムにより確認する。また、必要に応じて現場確認を実施する。
- ・地震等の影響により、モニタリングステーション等の固定型測定局による測定の継続に支障が認められる場合には、可搬型モニタリングポスト等を設置するなどの必要な措置を講ずる。

(3) 関係機関との連絡手段の確認

監視センターは、緊急時モニタリング計画に定めるEMC構成機関との連絡手段に支障がないか確認する。

(4) 関連情報の収集等

監視センターは、次に示すモニタリングの実施に必要な情報等を、事態の進展状況に応じて継続的に収集する。

- ・原子力発電所の状況
- ・気象情報
- ・道路等の被害情報
- ・道路交通情報
- ・関係機関の参集・対応状況
- ・防護措置の準備・実施状況
- ・その他

(5) モニタリング資機材等の点検

監視センターは、モニタリング資機材等を点検し、使用可能な状態であることを確認する。

(6) 緊急時モニタリングの準備

監視センターは、テレメータシステムにより、モニタリングステーション・ポスト及び原子力発電所内モニタの測定値(2分値)の変動を連続監視するとともに、必要に応じモニタリングステーション・ポストで測定したスペクトルデータの変化を監視する。

監視センター及び関係市町は、可搬型モニタリングポスト等を設置・測定可能な状態に準備する。更に、原子力発電所の状況により追加で測定を開始する必要があると考えられる場合には、あらかじめ定めた地点に可搬型モニタリングポスト等を設置し測定を開始する。(沿岸部への設置については、津波警報等が発令されている場合、その解除後に行うこととする。)

また、監視センター及び関係市町は、必要に応じ、あらかじめ定めた地点に可搬型ダスト・ヨウ素サンプラを設置し、大気試料の採取を開始する。

(7) EMCの設置準備

監視センターは、原子力規制庁と連絡を取りながら、県オフサイトセンター（以下「OFC」という。）及び監視センター内にEMCを設置するための準備(国等から派遣される要員の受入体制の確保等)を行う。

※ **OFC**： **Offsite Center**

(8) 勤務時間外等の対応

勤務時間外又は休日等に警戒事態になった場合の職員の配備体制及び連絡体制は別に定めるものとする。

(9) 対応状況等の報告

監視センターは、別表3により関係機関に対し対応状況等を報告する。

7 初期モニタリング

県は、原子力発電所が施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合の初期対応段階において、以下のとおり緊急時モニタリング(初期モニタリング)を実施するものとする。

なお、警戒事態を経ないで施設敷地緊急事態以降の事態に至った場合には、6の(1)から(7)までの対応を速やかに講ずるものとする。

(1) 緊急時モニタリング体制の確立

ア 県放射線監視班の設置

県は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至った場合、監視センター内に県放射線監視班を設置する。

県放射線監視班の班員は、4の規定によりあらかじめ定められた場所に参加する。

イ EMCの設置

国は、施設敷地緊急事態に至った場合、OFC等にEMCを立ち上げるとしている。県放射線監視班は、EMCの立上げに協力するとともに、EMCの運営に参画する。

ウ 要員等の動員要請等

原子力規制委員会及び県放射線監視班は、別図3により、緊急時モニタリング計画に定めるEMC構成機関に対し、緊急時モニタリング要員及びモニタリング資機材等の動員並びに緊急時モニタリングの開始を要請する。

エ 他の測定分析グループの体制の確認

県放射線監視班は、中部電力ほか他の測定分析グループの体制が整っているかどうかを

確認する。

(2) 初期モニタリングの実施

ア 初期モニタリングの開始

県放射線監視班は、EMCの立上げと同時にこれに参画し、EMCの活動方針等の下で緊急時モニタリングを開始する。

イ 初期モニタリングの実施範囲

EMCが実施する緊急時モニタリングの内容は、原子力事故合同対策本部又は政府の原子力災害対策本部(全面緊急事態の場合。以下「原子力災害対策本部」という。)が作成する緊急時モニタリング実施計画に定められる。

県放射線監視班は、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時防護措置を準備する区域(以下「UPZ[※]」という。)を中心に、避難等の防護措置実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先に実施する。

また、EMCの活動に支障を来さない範囲において、県放射線監視班長の指示により、環境放射線モニタリングを実施する場合がある。

なお、UPZ圏外のモニタリング方法等は、現在、原子力規制庁において検討中である。原子力規制庁の検討結果を踏まえ定めるものとする。

※ **UPZ:U**rgent **P**rotective **A**ction **P**lanning **Z**one

ウ 初期モニタリングの実施事項

① 施設敷地緊急事態におけるモニタリング

県放射線監視班は、施設敷地緊急事態に至った場合、放射性物質の放出を遅滞なく検出するとともに、更なる事態の進展に備え、別表4のとおりモニタリングを実施する。なお、モニタリング内容の詳細(測定時期、測定項目、測定方法、測定地点、測定頻度、対象核種等)については、緊急時モニタリング実施計画及びこれに基づきEMCが作成する指示書等に規定される。

② 全面緊急事態におけるモニタリング

県放射線監視班は、全面緊急事態に至った場合、運用上の介入レベル(OIL[※])に基づく防護措置の実施の判断材料の提供のため、別表5のとおりモニタリングを実施する。なお、モニタリング内容の詳細(測定時期、測定項目、測定方法、測定地点、測定頻度、対象核種等)については、緊急時モニタリング実施計画及びこれに基づきEMCが作成する指示書等に規定される。(県放射線監視班長の指示により実施するモニタリングについても同様の書類が発出される。)

※ **OIL:O**perational **I**ntervention **L**evel

(3) 対応状況等の報告

県放射線監視班は、別表6により関係機関に対し対応状況等を報告する。

8 中期モニタリング

モニタリング方法等は、現在、原子力規制庁において検討中である。原子力規制庁の検討結

果を踏まえ定めるものとする。

9 復旧期モニタリング

モニタリング方法等は、現在、原子力規制庁において検討中である。原子力規制庁の検討結果を踏まえ定めるものとする。

10 モニタリング結果の取扱

(1) EMC設置前(情報収集事態、津波警報発表時及び警戒事態)

監視センターは、収集したモニタリング結果について妥当性を確認した後、必要に応じて現地の情報を付与し、関係機関(別表3)へ報告するものとする。

県は、妥当性が確認されたモニタリング結果をホームページ等において速やかに公表するものとする。

(2) EMC設置後(施設敷地緊急事態以降)

EMCの活動方針等に基づき実施した緊急時モニタリングの結果は、別図4のとおり全てEMCに集約され、その妥当性が確認された上で、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部ほか関係機関で共有される。また、妥当性が確認された緊急時モニタリング結果については、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部において評価され公表される。

県放射線監視班は、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部において評価が終了した緊急時モニタリングの結果について、関係機関(別表6)へ情報提供するものとする。

県原子力災害警戒(対策)本部は、評価が終了した緊急時モニタリングの結果について、国と必要な調整を行った上でホームページ等に公表するものとする。

(3) モニタリングステーション等のデータの取扱

県は、常時連続で測定しているモニタリングステーション等のデータについては、(1)及び(2)の規定に関わらずホームページ等で公表するとともに、住民等が閲覧可能なよう平常時から適切な維持管理を行うものとする。

11 要員の安全管理

(1) 要員の防護措置

ア 放射線防護責任者

県は、監視センター所長を緊急時モニタリングにおける放射線防護の責任者(以下「放射線防護責任者」という。)に充て、県放射線監視班班員の放射線防護に関する業務を担当させるものとする。

イ 安定ヨウ素剤の備蓄等

県は、県放射線監視班班員の放射性ヨウ素による内部被ばくを防止するため、安定ヨウ素剤を必要数量備蓄し、放射線防護責任者にこれを適切に管理させるものとする。

放射線防護責任者は、県放射線監視班の班員が放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれのある場所で活動する場合には、安定ヨウ素剤を携行させるものとする。

また、放射線防護責任者は、原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、速やかに県放射線監視班の班員に伝達するものとする。^(注)

(注) 安定ヨウ素剤の服用等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(平成25年7月19日作成原子力規制庁)を参照のこと。

ウ 防護服等の着用

放射線防護責任者は、放射性物質による汚染又はそのおそれのある場所において活動する県放射線監視班の班員に対し、出勤時に防護服、防護マスク等を着用又は携行させるものとする。

また、放射線防護責任者は、原子力発電所から放射性物質が放出されるおそれがあることを知ったとき又は原子力発電所敷地内若しくは敷地外の空間放射線量率の測定値が別表7に定める基準以上になったときは、屋外で活動する県放射線監視班の班員に対し、防護服、防護マスク等の着用を指示するものとする。

エ 体表面汚染検査

放射性物質による汚染又はそのおそれのある場所で活動した県放射線監視班の班員は、帰庁後、別紙2に定める方法及び基準により体表面汚染検査を行うとともに、検査結果を別に定める様式に記録するものとする。

(2) 被ばく線量管理

ア 被ばく線量の管理

放射線防護責任者は、放射性物質による汚染又はそのおそれのある場所で活動した県放射線監視班の班員に対し、活動期間中の外部被ばく線量を別に定める様式に記録させるとともに、活動の都度、これを報告させるものとする。

また、放射線防護責任者は、緊急時モニタリング実施期間中において、別に定める様式により県放射線監視班班員(応援要員を除く。)の被ばく線量を管理するものとする。

イ 被ばく線量管理基準

緊急時モニタリング計画第7の2の(2)の規定による被ばく線量管理基準は、別表8のとおりとする。

放射線防護責任者は、県放射線監視班の班員(応援要員を除く。)が基準を超える線量を被ばくし、又は被ばくするおそれがあると認めた場合には、当該基準に応じ、直ちに必要な措置を講ずるとともに、EMCセンター長に報告し、以後の従事について必要な対応をとるよう進言するものとする。

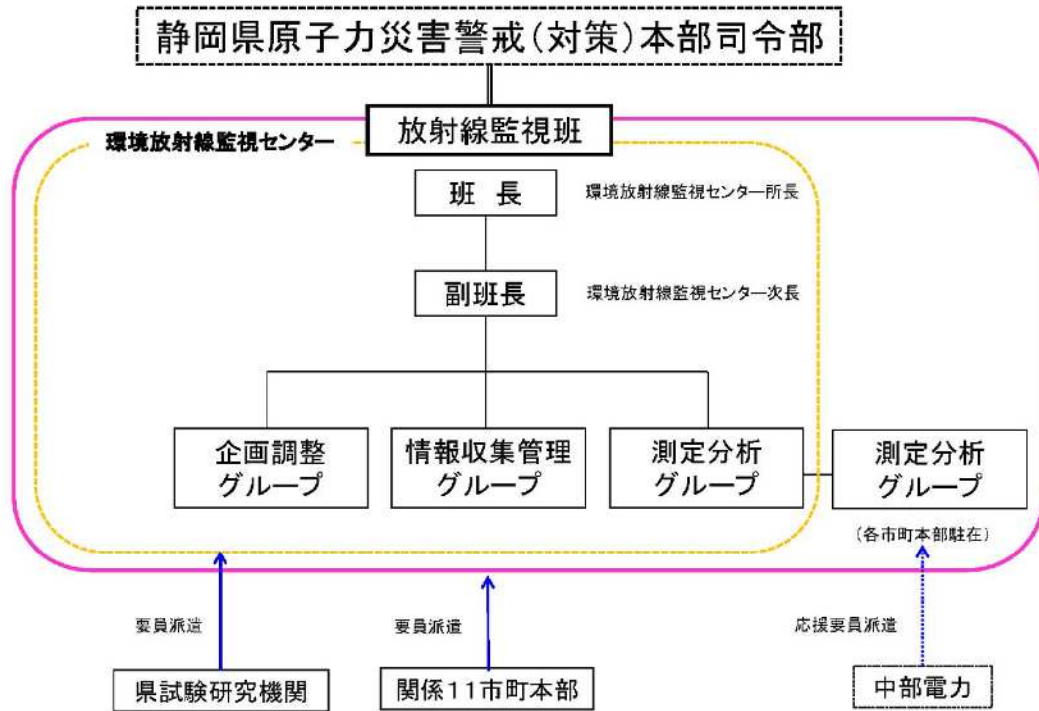
(3) 健康診断

放射線防護責任者は、県放射線監視班の班員(応援要員を除く。)に適切な間隔で医師の健康診断を受けさせるものとする。

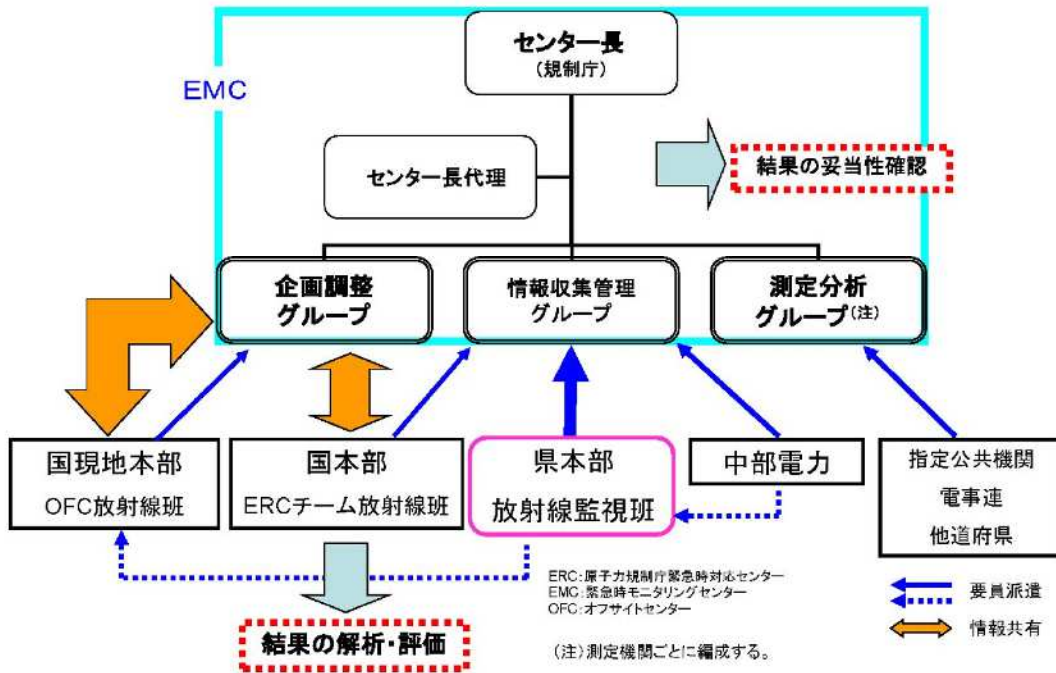
また、放射線防護責任者は、県放射線監視班の班員が次のいずれかに該当する場合、遅滞なくその者に医師の健康診断を受けさせるものとする。

ア 体表面汚染検査の結果、基準を上回る値を検出し、その汚染を容易に除去することができない場合

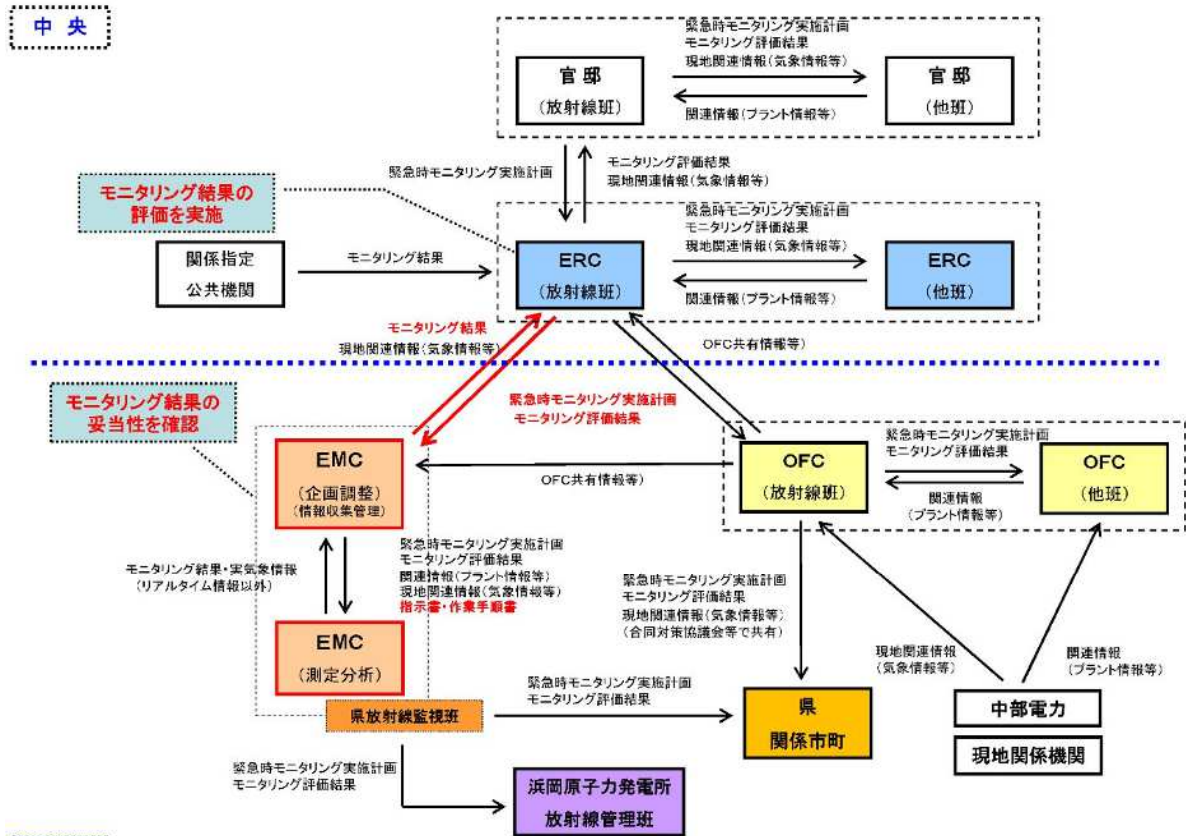
- イ 別に定める実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれがある場合
- ウ その他放射線防護責任者が必要と認める場合



別図1 県本部放射線監視班

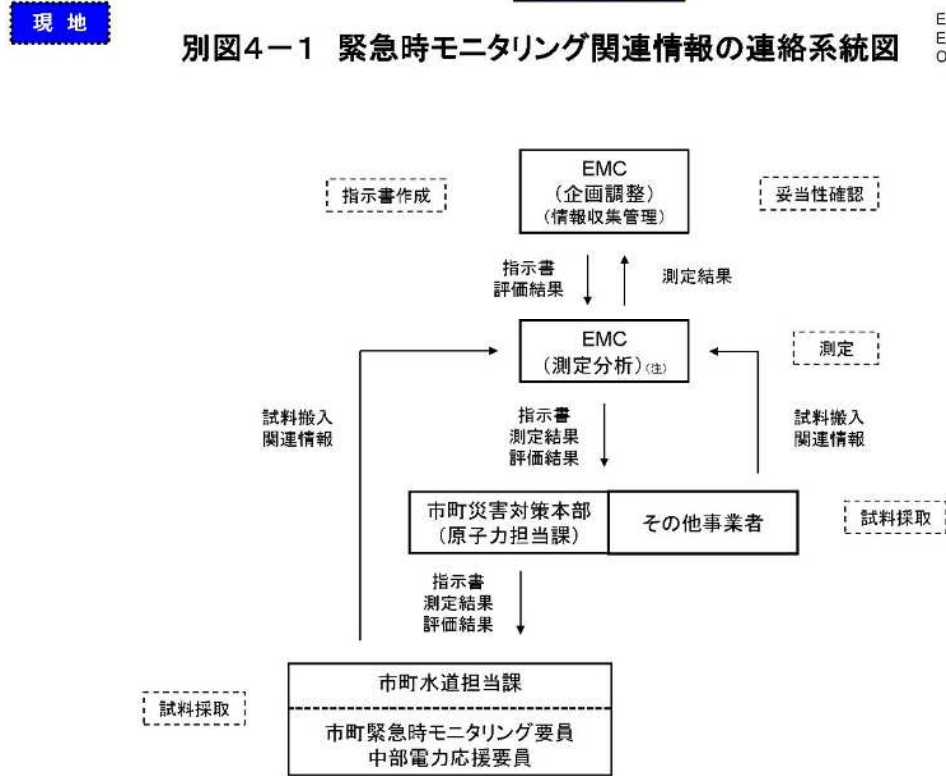


別図2 緊急時モニタリングセンター



ERC: 原子力規制庁緊急時対応センター
 EMC: 緊急時モニタリングセンター
 OFC: オフサイトセンター

別図4-1 緊急時モニタリング関連情報の連絡系統図



別図4-2 飲料水モニタリング関連情報の連絡系統図(放出後初期)

(注)市町等との情報共有は県本部放射線監視班の役割として実施する。

別表1 県原子力災害警戒本部（原子力災害警戒本部）放射線監視班体制表（121名）（注）要員数は2交代制を基本とした場合の総数

役割	要員	業務内容	EMCでの配備先
班長 (1)	監視センター班長	<ul style="list-style-type: none"> 県放射線監視班の総括 EMC企画調整グループの業務 緊急時モニタリング実施要領に基づくモニタリングの実施申出の決定・指示^{※1} 班員の放射線防護に関する事項 	センター班代理 兼企画調整グループ 長補佐
班副班長 (1)	監視センター次長	<ul style="list-style-type: none"> 県放射線監視班の業務補佐 EMC企画調整グループの業務 緊急時モニタリング実施要領に基づくモニタリングの企画調整^{※1} 	企画調整グループ長 補佐
企画調整グループ (10)	監視センター 県試験研究機関 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> EMC企画調整グループの業務 緊急時モニタリング実施要領に基づくモニタリングの企画調整^{※1} 	企画調整グループ
情報収集管理グループ (10)	監視センター 県試験研究機関 ^{※2} 御前崎庁	<ul style="list-style-type: none"> EMC情報収集管理グループの業務 緊急時モニタリング実施要領に基づくモニタリングの情報収集管理^{※1} 	情報収集管理グループ
測定分析グループ (99)	監視センター 県試験研究機関 ^{※2} 御前崎庁	<ul style="list-style-type: none"> EMC測定分析グループの業務 緊急時モニタリング実施要領に基づくモニタリングのうち野外における空間放射線量の測定及び環境試料中の放射能の測定^{※1} 	測定分析グループ (県)
	牧之京庁	(注) 監視センターに参集する。	測定分析グループ
	菊川市		測定分析グループ
	掛川市		測定分析グループ
	吉田町		測定分析グループ
	袋井市		測定分析グループ
	焼津市		測定分析グループ
	藤枝市		測定分析グループ
	島田市		測定分析グループ
	森町		測定分析グループ
	磐田市		測定分析グループ
	中部電力	応援要員としてIPZ圏内各市町に4名ずつ(2名×2交代制)配置する。	測定分析グループ

※1 EMCによる緊急時モニタリングに関する事項を除外。
 ※2 県試験研究機関：県立衛生学研究所、農林技術研究所茶業研究センター、水産技術研究所及び工業技術研究所

別表2 緊急時モニタリングセンター（EMC） 体制表

（注）要員数は2交代制を基本とした場合の総数

役割	要員	業務内容	備考
センター長 (1)	原子力規制庁（監視情報課放射線対策課課長）	・EMCの統括 ・緊急時モニタリングの方針及び詳細実施事項の決定 ・要員の安全確保に関する事項	
センター長代理	原子力規制庁（上野放射線防災専門官） 監視センター（所長）	・EMCの統括補佐 ・センター長不在時の代行	業務
企画調整グループ (18)	（グループ長） 2名 原子力規制庁（上野放射線防災専門官） （グループ長補佐） 2名 監視センター（所長） 監視センター（次長）	・EMC主要員管理 ・企画調整グループの取りまとめ ・他グループとの連絡調整	
情報収集管理グループ (16)	（グループ長） 2名 原子力規制庁 （グループ長補佐） 監視センター （グループ員） 監視センター 2名 基礎研究機関* 中部電力 関係自治体公共機関 2名	・県北部原子力施設、EPC放射線班、EPC構成機関、事業者及びその他関係機関との連絡調整 ・緊急時モニタリング実施計画にそぐ実地内容（指図書）の作成 ・緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供 ・緊急時モニタリング実施計画（改訂）案の提案及び意見付与 ・回が実施される緊急時モニタリング（航空機モニタリング等）の配理調整 ・EMC構成要員、資機材等の確保（EPCへの動員要請） ・各EMC構成機関が行うEMC構成要員の何人被ばく線量管理状況の収集	
情報収集管理グループ (16)	（グループ員） 原子力規制庁 （グループ長補佐） 監視センター （グループ員） 基礎研究機関* 御前崎市 中部電力	・情報収集管理グループの取りまとめ ・他グループとの連絡調整	
情報共有システム等 維持・管理班 連絡班	（グループ員） 基礎研究機関* 御前崎市 中部電力	・交際情報及び測定結果等 ・テレメータシステムによる情報収集 ・緊急時モニタリング結果の取りまとめ、要員確保及び関係機関への報告	

	<p>関係指定公共機関</p> <p>2名</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結末の全所調査グループへの伝達 OPIC放射線班等から共有される監視情報等のEMC内での共有 妥当性に疑義がある場合の測定分析グループへの再調査等の連絡 タレント作業 	<p>県放射線監視班十回 関係指定公共機関 一中部電力で構成</p>
<p>測定分析グループ 【原】 (1.3)</p> <p>【電話・連絡班】 【測定・採取班】 【分析班】</p>	<p>(グループ長) 監視センター 約2名</p> <p>(グループ員：監視センター駐在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視センター 1名 県試験研究機関* 12名 御前崎市 3名 国 2名 関係指定公共機関 12名 <p>(グループ員：各市町本部駐在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 牧之原市 5名 菊川市 4名 掛川市 4名 吉田町 4名 袋井市 4名 焼津市 4名 藤枝市 4名 高田市 4名 森町 4名 磐田市 4名 中部電力 40名 	<p>測定分析グループ(原)の取組み 他グループとの連絡調整 チーム員の個人被ばく線量等 空間放射線量の測定 環境試料の採取及び放射能の測定 資機材の数量及び維持管理 個人被ばく線量の記録</p> <p>空間放射線量の測定 環境試料の採取に係る調整 環境試料の採取及び運搬 環境試料の放射能の簡易測定 要員、資機材等の管理 個人被ばく線量の記録</p>
<p>測定分析グループ 【中部電力】</p>	<p>【浜岡原子力発電所原子力防災組織設計 線管理班】 中部電力 約20名</p> <p>(機関ごとにグループを編成する。)</p>	<p>(注)IPZ圏内各市町に1名(2名×2交代)ずつ配置する。 発電所内を拠点に活動する。</p>
<p>測定分析グループ 【その他構成機関】</p> <p>※ 県試験研究機関：環境衛生科学研究所、農林技術研究所、農林技術研究所、農林技術研究所及び工業技術研究所</p>		

別表3 情報収集事態、津波警報発表時及び警戒事態における報告事項・報告先

報告事項：① 職員参集(活動)状況 ② 施設・設備等の被害状況・措置状況
③ モニタリング結果^(注)

(注) ・10分値又は1時間値を報告する。

・異常値が検出されなければ、原則として正時ごとに取りまとめる。

機関	担当部署	報告事項		
		①	②	③
ERC	放射線担当 (又は監視情報課)	△	○	○
OFC	現地警戒本部	△	○	○
県	原子力安全対策課又は 本部原子力班	○	○	○
	中部危機管理局又は 中部方面本部		△	○
	県西部危機管理局又は 県西部方面本部		△	○
御前崎市	危機管理課又は 災害対策本部		△	○
牧之原市	危機管理課又は 災害対策本部		△	○
掛川市	危機管理課又は 災害対策本部		△	○
菊川市	安全課又は 災害対策本部		△	○
焼津市	危機対策課又は 災害対策本部		△	○
吉田町	防災課又は 災害対策本部		△	○
藤枝市	危機管理課又は 災害対策本部		△	○
島田市	危機管理課又は 災害対策本部		△	○
袋井市	防災課又は 災害対策本部		△	○
森町	総務課又は 災害対策本部		△	○
磐田市	危機管理課又は 災害対策本部		△	○
浜岡原子力発電所	緊急時対策所		△	△

○:報告 △:必要に応じて報告

別表4 施設敷地緊急事態におけるモニタリングの実施事項

実施事項	内 容
① 空間放射線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 固定型測定局（モニタリングステーション・ポスト、電子式線量計等）の通信回線の状態を確認する。 ➤ テレメータシステム又は情報共有・公表システムにより、P A Z 圏内のモニタリングステーションで測定した空間放射線量率（2分値）の変動を重点的に監視する ➤ テレメータシステムにより、P A Z 圏内のモニタリングステーションで測定したスペクトルデータの変化を監視する。 ➤ 電子式線量計（常設化がされていないものに限る。）をあらかじめ定めた地点に設置し、測定を開始する。 ➤ 点検等により測定を行っていない固定型測定局については、必要に応じ代替措置（可搬型モニタリングポストの設置等）を講ずる。 ➤ モニタリングカー等による走行サーベイの検閲を行う。 ➤ サーベイメータによる測定が実施できるよう、資機材等を準備する。
② 原子力発電所内モニタの監視	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレメータシステムにより、原子力発電所内モニタ（モニタリングポスト、排気筒（口）モニタ及び放水口モニタ）の測定値（2分値）の変動を監視する。
③ 大気中の放射性物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ダストモニタ、大気モニタ及びヨウ素サンプラの通信回線の状態を確認する。 ➤ テレメータシステムにより、モニタリングステーションに設置しているダストモニタの測定値（2分値）の変動を監視する。 ➤ 施設の状況に応じ、大気モニタ及びヨウ素サンプラを遠隔で起動させ、大気試料の採取を開始する。 ➤ 必要に応じ、可搬型ダスト・ヨウ素サンプラを設置し、大気試料の採取を開始する。
④ 飲料水中の放射性物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 試料採取に従事可能な要員を確保する。（市町水道担当課等） ➤ 試料採取に必要な資機材（採水瓶等）を準備する。
⑤ 土壌中の放射性物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土壌の採取が実施できるよう、資機材等を準備する。
⑥ 環境試料（飲料水及び土壌以外）中の放射性物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境試料（飲料水及び土壌以外）の採取が実施できるよう、資機材等を準備する。
⑦ 放出源情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中部電力から放射性物質の放出量等に関する情報を収集する。
⑧ 発電所情報の収集及び確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域防災計画に基づき、中部電力から送信される情報により発電所の状況を確認する。 ➤ 中部電力から放出源情報（放射性物質の放出量等）を収集する。

（注）モニタリングの「手順等は、別に作成する「緊急時測定・分析マニュアル」において定めることとする

別表5 全面緊急事態におけるモニタリングの実施事項

※ 警戒事態及び施設敷地緊急事態を経ないで全面緊急事態に至った場合には、別表5のうち必要な事項を迅速に実施する。

実施事項	内 容
① 空間放射線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレメータシステム又は情報共有・公表システムにより、モニタリングステーション・ポスト、可搬型モニタリングポスト及び直立式線量計で測定した空間放射線量率（2分値）の変動を監視する。 ➤ テレメータシステムにより、モニタリングステーション・ポスト等で測定したスペクトルデータの変化を監視する。 ➤ 放射性物質の放出があった場合、地表面の沈着状況を把握するため、空間放射線量率の1時間値の変動を監視する。 ➤ 放射性物質の分布状況及び蓄積状況の詳細を把握するため、走行サーベイ及びサーベイメータによる空間放射線量率の測定を実施する。このとき、発電所の状況や要員の放射線防護に留意し実施する。 ➤ 気象情報や防護措置の検討状況等に応じ、可搬型モニタリングポスト、サーベイメータ、モニタリングカー等の測定地点（ルート）を修正する。
② 原子力発電所内モニタの監視	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレメータシステムにより、原子力発電所内モニタ（モニタリングポスト、排気筒（L）モニタ及び放水口モニタ）の測定値（2分値）の変動を監視する。
③ 大気中の放射線物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレメータシステムにより、ダストモニタ及び大気モニタの測定値の変動を監視する。 ➤ 放射性物質の放出があった場合、大気モニタ及びヨウ素サンプラから定期的に試料を回収し測定を行う。可搬型ダスト・ヨウ素サンプラを稼働させている場合も同様とする。
④ 飲料水中の放射性物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性物質の放出があった場合、空間放射線量率の測定結果や気象情報等を基に、速やかに試料採取地点を決定し、試料採取を行う。 ➤ O I L 6のためのモニタリングが開始されるまでの間、各地点1日1回、試料採取を行い測定する。
⑤ 土壌中の放射線物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 空間放射線量率がO I L 2の基準を超過した場合、当該測定地点近辺の土壌を採取し、測定を実施する。 ➤ また、放射性物質の放出の停止後、大気中の放射性物質濃度の測定地点近辺についても土壌を採取し、測定を実施する。
⑥ 環境試料（飲料水及び土壌以外）中の放射性物質濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性物質の放出があった場合、その池上沈着後、U P Z圏内の地域生産物等を採取し、測定を実施する。採取試料は別に定めるリストから選定する。
⑦ 発電所情報の収集及び確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域防災計画に基づき、中部電力から送信される情報により発電所の状況を確認する。 ➤ 中部電力から放出源情報（放射性物質の放出量等）を収集する。

（注）モニタリングの手順等は、別に作成する「緊急時測定・分析マニュアル」において定めることとする。

別表6 初期モニタリングにおける報告事項・報告先(県放射線監視班としての役割)

- 報告事項：① 要員参集(活動)状況 ② EMC設置・緊急時モニタリング開始
 ③ 緊急時モニタリング実施計画(写し) ④ 指示書(写し)
 ⑤ モニタリング結果^(注) ⑥ モニタリング評価結果
 ⑦ 要員の放射線被ばく状況
 (注)・10分値又は1時間値を報告する。
 ・異常値が検出されなければ、原則として正時ごとに取りまとめる。

機関	担当部署	報告事項						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
県	本部原子力班	○	○	○	○	○	○	
	中部方面本部		○	○	○	○	○	
	西部方面本部		○	○	○	○	○	
	環境衛生科学研究所							○
	農林技術研究所							○
	茶業研究センター							○
	水産技術研究所							○
	工業技術研究所							○
御前崎市	災害対策本部		○	○	○	○	○	○
牧之原市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
掛川市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
菊川市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
焼津市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
吉田町	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
藤枝市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
島田市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
袋井市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
森町	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
磐田市	災害対策本部		○	○	○	○	○	△
浜岡原子力発電所	緊急時対策所			○	○	○	○	○

○:報告 △:必要に応じて報告

別表7 防護服等の着用基準

空間放射線量率	備考
150 μ Sv/h	地上1mの高さで測定する。

(注) この基準より早期に着用することを妨げない。

別表8 要員の被ばく線量管理基準

区分	基準	基準を超えた場合の措置
個人管理目標値	1mSv/日	当日における従事を解除
個人管理基準値	50mSv	要員指名を解除
活動中止基準値	1mSv/時	当該地域の緊急時モニタリング活動を当分の間全面中止

(注) 本基準は暫定的なものであり、原子力規制委員会等により基準が定められた場合にはそれに従うものとする。

別紙 1 緊急時モニタリングに必要な関連情報等

関連情報等	備考
県地域防災計画(原子力災害対策編)	既存資料
関係市町地域防災計画(原子力災害対策編)	既存資料
浜岡原子力発電所各号機設置許可申請書	既存資料
浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画	既存資料
浜岡原子力発電所周辺地図	既存資料
平常時モニタリング計画・平常の変動幅	既存資料
県放射線監視班班員名簿	
モニタリングステーション・ポスト等所在地	
空間放射線量率の測定候補地点	
防護措置の実施単位－空間放射線量率測定候補地点関連図	
モニタリングカーによる走行サーベイルート	
大気試料採取候補地点	
環境試料(水・土壌・飲食物)採取候補地点	
モニタリング資機材(測定機器、通信機器等)保有数量・整備計画・維持管理計画	
防護用資機材保有数量・整備計画・維持管理計画	
備蓄物資保有数量・整備計画	
EMC構成機関及び関係機関連絡先	
EMC構成要員名簿	
緊急時モニタリングに係る動員計画(原子力規制委員会)	平成27年1月21日発出
モニタリングステーション等に付属する非常用発電機稼働可能時間	
災害対応型給油所所在地	
緊急時測定・分析マニュアル (測定手順書・測定機器操作マニュアル・取扱説明書)	

別紙2 スクリーニング検査の方法及び基準

1 検査方法

- ・防護服等を脱ぐ。(防護服等は適切に廃棄する。)
- ・GM式サーベイメータ(入射窓面積20cm²)を使用し、検出器を皮膚から数cm離し、移動させながら全身を測定する。

2 基準

測定の結果、以下の基準を上回る値を検出した場合には、迅速に除染等を行うものとする。

時期	測定項目	基準
事故から1ヶ月まで	ベータ線計数率 (皮膚から数cm離れた位置)	40,000cpm
事故1ヶ月後	ベータ線計数率 (皮膚から数cm離れた位置)	13,000cpm

(資料編)

【関連資料】

資料1-1	静岡県原子力災害対策（警戒）本部指令部放射線監視班配備体制……………	1
資料1-2	県放射線監視班配備表案……………	2
資料2	空間放射線量率測定機器仕様……………	3
資料3	空間放射線量率の測定地点……………	5
資料4	大気モニタ・ヨウ素サンプラ配置地点……………	7
資料5	モニタリングカー等による走行サーベイの実施方法……………	8
資料6-1	飲料水のモニタリングについて……………	13
資料6-2	飲料水試験料採取候補地点（EMC対応）……………	15
資料7-1	食品のモニタリングについて……………	18
資料7-2	食品試料採取候補地点……………	19
資料8	緊急時モニタリング資機材一覧……………	20

【様式】

様式1	個人被ばく線量記録票……………	21
様式2	被ばく線量管理票……………	22

資料 1 - 1

静岡県原子力災害対策（警戒）本部指令部放射線監視班配備体制

平成 28 年 10 月 3 日
静岡県環境放射線監視センター

県原子力災害警戒本部又は県原子力災害対策本部が設置された場合の指令部放射線監視班の配備体制について下記のとおり定める。

記

1 配備体制

放射線監視班の配備体制案を別表に示す。

本案は配備体制の基本形であり、班員の参集状況や緊急事態の状況などに応じて変更するものとする。

また、各班員の配備先は環境放射線監視センターが提案し、各班員の所属長の確認を得て、班長が決定するものとする。

2 放射線監視班と EMC との関係

国が EMC（緊急時モニタリングセンター）を設置した場合、放射線監視班はそのまま EMC に参画し、その方針下で活動することになる。ただし、環境中の放射性物質の状況等により、EMC での活動に加え、県本部の判断で独自に活動することが妨げられるものではない。

県放射線監視班配備表

資料1-2

No.	所 属	要員	シフト	配 備 先		備 考	No.	所 属	要員	シフト	配 備 先		備 考
				グループ	班・チーム						グループ	班・チーム	
1	環境放射線監視センター	所長	A 1	企画調整	企画班	班長, 6長補佐	82	中部電力 (応援要員)	1	A 42	測定分析	牧之原市Aチーム	牧之原市へ派遣
2	環境放射線監視センター	次長	B 1	企画調整	企画班	副班長, 6長補佐	83	中部電力 (応援要員)	2	A 43	測定分析	牧之原市Bチーム	牧之原市へ派遣
3	環境放射線監視センター	班員	A 7	情報収集管理	収集・確認班	6長補佐	84	中部電力 (応援要員)	3	A 44	測定分析	菊川市Aチーム	菊川市へ派遣
4	環境放射線監視センター	班員1	B 7	情報収集管理	収集・確認班	6長補佐	85	中部電力 (応援要員)	4	A 45	測定分析	菊川市Bチーム	菊川市へ派遣
5	環境放射線監視センター	班員2	A 2	企画調整	企画班		86	中部電力 (応援要員)	5	A 46	測定分析	掛川市Aチーム	掛川市へ派遣
6	環境放射線監視センター	班員3	B 2	企画調整	企画班		87	中部電力 (応援要員)	6	A 47	測定分析	掛川市Bチーム	掛川市へ派遣
7	環境放射線監視センター	班員4	A 12	測定分析	総括・連絡班	6長	88	中部電力 (応援要員)	7	A 48	測定分析	袋井市Aチーム	袋井市へ派遣
8	環境放射線監視センター	班員5	B 12	測定分析	総括・連絡班	6長	89	中部電力 (応援要員)	8	A 49	測定分析	袋井市Bチーム	袋井市へ派遣
9	環境放射線監視センター	班員6	A 13	測定分析	総括・連絡班		90	中部電力 (応援要員)	9	A 50	測定分析	磐田市Aチーム	磐田市へ派遣
10	環境衛生科学研究所	1	A 3	企画調整	総括・調整班		91	中部電力 (応援要員)	10	A 51	測定分析	磐田市Bチーム	磐田市へ派遣
11	環境衛生科学研究所	2	A 4	企画調整	総括・調整班		92	中部電力 (応援要員)	11	A 52	測定分析	森町Aチーム	森町へ派遣
12	環境衛生科学研究所	3	B 3	企画調整	総括・調整班		93	中部電力 (応援要員)	12	A 53	測定分析	森町Bチーム	森町へ派遣
13	環境衛生科学研究所	4	B 4	企画調整	総括・調整班		94	中部電力 (応援要員)	13	A 54	測定分析	島田市Aチーム	島田市へ派遣
14	環境衛生科学研究所	5	A 14	測定分析	総括・連絡班	監視センター参画	95	中部電力 (応援要員)	14	A 55	測定分析	島田市Bチーム	島田市へ派遣
15	環境衛生科学研究所	6	A 15	測定分析	総括・連絡班	監視センター参画	96	中部電力 (応援要員)	15	A 56	測定分析	藤枝市Aチーム	藤枝市へ派遣
16	環境衛生科学研究所	7	B 14	測定分析	総括・連絡班	監視センター参画	97	中部電力 (応援要員)	16	A 57	測定分析	藤枝市Bチーム	藤枝市へ派遣
17	環境衛生科学研究所	8	B 15	測定分析	総括・連絡班	監視センター参画	98	中部電力 (応援要員)	17	A 58	測定分析	焼津市Aチーム	焼津市へ派遣
18	農林技術研究所	1	A 5	企画調整	総括・調整班		99	中部電力 (応援要員)	18	A 59	測定分析	焼津市Bチーム	焼津市へ派遣
19	農林技術研究所	2	B 5	企画調整	総括・調整班		100	中部電力 (応援要員)	19	A 60	測定分析	吉田町Aチーム	吉田町へ派遣
20	農林技術研究所	3	A 8	情報収集管理	収集・確認班		101	中部電力 (応援要員)	20	A 61	測定分析	吉田町Bチーム	吉田町へ派遣
21	農林技術研究所	4	A 9	情報収集管理	収集・確認班		102	中部電力 (応援要員)	21	B 42	測定分析	牧之原市Aチーム	牧之原市へ派遣
22	農林技術研究所	5	B 8	情報収集管理	収集・確認班		103	中部電力 (応援要員)	22	B 43	測定分析	牧之原市Dチーム	牧之原市へ派遣
23	茶業研究センター	1	A 6	企画調整	総括・調整班		104	中部電力 (応援要員)	23	B 44	測定分析	菊川市Cチーム	菊川市へ派遣
24	茶業研究センター	2	B 6	企画調整	総括・調整班		105	中部電力 (応援要員)	24	B 45	測定分析	菊川市Dチーム	菊川市へ派遣
25	茶業研究センター	3	A 16	測定分析	県Aチーム	監視センター参画	106	中部電力 (応援要員)	25	B 46	測定分析	掛川市Cチーム	掛川市へ派遣
26	茶業研究センター	4	A 16	測定分析	県Cチーム	監視センター参画	107	中部電力 (応援要員)	26	B 47	測定分析	掛川市Dチーム	掛川市へ派遣
27	水産技術研究所	1	A 10	情報収集管理	連絡班		108	中部電力 (応援要員)	27	B 48	測定分析	袋井市Cチーム	袋井市へ派遣
28	水産技術研究所	2	B 10	情報収集管理	連絡班		109	中部電力 (応援要員)	28	B 49	測定分析	袋井市Dチーム	袋井市へ派遣
29	水産技術研究所	3	A 17	測定分析	県Aチーム	監視センター参画	110	中部電力 (応援要員)	29	B 50	測定分析	磐田市Cチーム	磐田市へ派遣
30	水産技術研究所	4	B 17	測定分析	県Cチーム	監視センター参画	111	中部電力 (応援要員)	30	B 51	測定分析	磐田市Dチーム	磐田市へ派遣
31	工業技術研究所	1	A 18	測定分析	県Aチーム	監視センター参画	112	中部電力 (応援要員)	31	B 52	測定分析	森町Cチーム	森町へ派遣
32	工業技術研究所	2	A 19	測定分析	県Bチーム	監視センター参画	113	中部電力 (応援要員)	32	B 53	測定分析	森町Dチーム	森町へ派遣
33	工業技術研究所	3	B 18	測定分析	県Cチーム	監視センター参画	114	中部電力 (応援要員)	33	B 54	測定分析	島田市Cチーム	島田市へ派遣
34	工業技術研究所	4	B 19	測定分析	県Dチーム	監視センター参画	115	中部電力 (応援要員)	34	B 55	測定分析	島田市Dチーム	島田市へ派遣
35	御前崎市	1	B 9	情報収集管理	収集・確認班		116	中部電力 (応援要員)	35	B 56	測定分析	藤枝市Cチーム	藤枝市へ派遣
36	御前崎市	2	A 11	情報収集管理	維持管理班		117	中部電力 (応援要員)	36	B 57	測定分析	藤枝市Dチーム	藤枝市へ派遣
37	御前崎市	3	B 11	情報収集管理	維持管理班		118	中部電力 (応援要員)	37	B 58	測定分析	焼津市Cチーム	焼津市へ派遣
38	御前崎市	4	B 13	測定分析	総括・連絡班	監視センター参画	119	中部電力 (応援要員)	38	B 59	測定分析	焼津市Dチーム	焼津市へ派遣
39	御前崎市	5	A 20	測定分析	県Bチーム	監視センター参画	120	中部電力 (応援要員)	39	B 60	測定分析	吉田町Cチーム	吉田町へ派遣
40	御前崎市	6	B 20	測定分析	県Dチーム	監視センター参画	121	中部電力 (応援要員)	40	B 61	測定分析	吉田町Dチーム	吉田町へ派遣
41	牧之原市	1	A 21	測定分析	牧之原市Aチーム								
42	牧之原市	2	A 22	測定分析	牧之原市Aチーム								
43	牧之原市	3	A 23	測定分析	牧之原市Bチーム								
44	牧之原市	4	B 21	測定分析	牧之原市Cチーム								
45	牧之原市	5	B 22	測定分析	牧之原市Dチーム								
46	菊川市	1	A 24	測定分析	菊川市Aチーム								
47	菊川市	2	A 25	測定分析	菊川市Bチーム								
48	菊川市	3	B 24	測定分析	菊川市Cチーム								
49	菊川市	4	B 25	測定分析	菊川市Dチーム								
50	掛川市	1	A 26	測定分析	掛川市Aチーム								
51	掛川市	2	A 27	測定分析	掛川市Bチーム								
52	掛川市	3	B 26	測定分析	掛川市Cチーム								
53	掛川市	4	B 27	測定分析	掛川市Dチーム								
54	袋井市	1	A 28	測定分析	袋井市Aチーム								
55	袋井市	2	A 29	測定分析	袋井市Bチーム								
56	袋井市	3	B 28	測定分析	袋井市Cチーム								
57	袋井市	4	B 29	測定分析	袋井市Dチーム								
58	磐田市	1	A 30	測定分析	磐田市Aチーム								
59	磐田市	2	A 31	測定分析	磐田市Bチーム								
60	磐田市	3	B 30	測定分析	磐田市Cチーム								
61	磐田市	4	B 31	測定分析	磐田市Dチーム								
62	森町	1	A 32	測定分析	森町Aチーム								
63	森町	2	A 33	測定分析	森町Bチーム								
64	森町	3	B 32	測定分析	森町Cチーム								
65	森町	4	B 33	測定分析	森町Dチーム								
66	島田市	1	A 34	測定分析	島田市Aチーム								
67	島田市	2	A 35	測定分析	島田市Bチーム								
68	島田市	3	B 34	測定分析	島田市Cチーム								
69	島田市	4	B 35	測定分析	島田市Dチーム								
70	藤枝市	1	A 36	測定分析	藤枝市Aチーム								
71	藤枝市	2	A 37	測定分析	藤枝市Bチーム								
72	藤枝市	3	B 36	測定分析	藤枝市Cチーム								
73	藤枝市	4	B 37	測定分析	藤枝市Dチーム								
74	焼津市	1	A 38	測定分析	焼津市Aチーム								
75	焼津市	2	A 39	測定分析	焼津市Bチーム								
76	焼津市	3	B 38	測定分析	焼津市Cチーム								
77	焼津市	4	B 39	測定分析	焼津市Dチーム								
78	吉田町	1	A 40	測定分析	吉田町Aチーム								
79	吉田町	2	A 41	測定分析	吉田町Bチーム								
80	吉田町	3	B 40	測定分析	吉田町Cチーム								
81	吉田町	4	B 41	測定分析	吉田町Dチーム								

※ B23は欠番

Aシフト		Bシフト		
グループ	班・チーム	県	市町	
企画調整	企画班	2		
	総括・調整班	4		
	情報収集管理	収集・確認班	3	
		連絡班	1	
測定分析	維持管理班		1	
	総括・連絡班	4		
	測定分析チーム(県)	4	1	
	測定分析チーム(市町)		21	
Bシフト				
グループ	班・チーム	県	市町	
企画調整	企画班	2		
	総括・調整班	4		
	情報収集管理	収集・確認班	2	1
		連絡班	1	
測定分析	維持管理班		1	
	総括・連絡班	3		
	測定分析チーム(県)	4	1	
	測定分析チーム(市町)		20	
計		34	47	

- 【留意事項】
- 1 本表は初期設定のための案であり、要員の参集状況や緊急事態の状況に応じて変更することがある。
 - 2 配備先のはめ込みは各所属で提案し、班長が決定するものとする。
 - 3 シフトA: AM8:00-PM8:00 シフトB: PM8:00-AM8:00
※適当な期間でAとBのシフトの入替えを行うものとする。

空間放射線量率の測定地点

資料3

防護措置の実施単位	地点番号	測定地点	所在地	
牧之原市	1	牧之原 1 A	菅山小学校	牧之原市西山寺6-1
	2	牧之原 2 A	大江区民会館	牧之原市大江530-1
	3	牧之原 3 A	萩開保育園	牧之原市西萩開889
	4	牧之原 4 A	萩開小学校	MP24
	5	牧之原 5 A	権原中学校	牧之原市仁田100-1
	6	牧之原 6 A	牧之原小学校	牧之原市東萩開2082-13
	7	牧之原 7 A	勝間田小学校	牧之原市勝間588-3
	8	牧之原 8 A	富士山静岡空港	MP22
	9	牧之原 9 A	細江小学校	牧之原市細江1260
吉田町	1	吉田 1 A	吉田町役場	MP25
	2	吉田 2 A	自強小学校	吉田町神戸1748-2
	3	吉田 3 A	町立すみれ保育園	吉田町川尻791
焼津市	1	焼津 1 A	大井川町川津運動公園陸上競技場管理棟	焼津市西島538
	2	焼津 2 A	大井川南小学校	焼津市吉永490
	3	焼津 3 A	焼津市大井川庁舎北局	MP26
	4	焼津 4 A	大富小学校	焼津市中根新田637
	5	焼津 5 A	和田小学校	焼津市田尻541
	6	焼津 6 A	焼津市消防防災センター	焼津市石津728-2
	7	焼津 7 A	焼津西小学校	焼津市塩津117-1
	8	焼津 8 A	東笠津小学校	焼津市石島上66
藤枝市	1	藤枝 1 A	大洲地区交流センター	藤枝市大洲3-17-12
	2	藤枝 2 A	藤枝総合庁舎	水4
	2	藤枝 2 B	青島南地区交流センター	藤枝市青島町3-7-30
	3	藤枝 3 A	青島北地区交流センター	藤枝市南新屋14-1
	4	藤枝 4 A	高洲地区交流センター	藤枝市高柳4-9-13
	5	藤枝 5 A	稲葉地区交流センター	藤枝市寺島851
	6	藤枝 6 A	藤枝市役所	藤枝市岡上山1-11-1
7	藤枝 7 A	西笠津地区交流センター	藤枝市立花2-6-8	
島田市	1	島田 1 A	ふじのくに茶の都ミュージアム	島田市金谷南1見町3053-2
	2	島田 2 A	湯田小学校	島田市湯田584
	3	島田 3 A	初倉南小学校	島田市南原10
	4	島田 4 A	島田第二小学校	島田市南1丁目10-1
	5	島田 5 A	六合中学校	島田市道徳2丁目25-1
	6	島田 6 A	島田市役所金谷庁舎	島田市金谷代官町3400
	7	島田 7 A	伊太小学校	島田市伊太1314
	8	島田 8 A	島田市中央公園	MP23
	9	島田 9 A	消防南第一分団三郎講所	島田市大代1079-3
	10	島田 10 A	駿遠学園	島田市福州112
	11	島田 11 A	神座小学校	島田市神座1444
	12	島田 12 A	栢賀小学校	島田市栢賀875
菊川市	1	菊川 1 A	学校法人南校学園菊川南校高校	菊川市河東5442-5
	2	菊川 2 A	菊川市水道事務所	MP14
	3	菊川 3 A	丹野公民館	菊川市丹野466-10
	4	菊川 4 A	菊川市消防本部	菊川市東横地385
	5	菊川 5 A	内田地区センター	菊川市下内田1730
	6	菊川 6 A	菊川市役所	MP21
	7	菊川 7 A	西方地区センター	菊川市西方2380-1
	8	菊川 8 A	河城地区センター	菊川市吉沢451-1

防護措置の実施単位	地点番号	測定地点	所在地	
掛川市	1	掛川 1 A	掛川市大東支所	MP13
	2	掛川 2 A	大洞小学校	掛川市大洞5602
	3	掛川 3 A	大東北公民館	掛川市下土方267-1
	4	掛川 4 A	掛川市大須賀支所	MP19
	5	掛川 5 A	上内田小学校	掛川市上内田3323
	6	掛川 6 A	掛川市役所	MP18
	7	掛川 7 A	第一小学校	掛川市掛川1108-1
	8	掛川 8 A	西山口小学校	掛川市成滝145
	9	掛川 9 A	榮川中学校	掛川市本所338
	10	掛川 10 A	口坂小学校	掛川市大野3-1
	11	掛川 11 A	和田岡小学校	掛川市吉岡639-2
	12	掛川 12 A	原谷小学校	掛川市本郷561-1
	13	掛川 13 A	桜木小学校	掛川市下垂木1472-1
	14	掛川 14 A	西郷小学校	掛川市上西郷2606-2
	15	掛川 15 A	城北小学校	掛川市水垂178
	16	掛川 16 A	原田小学校	掛川市原屋1624-1
	17	掛川 17 A	さくら咲く学校	掛川市萩開423
	18	掛川 18 A	掛川市倉真	MP20
磐田市	1	磐田 1 A	豊浜交流センター	磐田市豊浜2921-1
	2	磐田 2 A	磐田市福田支所	MP15
	3	磐田 3 A	南御厨交流センター	磐田市東朝屋613
	4	磐田 4 A	中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝59-1
	5	磐田 5 A	福田健康福祉会館	磐田市宇兵新田186-1
	6	磐田 6 A	大原排水機場	磐田市大原1980-2
	7	磐田 7 A	桶ヶ谷沼ビジターセンター	磐田市岩井315
	8	磐田 8 A	今之浦第1ボウリング場	磐田市今之浦一丁目12
	9	磐田 9 A	竜洋尾虫自然観察公園	磐田市大中瀬320-1
	10	磐田 10 A	中遠総合庁舎	水3
	10	磐田 10 B	富士見小学校	磐田市富士見町4-9-5
	11	磐田 11 A	向笠交流センター	磐田市向笠竹之内391-6
	12	磐田 12 A	南部中学校	磐田市野籠32
	13	磐田 13 A	かぶと塚公園	磐田市見付1075-1
14	磐田 14 A	鈴川スポーツ交流の里ゆめりあ競技場	磐田市大久保892-36	
袋井市	1	袋井 1 A	中新田公会堂	袋井市中新田218
	2	袋井 2 A	笠原小学校	袋井市山崎4822
	3	袋井 3 A	壽命山	袋井市壽557-1
	4	袋井 4 A	浅羽東小学校	袋井市浅羽2800
	5	袋井 5 A	袋井市役所	MP16
	6	袋井 6 A	聖徳袋井市民病院	袋井市久能2515-1
	7	袋井 7 A	月見の里学遊館	袋井市上山梨4丁目3-7
	8	袋井 8 A	三川小学校	袋井市友永38
森町	1	森 1 A	森町飯田総合センター	MP17

MP : 16

電子式線量計 : 74

計 90

空間放射線量率の測定地点(追加又はバックアップ地点)

防護措置の実施単位	地点番号	測定地点	所在地	防護措置の実施単位	地点番号	測定地点	所在地
牧之原市	1			掛川市	1	掛川 1 B 中小学校	掛川市中3080
	2	牧之原 2 B 片浜小学校	牧之原市片浜1210		2	掛川 2 B 東大谷公民館	掛川市大洲11420-1
	3	牧之原 3 B 東森岡公会堂	牧之原市東森岡433-3		3	掛川 3 B 佐東小学校	掛川市小貫1474
	4	牧之原 4 B 人寄公民館	牧之原市人寄356-5		4	掛川 4 B 宗義法人三三五敷	掛川市横須賀725-8
	5				5	掛川 5 B 県立掛川工業高校	掛川市藁町15-1
	6	牧之原 6 B 牧之原コミュニティセンター	牧之原市布引原256-1		6	掛川 6 B 竹我小学校	掛川市額家384
	7	牧之原 7 B 切山下農業研修センター	牧之原市切山415		7	掛川 7 B 県立掛川東高校	掛川市南西郷1357
	8	牧之原 8 B 坂部小学校	牧之原市坂部468-1		8	掛川 8 B 22世紀の公園	掛川市清水1652
	9	牧之原 9 B 藤原総合病院	牧之原市細江2887-1		9		
吉田町	1			10	掛川 10 B 東山地域生涯学習センター	掛川市東山1265-1	
	2			11			
	3			12			
焼津市	1	焼津 1 B 焼津西小学校	焼津市上泉1688-1	13	掛川 13 B 桜が丘中学校	掛川市富部716	
	2	焼津 2 B 焼津南幼稚園	焼津市古永334-2	14	掛川 14 B 北中学校	掛川市上西郷220-2	
	3	焼津 3 B 焼津東小学校	焼津市宗高428	15	掛川 15 B 初馬公民館	掛川市初馬2045-2	
	4	焼津 4 B 焼津南小学校	焼津市中根1-1	16	掛川 16 B 原野谷中学校	掛川市寺島15	
	5	焼津 5 B さくら保育園	焼津市北新田379-1	17			
	6	焼津 6 B 小川公民館	焼津市小川2724-1	18			
	7	焼津 7 B 大村中学校	焼津市大村3-25-1				
	8	焼津 8 B 焼津コミュニティ防災センター	焼津市坂本971-5	磐田市	1		
藤枝市	1	藤枝 1 B 藤枝市民大洲温水プール	藤枝市善左衛門1-11-1		2	磐田 2 B 福川屋内スポーツセンター	磐田市岸島393-1
	2				3	磐田 3 B 東部小学校	磐田市東貝塚208
	3	藤枝 3 B サンライフ藤枝	藤枝市小石川町4-1-11		4		
	4	藤枝 4 B 志太広域事務組合高柳清掃工場	藤枝市高柳2338-1		5		
	5	藤枝 5 B 藤枝市し原中継基地	藤枝市谷稲葉2-1		6	磐田 6 B 中泉交流センター	磐田市中泉2404-1
	6	藤枝 6 B 藤枝総合運動公園	藤枝市原100		7	磐田 7 B 上水道中区浄水場	磐田市向笠西4670-8
	7	藤枝 7 B 藤枝市浄化センター	藤枝市城南3-2-1		8		
	8				9	磐田 9 B 竜舟東小学校	磐田市中平町23
島田市	1	島田 1 B 菊川の里会館	島田市菊川643-2		10		
	2	島田 2 B 鎌塚集会所	島田市湯戸2156-1		11	磐田 11 B 向島中学校	磐田市向笠竹之内1162-1
	3	島田 3 B 谷口公民館	島田市阪本4952-1		12		
	4	島田 4 B 河原町公会堂	島田市河原1丁目15-20		13		
	5	島田 5 B 六合東小学校	島田市東町1200		14		
	6	島田 6 B 五和小学校	島田市牛尾435	袋井市	1	袋井 1 B 浅羽南小学校	袋井市西岡筈148
	7				2	袋井 2 B 寿永寺別院	袋井市豊沢192-33
	8	島田 8 B 島田市役所	島田市中央町1-1		3		
	9				4	袋井 4 B 田原幼稚園	袋井市新池190-1
	10				5	袋井 5 B 袋野駅	袋井市袋野691-8
	11	島田 11 B 野外活動センター山の家	島田市身成48-3		6		
	12				7	袋井 7 B 今井小学校	袋井市大田692
8			8				
菊川市	1	菊川 1 B 小笠南地区コミュニティセンター(通称:みたまやま会館)	菊川市高橋3669-1	森町	1		
	2	菊川 2 B 小笠東地区コミュニティセンター(通称:くさりん)	菊川市川上1371-2				
	3	菊川 3 B 布引原南公民館	菊川市赤土2250-1				
	4	菊川 4 B 市営保養センター小笠荘	菊川市大石88				
	5	菊川 5 B 加茂地区センター	菊川市加茂5112				
	6	菊川 6 B 菊川市立総合病院	菊川市東横地1632				
	7						
	8	菊川 8 B 土倉沢公民館	菊川市倉沢1121-1				

計60箇所

資料4

大気モニタ・ヨウ素サンプラ設置地点

設置機器	名称	設置場所		通信方法	サイトからの 方位 (距離) km	平常電源
スグレモニタ ヨウ素サンプラ	菊川ヨウ素事務所	菊川市赤土190番1	モニタリングステーション内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (9.2)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ イオン交換プラ	大東支所	掛川市三保220	モニタリングステーション内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (9.2)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ ヨウ素サンプラ	吉田町役場	藤原郡吉田町吉田87番地	予備局舎・モニタリングバス内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (19.0)	自家発電機 (単独)
大気モニタ	高土三幸町交差点	牧之原市板1-332-4	モニタリングポスト内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	N (19.3)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ	大東村公民館	掛川市下土方267-1	無線局舎・電子記録用可成	有線・携帯 (GPS)	SW (21.7)	自家発電機 (単独)
大気モニタ	坂津市大井町南北口	焼津市坂津989-1	モニタリングポスト内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (23.5)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ	島田市中央公園1F	島田市新田1689番地	モニタリングポスト内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	N (26.0)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ	掛川市倉真局	掛川市倉真2454番地1	モニタリングポスト内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (23.7)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ	袋井市役所	袋井市新原1丁目1番地1	モニタリングポスト内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (24.6)	自家発電機 (GS共用)
大気モニタ	輪田町福田支所	輪田町福田400番地	モニタリングポスト内	有線・携帯・衛星 (アンテナ可)	SW (26.3)	自家発電機 (GS共用)

資料5

モニタリングカー等による走行サーベイの実施方法

平成28年10月3日
 (令和元年11月1日一部改正)
 静岡県環境放射線監視センター

固定型測定局等の定点測定を補完するために行う、モニタリングカー等による走行サーベイの実施方法を下記のとおり定める。

記

1 基本的な考え方

- ・ モニタリングカー等による走行サーベイは、放射性物質の放出が収束した後、汚染の広がりを確認するために実施する。
- ・ 放射性プルームの推定通過経路ごとに、重点的にサーベイすべきゾーンをあらかじめ設定する。【サーベイゾーン】
- ・ 目的のゾーンまでの移動は東名高速道路及び新東名高速道路を使用することを基本とし、平常時に制限速度内で走行した場合という条件で、ある基点（インターチェンジ等）を出発し、1時間程度で基点まで帰還できる経路をあらかじめ設定しておく。【基本ルート】
- ・ また、防護措置の実施状況に応じ、その実施範囲を確認するために行う測定についても、このルートを基本にしたサーベイを実施する。
- ・ 基点からの走行ルートは緊急輸送路を中心としたものとし、防護措置の実施単位間を通過する経路を設定する。なお、高架道路は居住地域と環境条件が異なるおそれがあるため、できる限り使用しない。
- ・ 放射線量の把握が必要な範囲に応じ、車両1台につき、1つの基本ルート又は複数の基本ルートを重ね合わせたルートを設定する。
- ・ 発災時の道路事情等により、あらかじめ設定したルートを通行することが困難な場合又は著しく時間を要すると考えられる場合は、その状況に応じ変更することは可とする。
- ・ 基本ルートのサーベイは、低速で走行しながら空間放射線量率を連続で測定するものとする。【基本サーベイ】
- ・ 基本ルートには、ランドマークとなり通過時刻等を把握するためのポイントを設定する。【コントロールポイント】
- ・ 線量分布等の状況について更に詳細な情報を得るため、ルートの変更や定点での測定が必要な場合には、EMCの指示を受け、実施するものとする。【詳細サーベイ】

2 サーベイゾーン

サーベイゾーンは、下表及び別図に示す7ゾーンとし、気象データや空間放射線量率の連続測定、放出源情報などから放射性プルームの通過経路を推定し、走行サーベイを実施する範囲を選択するものとする。

なお、気象条件の変化等により、プルームの通過方向や放射性物質の分布が様でないと考えられる場合は、複数のゾーンを選択するものとする。

プルームの推定 通過経路（方位）	サーベイゾーン	
	方 位	呼 称
ENE	NE～NNE	サーベイゾーン1
NE		
NNE	NNE～N	サーベイゾーン2
N	NNE～N～NNW	サーベイゾーン3
NNW	N～NNW～NW	サーベイゾーン4
NW	NNW～NW～WNW	サーベイゾーン5
WNW	NW～WNW	サーベイゾーン6
W	WNW～W	サーベイゾーン7
WNW		

3 基本ルート等

各サーベイゾーンの基本ルート及びコントロールポイントは、別に定める。

4 測定方法等

走行サーベイは以下の点に留意し実施する。

- ・ 車両に積載された低線量率測定装置（NaI シンチレーション式検出器など）及び高線量率測定装置（半導体式検出器など）を用い、移動しながら空間放射線量率を連続測定する。
- ・ モニタリングカーの場合、1車両につき2～3名が乗車し実施する。乗車する者は防護服を着用し、アラームメータその他必要な防災資機材を携行するものとする。また、車両内を養生し、放射性物質の汚染に十分注意すること。
- ・ モニタリングトライク（高機動性モニタリングシステム）の場合、乗車する者は防護服を着用（ヘルメットの着用は不要）し、アラームメータその他必要な防災資機材を携行するものとする。また、外気に触れる部分を可能な範囲で養生すること。
- ・ 走行サーベイを開始する前には、環境放射線監視センターにおいてデータが取得可能であることを確認すること。
- ・ 測定装置は検出器の種類や整備年度、メーカーの違いなどにより、その特性や仕様が同じではないことを十分に理解した上で、測定結果を取扱うこと。

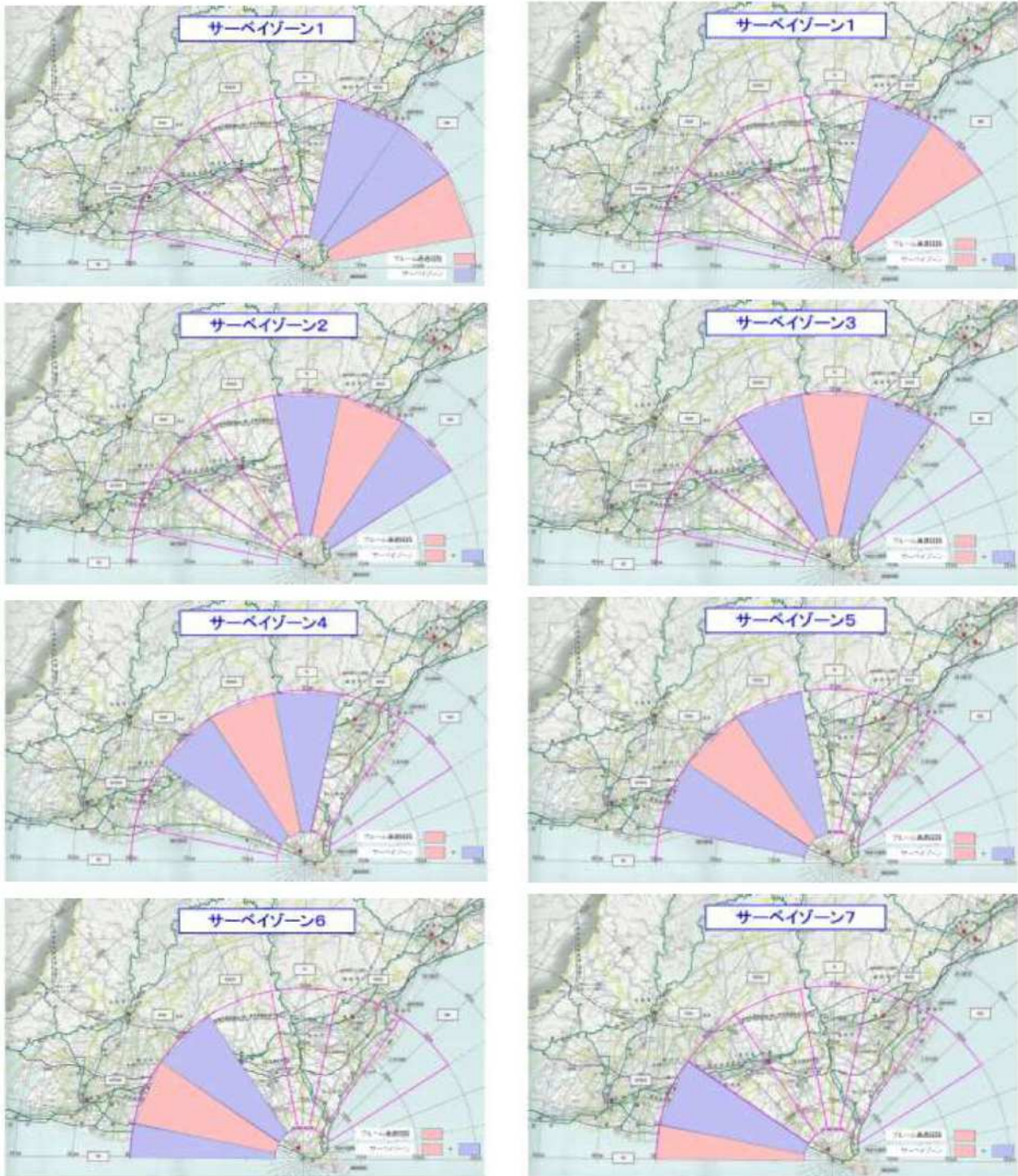
- ・ また、検出器の高さや車両による遮蔽などの影響も考慮する必要がある場合があることに注意すること。
- ・ 走行中はコントロールポイントの通過時刻や測定結果を振り返る上で参考となる情報を収集し記録すること。
- ・ 放射性物質の分布状況やホットスポットを捉えるためには、測定時間を短くし(1～数秒)、他の車両の交通に配慮しつつ、法定速度以下のできる限り低速で走行することが望ましい。(20km/h以下が望ましい。)
- ・ 走行サーベイでは、測定値と位置の正確な紐付けは困難である。また、定点での測定と比べ、測定値は低めに指示する傾向となる。このため、防護措置の判断に活用するためのデータ取得では、走行データの変化等から適切な場所で停止測定をすることが必要である。
- ・ 停止測定をする場合には、測定値のばらつきを考慮に入れ、適切な測定時間を設定すること。また、測定時間、測定時刻、地名、緯度・経度、その他必要な情報(周辺の状況、目印となる建物、写真など)を記録すること。

4 緊急走行

緊急走行により走行サーベイを実施する場合は、以下の点に留意する。

- ・ 緊急走行を実施する者は、当該自動車を運転することができる運転免許を有するほか、免許期間や指定講習受講の要件を満たしていなければならない。
- ・ サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を点灯すること。必要に応じ同乗者が拡声器で注意等を促しながら走行する。
- ・ 緊急自動車には右側通行や停止義務免除などの特例があるが、特権意識を持たず、安全運転優先の意識で運転し、他の車両や歩行者などに十分注意すること。
- ・ 法令では緊急自動車に対し、最高速度の特例が認められているが、走行サーベイ時は法定速度又は指定速度を遵守すること。
- ・ 駐車は「運転中」にあたらなため、サイレンの吹鳴を停止すること。
- ・ 詳細は、原子力災害等に係る緊急自動車の運用マニュアル(平成26年3月14日原子力規制庁放射線防護対策部原子力防災政策課・監視情報課)に従って行うこと。

(別図)



ブルーム通過経路 

サーベizon  + 

資料 6 - 1

飲料水のモニタリングについて

令和元年 11 月 1 日

静岡県環境放射線監視センター

令和元年 7 月 5 日付けで改訂された「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」において、緊急時における飲料水のモニタリングについては、次のとおりとされた。

(1) 放射性物質が放出中の対応

表流水等放射性物質により比較的容易に汚染されるUPZ内（PAZを含む。）の水源等から供給される浄水場の浄水又は公的施設（役場、支所等）内の蛇口水のうち、屋外に出ることなく採取可能な場所のものを採取の対象とする。

(2) 放射性物質の放出が収まった直後の対応

原則として、表流水等放射性物質により比較的容易に汚染されるUPZ内（PAZを含む）の水源等から取水している全ての浄水場の浄水（浄水の採取が困難な場合は原水）を採取の対象とする。

容易に汚染されるかどうかは定かではないが、水道施設の多くは密閉構造ではなく、外気の流入があるため、放射性物質の汚染の可能性がある。また、水源がUPZ内になくとも、浄水場等の水道施設がUPZ内にある場合には、当該系統にも留意する必要がある。

このことから、特に上記(2)の対応として、PAZ・UPZ管内の水道施設の状況や配水系統等を把握し、飲料水の安全確認に資するよう採水を行う必要があり、本県での対応を以下のとおりとする。

1 放射性物質が放出中の対応

EMCの活動として、採水の合理性や被ばく低減の観点から、PAZ・UPZ管内市町の本庁舎及び支所等の蛇口水を対象として考えることとする。*

※ 一式には、ERC放射線班からの「緊急時モニタリング実施計画」に従うものである。

なお、管内には多数の配水系統があるため、当該試料が管内を代表するものではないこと、初期の採水では、給水管内の滞留水である可能性が高いことな

どから、測定結果の取扱については特に留意する必要がある。

また、試料の運搬等については、放射生物質の放出中であることに鑑み、必要な限度において行うものとする。

2 放射性物質の放出が収まった直後の対応

EMCの活動として、水源がUPZ内の表流水で、当該系統の浄水場（採水が困難な場合は水源）を採水の対象として考えることとする。ただし、これらは、地域、数ともに限定的であることから、上記1の継続性という観点でPAZ・UPZ管内市町の本庁舎及び支所等の蛇口水も対象として考えることとする。*

※ 正式には、ERC放射線班からの「緊急時モニタリング実施計画」に従うものである。

また、県本部放射線監視班の役割として、次の活動を行うこととする。

【県本部放射線監視班としての活動】

- 空間放射線量率等の測定結果から、放射性ブルームの広がりを確認し、汚染の高い地域の水道施設を把握する。なお、複数の系統（水源）の合流などにも留意する。
- 配水池は空気の流入があり汚染の可能性があることや最終的に人が直接摂取するものを試料とすることが望ましいと考えられることから、EMCの活動に支障がない範囲において、上記地域内の配水池又は給水末端で採水し測定を行うこととする。
- 上記の採水及び測定は、空間放射線量率の値が高い地域や給水人口が多い地域などを優先に行うこととする。
- 試料の採取及び運搬は、各市町災害対策本部等を通じ、水道事業者等に依頼する。
- OIL6のためのモニタリングへ円滑に引継ぐことができるよう、関連する情報等の収集に努めるものとする。
- 緊急時に備え、水道施設の位置図及び配水系統図を作成するとともに、平常時から各配水系統のバックグラウンドの把握に努めるものとする。（水源がUPZ内になくとも、浄水場等の水道施設がUPZ内にある場合があるので、当該系統についても遺漏がないようにする。）

資料6-2

飲料水試料採取候補地点(EMC対応)

1 放射性物質が放出中の間

対象：PAZ・UPZ管内市町の本庁舎及び支所等¹⁾の蛇口水

市町	採取場所	所在地	水道水供給施設 ²⁾		
			水源等	浄水場等	配水池
御前崎市	市役所	御前崎市池新田5585	大井川広域水道用水	相賀浄水場	大兼低区配水池
	消防署白羽出張所	御前崎市白羽6171-1	榛南水道用水ほか	榛南浄水場ほか	御前崎配水池
牧之原市	榛原庁舎	牧之原市静波447-1	榛南水道用水	榛南浄水場	一の谷配水池
	相良庁舎	牧之原市相良275	榛南水道用水	榛南浄水場	大江配水池
掛川市	市役所	掛川市長谷1-1-1	大井川広域水道用水	相賀浄水場	逆川配水池
	大東支所	掛川市三保620	大井川広域水道用水ほか	相賀浄水場ほか	大坂配水池
	大須賀支所	掛川市西大淵100	大井川広域水道用水ほか	相賀浄水場ほか	大須賀配水池
菊川市	市役所	菊川市堀之内61	大井川広域水道用水	相賀浄水場	八王子配水池
	菊川市水道事務所	菊川市下平川6225	大井川広域水道用水	相賀浄水場	丹野配水池
藤枝市	市役所	藤枝市岡出山1-11-1	大井川広域水道用水ほか	相賀浄水場	内瀬戸第一配水池
	岡部支所	藤枝市岡部町岡部6-1	大井川広域水道用水ほか	相賀浄水場	了持坂配水池
焼津市	市役所	焼津市本町2-16-32	大井川広域水道用水ほか	相賀浄水場	柿宜島配水池
	大井川庁舎	焼津市宗高900	大井川広域水道用水ほか	相賀浄水場	上泉配水池
磐田市	市役所	磐田市国府台3-1	遠州水道用水ほか	寺谷・新寺谷浄水場	見付配水池
	福田支所	磐田市福田400	遠州水道用水	寺谷・新寺谷浄水場	—
	豊田支所	磐田市森岡150	遠州水道用水ほか	寺谷・新寺谷浄水場	小立野配水池
	豊岡支所	磐田市下野部48	遠州水道用水ほか	寺谷・新寺谷浄水場	社山配水池
袋井市	市役所	袋井市新屋1-1-1	遠州水道用水	寺谷・新寺谷浄水場ほか	第1配水池
	浅羽支所	袋井市浅名1028	遠州水道用水	寺谷・新寺谷浄水場ほか	観音山配水池
島田市	市役所	島田市中央町1-1	大井川広域水道用水	相賀浄水場ほか	旗指配水池
	金谷南支所	島田市金谷木町2014-2	金谷・第3・下坂水源池	—	金谷配水池
	金谷北支所	島田市竹下470-2	金谷・五和第2水源池	—	五和配水池
	川根支所	島田市川根町家山4153-6	家山水源第1～3	—	家山配水池
吉田町	役場	吉田町住吉87	第1, 3, 8水源	第1浄水場	第1配水池
森町	役場	森町森2101-1	遠州水道用水	寺谷・新寺谷浄水場	北部配水池

注1) 所在地がUPZ外であっても、上記施設は対象とする。

注2) 系統中の全ての水道施設が、空気の流入のおそれがない場合は、モニタリングの対象外とする。

2 放射性物質の放出が収まった直後

対象①：水源がUPZ内（PAZを含む。）の表流水であり、当該系統の浄水場（又は水源）

- ・ 別紙1（用水供給・上水道）
- ・ 別紙2（簡易水道）

対象②：上記1の対象施設

【別紙1】

【表流水抽出】PAZ及びUPZ関係市町内の水道施設リスト①(用水供給・上水道)(EMC)

(令和元年8月31日現在)

大井川広域水道用水供給事業

市町	施設	番号	名称	種別(水源:種類、 浄水場:浄水方法)	能力等(*1)	給水区域(用水供給地点)
島田	水源	1	川口取水口	表流水	—	相賀浄水場へ
島田	浄水場	1	相賀浄水場	急速ろ過	160,700	島田市:伊太受水点、湯日受水点 藤枝市:内瀬戸第3受水点 秋之原市:地蔵峠受水点 左岸第1調整池、右岸増圧ポンプ場へ

島田市

市町	施設	番号	名称	種別(水源:種類、 浄水場:浄水方法)	能力等(*1)	給水区域	給水人口(人)	水道事業名
島田	水源	1	大井川用水	表流水	14,930	稲荷浄水場へ	—	島田市上水道
島田	浄水場	2	稲荷浄水場	急速ろ過	14,500	天神原配水池へ	—	島田市上水道

*1: 水源の場合は計画取水量(m³/日)、浄水場の場合は浄水能力(m³/日)

【別紙2】

【表流水抽出】PAZ及びUPZ関係市町内の水道施設リスト②(簡易水道)(EMC)

(令和元年8月31日現在)

掛川市

市町	施設	番号	名称	種別(水源・種類、 浄水場・浄水方法)	能力等(*1)	給水区域	給水人口(人)	水道事業名
掛川	水源	11	萩間水源	表流水	46	掛川市萩間地区	—	萩間簡易水道
掛川	浄水場	5	萩間浄水場	緩速ろ過	46	掛川市萩間地区	—	萩間簡易水道
掛川	水源	12	泉水源	表流水	50	掛川市黒俣地区	—	泉簡易水道
掛川	浄水場	6	泉浄水場	急速ろ過	50	掛川市黒俣地区	—	泉簡易水道
掛川	水源	13	松葉水源	表流水	48	掛川市倉真地区	—	松葉簡易水道
掛川	浄水場	7	松葉浄水場	急速ろ過	48	掛川市倉真地区	—	松葉簡易水道
掛川	水源	14	居尻水源	表流水	70	掛川市居尻地区	—	居尻簡易水道
掛川	浄水場	8	居尻浄水場	緩、急速ろ過	70	掛川市居尻地区	—	居尻簡易水道
掛川	水源	15	大和田水源	表流水	122	掛川市大和田地区	—	大和田簡易水道
掛川	浄水場	9	大和田浄水場	急速ろ過	122	掛川市大和田地区	—	大和田簡易水道

*1: 水源の場合は計画取水量(m³/日)、浄水場の場合は浄水能力(m³/日)

資料 7-1**食品のモニタリングについて**

令和元年 11月 1日

静岡県環境放射線監視センター

O I L 6 のためのモニタリングについては、「原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）」において、ERC放射線班と厚生労働省、農林水産省等の関係省庁との間で策定される検査計画等のガイドラインに基づき、県（衛生関係部局等）が検査計画を定め実施することになっている。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、県内の広範囲で通常では見られない測定値が観測されるなど、生産者や住民等へ不安が大きく広がり、安全を広報する上では、被ばく線量の推定及び評価が不可欠であった。

このため、緊急事態等に至り、浜岡原子力発電所から放射性物質の放出があった場合におけるモニタリングは、出荷制限や摂取制限の判断のためだけでなく、平常時の水準との比較や被ばく線量の推定及び評価を行うことも重要であると考えられる。

このことから、EMCの活動に支障がない範囲において、県本部放射線監視班の役割として、以下の活動を行うこととする。

【県本部放射線監視班としての活動】

- U P Z 圏内の地域生産物等で、生産量等が多い食品を中心に試料を採取し、測定を行う。必要に応じ、U P Z 外についても考慮する。
- 上記の採取及び測定は、空間放射線量率の値が高い地域や消費量が多いものなどから優先に行うこととする。
- 試料の選定は、O I L 6 のためのモニタリングと重複しないよう留意する。また、測定結果については、O I L 6 のモニタリング実施機関と共有する。
- 緊急時に備え、生産量等が多い食品のリストを作成するとともに、平常時から、それらのバックグラウンドの把握に努めるものとする。

資料7-2

食品試料採取候補地点

市・町	試料名	採取可能時期	採取候補地域(宇名)	生産量等 (R1調査対象)
御前崎市	茶(生葉)	4~5月	比木、朝比奈、新野、白羽	1,475t
	米	8~10月	池新田、門屋、塩原新田、合戸、比木、朝比奈、新野	1,423t
	だいこん	9~3月	白羽	1,272t
	ねぎ	1~12月	合戸、朝比奈、白羽	247t
	かんしゅ	8~12月	池新田、合戸、白羽	633t
	しらす	3~1月	御前崎	847t
牧之原市	茶	4・6・7・10月	笠名、大峯、西萩間、牧之原	5,770t
	米	10月	笠名、大江、松本	1,968t
	レタス	11~3月	坂部、勝間	3,281t
	みかん	11~2月	新野新田、坂部、坂口、大江、勝田	980t
	大根	11~2月	堀野新田、片浜、須々木	1,253t
	しらす	5月・10月	南駿河湾漁協管内	488t
掛川市	茶	4月中旬~5月中旬、6月下旬~8月上旬	東山、山崎	3,350t
	水稻	8月中旬~10月	中、佐東、千浜、沖之須、吉岡	7,257t
	生乳	通年	下土方	6,822t
	レタス	11月下旬~翌3月	上内田	200t
菊川市	水稻	8月中旬~10月下旬	西方、内田、堀之内、河城、六郷、加茂、横地、平川、嶺田、小笠東、小笠南	3,800t
	冬レタス	11月中旬~3月中旬	西方、内田、堀之内、河城、六郷、加茂、横地、平川、嶺田、小笠東、小笠南	2,370t
	お茶	4月中旬~10月下旬	西方、内田、堀之内、河城、六郷、加茂、横地、牧之原、平川、嶺田、小笠東、小笠南	3,520t
	原乳	通年	内田、河城、加茂、嶺田	3,200t
島口市	茶葉	4月	牧之原、横岡、大津地区	5,031t
	玄米	9~10月	船木、大柳、相賀地区	2,630t
老日市	米	8~10月	豊浜、豊浜中野、東小島、福田、福田中島、和口	9,450t
	サツマイモ	10~2月	古井、大久保(、)句坂口、藤上原、向笠西	1,280t
	シロネギ	11~4月	海老島、岡、駒場、西平松	2,980t
	茶	4~9月	大久保(、)笠南、高見丘、雪丘、東原(、)藤上原、向笠竹之内	7,410t
焼津市	水稻	9~10月	大井川地区	351.1t
	さくらえび	3~6月、10~12月	駿河湾沿岸	234t
	麦	6月	大井川地区	8t
	梨	8月	大井川地区、和田地区	230.6t
藤枝市	茶	4月下旬~10月	谷福葉、宮原、助宗	416t
	米	9~10月	染地、高柳、高州、兵太夫、高城、泉町、大新島、与左衛門、大東町、大洲、善左衛門、弥左衛門、大西町、半島	3,180t
綾井市	茶葉	4~5月	見取、大谷、友永、菅間、川会、山日、豊沢、岡崎、山崎、杉松	1,320t
	玄米	9~10月	西地区、田原地区、北地区、東地区、今井地区、三川地区、笠原地区、山梨地区、宇刈地区、浅羽北地区、浅羽西地区、浅羽東地区、浅羽南地区	6,930t
	大豆	10~11月	広岡、國本、梅山、濃、大野	118t
百田町	稻	9~10月	住吉、川尻、片岡、北区	1,370t
	しらす	1月下旬~3月下旬の禁漁期以外	南駿河湾漁協管内(吉田漁港水揚げ)	902t
森町	茶	4月中旬~5月中旬	睦実	3,076t
	米	8月	飯田(、)谷中、中川、円田	1,896t
	トウモロコシ	5月下旬から6月	飯田(、)谷中、中川	508t
	柿	10~11月	(円田、谷中)	351t

※ R1年度に行った市町への調査に基づき作成

()はUPZ外

資料 8

緊急時モニタリング資機材一覧

令和元年8月31日現在

1 空間放射線量率測定

名 称	保有数量	備 考
NaIシンチレーション式サーベイメータ	18台	このほかに各市町に2台ずつ配備
電離箱式サーベイメータ	18台	このほかに各市町に2台ずつ配備

2 積算線量測定

名 称	保有数量	備 考
蛍光ガラス線量計読取装置	2台	
蛍光ガラス線量計(素子)	400個	平常時用は除く。

3 放射能測定

名 称	保有数量	備 考
ゲルマニウム半導体波高分析装置	5台	サンプルチェンジャー付き(2)
可搬型ゲルマニウム半導体検出器	2台	
低バックグラウンドガスフロー測定装置	1台	
プラズマ発光分光分析装置	1台	
液体シンチレーション測定装置	1台	

4 表面汚染密度測定

名 称	保有数量	備 考
GM式サーベイメータ	9台	このほかに各市町に2台ずつ配備
プラスチックシンチレーション式サーベイメータ	9台	

(注) 原子力災害対策指針補足参考資料に記載されているものについてのみ。(資料2及び資料4に記載されているものを除く。)

(参考)

名 称	保有数量	備 考
全ベータ放射能測定装置	1台	
サーベイ車	2台	普通乗用車
トラック(ダイナ)	1台	可搬ポスト運搬用 リフト付き
ポータブル発電機	18台	

個人被ばく線量記録票

グループ(チーム)名 :
 所属機関 :
 氏名 :
 性別 :
 生年月日 :

従事開始日 : 年 月 日

測定日	機器No.	測定値 (mSv)		測定方法	備考(活動場所など)	放射線防護 責任者 確認印
		外部被ばく	内部被ばく			
3ヶ月間の合計 ^(注1)					(外部被ばくと内部被ばくの合計)	
1年間の合計 ^(注2)					(外部被ばくと内部被ばくの合計)	

(注1) 4-6月、7-9月、10-12月、1-3月の期間とする。ただし、各3ヶ月の途中から従事を開始した場合には、直近の3ヶ月間とする。
 (注2) 年度単位とする。ただし、年度の途中から従事を開始した場合には、直近の1年間とする。

23-9 原子力保険と賠償法

原子力発電所は、一般の人に危険がおよぶことのないよう、あらゆる面から配慮されています。

万一、事故が発生して一般の人に被害を与えるようなことがあった場合には、その損害を賠償できるように保険をかけることになっています。

このため、電力会社は保険会社と「原子力損害賠償責任保険」を結び、また、国と「原子力損害賠償補償契約」を結ぶことになっています。

以上の2つは、互いに補完し合う性格のもので、責任の性格は無過失責任、責任集中であり、さらに、これらで措置できない異常に巨大な天災地変または社会的動乱などによって生じたものについては、国が必要な援助を行うようになっています。

これらについては、「原子力損害の賠償に関する法律」および「原子力損害賠償補償契約に関する法律」によって定められています。

措置の種類 損害の種類	原子力事業者が措置する範囲	国が措置する範囲
普通の事故が原因で生じた原子力損害	「原子力損害賠償責任保険」で被災者の救済措置を講ずる限度額300億円	損害額が300億円を超えた場合、原子力事業者は
「原子力損害賠償責任保険」では担保しない地震や噴火、津波などが原因で生じた原子力損害	「原子力損害賠償補償契約」で被災者の救済措置を講ずる限度額300億円	国の援助により被災者の救済措置を講ずる
大地震や大噴火、戦争、内乱などによって生じた原子力損害		国が直接被災者の救済措置を講ずる

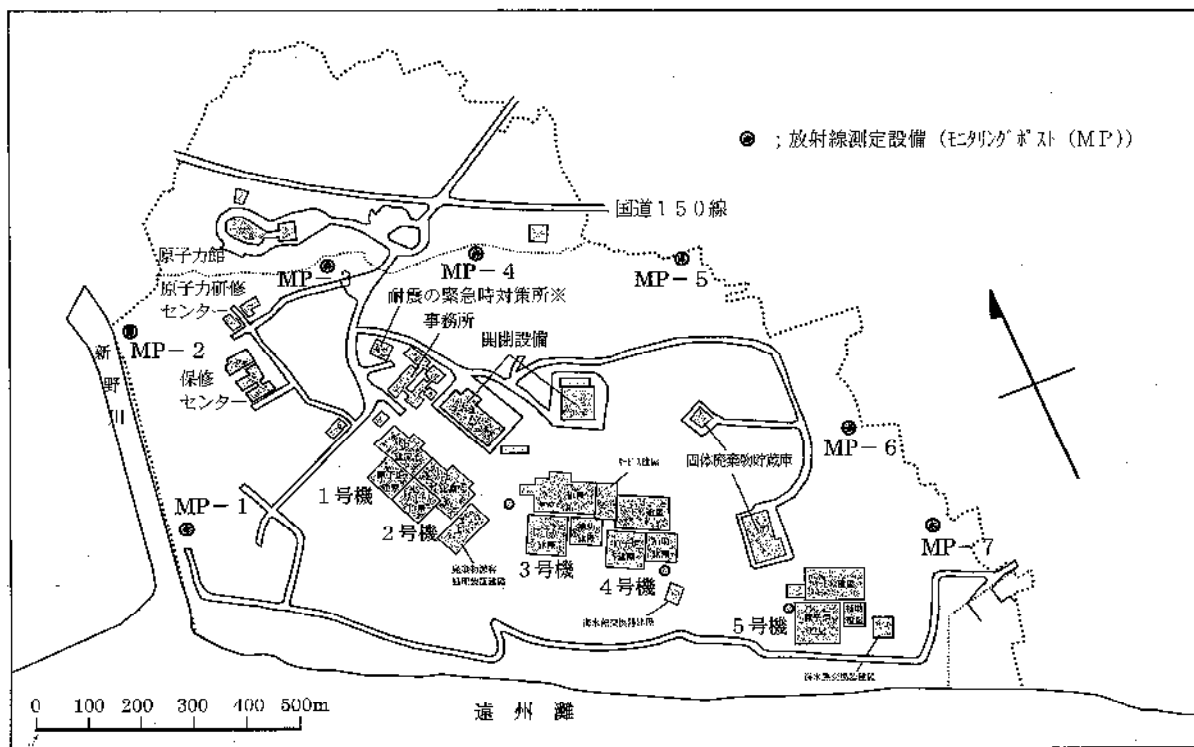
参考22

浜岡原子力発電所の概要(令和7年4月現在)

(1) 施設 の 概 要

名称	浜岡原子力 発電所 1号機 (運転終了)	浜岡原子力 発電所 2号機 (運転終了)	浜岡原子力 発電所 3号機	浜岡原子力 発電所 4号機	浜岡原子力 発電所 5号機
設置者	中部電力(株)				
設置位置	静岡県御前崎市佐倉				
発電所面積	約1,600,000m ²				
原子炉型式	沸騰水型	沸騰水型	沸騰水型	沸騰水型	改良型 沸騰水型
発電出力	540,000kW	840,000kW	1,100,000kW	1,137,000kW	1,380,000kW
建設工事費	約600億円	約1,200億円	約4,000億円	約3,800億円	約3,600億円
電調審承認年月日	S44.5.23	S47.2.25	S53.10.31	S61.10.27	H9.3.27
原子炉設置許可年月日	S45.12.10	S48.6.9	S56.11.16	S63.8.10	H10.12.25
着工年月日	S46.3.1	S49.3.5	S57.11.18	H1.2.22	H11.3.19
営業運転開始年月日	S51.3.17 (運転終了: H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了: H21.1.30)	S62.8.28 (停止中)	H5.9.3 (停止中)	H17.1.18 (停止中)

(2) 発電所内建物配置図



※新規制基準適合性に係る審査・検査合格後、緊急時対策所として使用予定

御前崎市原子力災害広域避難計画



平成 29 年 3 月策定
平成 30 年 3 月修正
平成 31 年 3 月修正
令和 2 年 4 月修正
令和 3 年 5 月修正
令和 4 年 3 月修正
令和 5 年 3 月修正
令和 6 年 3 月修正
令和 7 年 3 月修正
令和 8 年 3 月修正

御前崎市

空白のページ

目 次

	頁
1 総則	1
(1) 計画の目的	
(2) 浜岡原子力発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	
(5) 計画の修正	
2 避難等の判断基準と実施	5
(1) 避難等の判断基準	
(2) 避難等の実施体制	
(3) 避難等に係る広報	
3 避難先	9
(1) 避難先確保の方針	
(2) 避難先確認の手順	
(3) 避難先に示している留意点	
4 避難経路	12
(1) 主な避難経路	
(2) 市内の避難経路	
(3) 避難経由所	
5 住民（一般）の広域避難	19
(1) 自家用車等による広域避難	
(2) バス等による集団広域避難	
6 避難退域時検査及び簡易除染	24
(1) 検査場所	
(2) 実施方法	
7 安定ヨウ素剤の配布及び服用	25
(1) 事前配布体制の整備	
(2) 緊急時の安定ヨウ素剤の服用指示	

8	要配慮者等の広域避難	26
	(1) 在宅の要配慮者の広域避難	
	(2) 社会福祉施設利用者の広域避難	
	(3) 病院入院患者の広域避難	
	(4) 外国人の広域避難	
9	学校等の広域避難	34
10	一時滞在者（観光客等）への対応	36
	(1) 一時滞在者への情報提供及び早期帰宅の呼びかけ等	
	(2) 避難方法等	
11	今後の検討課題	37
	(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
	(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題	

1 総 則

(1) 計画の目的

本計画は中部電力(株)浜岡原子力発電所（以下、「発電所」という。）における重大事故等に起因する原子力災害の発生もしくは発生するおそれがある場合に備え、御前崎市地域防災計画の原子力災害対策編（以下、「市防災計画」という。）に基づき、市域を越える広域的な避難措置（以下、「広域避難」という。）に必要なルールや体制等を定めるものであり、あらかじめ御前崎市民及び避難先自治体、国、県などの防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対策を準備することにより、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的とする。

本計画と関係法令、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻、関係マニュアル等との関係を別図1に示す。

以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻を「県防災計画」、中部電力株式会社を「事業者」、避難・一時移転及び屋内退避を「避難等」、大規模な地震や大津波の発生に伴う複合的な原子力災害を「複合災害」という。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（令和7年4月1日現在）

区 分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	合計本数
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査中（平成22年11月29日～）	施設定期検査中（平成24年1月25日～）	施設定期検査中（平成24年3月22日～）	計9,950体
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計8,942体
使用済燃料保管体数 ¹	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)	
運 転 終 了 日	平成21年1月30日					

¹ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）合計8,942体（うち使用済6,542体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(4) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

市では、市内全域を原子力災害対策重点区域としており、発電所の事故が急速に進展する場合において、放射線被ばくによる重篤な確定的影響²を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、発電所の状況に応じて放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に広域避難等の防護を準備及び実施する区域に指定している。区域の種類及び範囲は図1のとおり。

図1 原子力災害対策重点区域（PAZ³、UPZ⁴）

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承諾を得て、1:5万の地形図を使用した。（承諾番号 平25-補授、第72-G159AF31931号）



² 確定的影響：一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障などの症状が発生するとされる。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。

³ PAZ (Precautionary Action Zone)：予防的防護措置を準備する区域

⁴ UPZ (Urgent Protective action Planning Zone)：緊急防護措置を準備する区域

参考として表2に発電所周辺地域の集落別の人口、表3に方位別の人口を示す。

表2 集落別の人口

令和7年4月1日現在

地区	町内全	人口等(総数)				要配慮者等(人)					避難行動要支援者(人)	年齢別人口(人)				
		世帯数	男	女	計	0~6歳 未就学児	妊婦	高齢者 75歳以上	障害者	外国人		3歳未満	3歳~7歳 未満	7歳~13歳 未満	13歳~49 歳未満	40歳以上
池新田	東町	974	1,065	907	1,972	79	2	267	115	192	44	33	46	67	601	1,225
	本町	638	651	676	1,327	47	6	282	81	100	48	18	29	60	312	908
	早苗町	253	289	277	566	14	0	127	35	47	12	6	8	19	132	401
	中町	979	1,090	1,003	2,093	88	5	306	112	165	60	32	56	84	578	1,343
	大山	1,137	1,334	1,331	2,665	120	8	314	121	186	71	44	76	176	768	1,601
高松	門屋	415	579	541	1,120	49	3	167	54	38	26	19	30	80	276	715
	塩原	501	617	604	1,221	54	6	181	66	48	30	16	38	71	292	804
	合戸	274	382	380	762	32	3	175	42	15	28	10	22	33	165	532
朝比奈	上朝比奈	163	240	220	460	21	0	92	33	4	7	9	12	22	102	315
	下朝比奈	289	443	424	867	34	2	189	49	9	37	8	26	46	189	598
	朝比奈原	183	281	301	582	25	1	116	30	4	18	6	19	28	113	416
佐倉	佐倉一区	618	717	679	1,396	61	3	196	76	72	42	19	42	81	350	904
	佐倉二区	533	652	471	1,123	33	1	170	57	32	41	9	24	58	331	701
	佐倉三区	383	481	428	909	35	3	124	47	17	22	17	18	47	231	596
	桜ヶ池	398	450	369	819	45	1	116	33	32	8	15	30	33	241	500
比木	上比木	172	249	248	497	15	0	87	31	4	5	5	10	28	100	354
	下比木	221	289	306	595	19	1	117	35	17	23	8	11	26	124	426
	比木原	86	121	127	248	8	1	62	15	4	15	3	5	11	42	187
新野	新野南	155	210	235	445	18	3	83	18	8	7	7	11	13	100	314
	新野西	207	274	276	550	22	1	110	34	12	31	8	14	34	111	383
	新野東	157	201	210	411	14	0	101	30	9	13	7	7	20	81	296
御前崎	上岬区	234	283	319	602	16	0	140	41	16	22	3	13	30	128	428
	下岬区	193	242	248	490	8	0	124	28	6	23	2	6	10	106	366
	大山区	449	526	518	1,044	29	0	250	67	23	63	12	17	38	242	735
	西側区	263	358	377	735	12	3	171	38	13	29	4	8	30	165	528
	女岩区	241	308	316	624	20	2	150	38	7	26	8	12	34	138	432
白羽	広沢区	245	305	306	611	20	1	146	32	16	22	7	13	35	127	429
	新谷区	450	578	618	1,196	30	3	261	55	54	45	6	24	47	293	826
	薄原区	339	476	486	962	29	1	221	49	9	44	15	14	42	209	682
	中原区	167	220	231	451	12	0	92	24	14	21	5	7	23	87	329
	白羽区	375	486	496	982	42	2	181	43	30	33	14	28	63	230	647
	白浜区	254	348	295	643	16	1	114	35	28	30	5	11	29	159	439
新神子区	184	252	259	511	12	0	111	32	7	24	2	10	23	110	366	
合計		12,130	14,997	14,482	29,479	1,079	63	5,343	1,596	1,238	970	382	697	1,441	7,233	19,726

表3 方位別の人口

令和7年4月1日現在

町内名	発電所か 5の距離	方位	人口等(総数)				要配慮者等(人)						年齢別人口(人)				
			世帯数	男	女	計	0~6歳 未就学児	妊婦	高齢者 75歳以上	障害者	外国人	高齢行動 要配慮者 (人)	3歳未満	3歳~7歳 未満	7歳~13歳 未満	13歳~40歳 未満	40歳以上
白羽区	5km圏	東南東	375	486	496	962	42	2	181	43	30	33	14	26	63	230	647
白浜区			254	348	295	643	16	1	114	35	28	30	5	11	29	159	439
新神子区			184	252	259	511	12	0	111	32	7	24	2	10	23	110	366
中原区			167	220	231	451	12	0	92	24	14	21	5	7	23	87	329
上岬区	10km圏		234	283	319	602	16	0	140	41	16	22	3	13	30	128	428
下岬区			193	242	248	490	8	0	124	28	6	23	2	6	10	106	366
大山区			449	526	518	1,044	29	0	250	67	23	63	12	17	38	242	735
西側区			263	358	377	735	12	3	171	38	13	29	4	8	30	165	528
女岩区			241	308	316	624	20	2	150	38	7	26	8	12	34	138	432
広沢区			245	305	306	611	20	1	146	32	16	22	7	13	35	127	429
薄原区		339	476	486	962	29	1	221	49	9	44	15	14	42	209	682	
新谷区		5km圏	東	450	578	618	1,186	30	3	261	55	54	45	6	24	47	293
佐倉一区	5km圏	東北東	618	717	679	1,396	61	3	196	76	72	42	19	42	81	350	904
佐倉二区			633	652	471	1,123	33	1	170	57	32	41	9	24	58	331	701
佐倉三区	5km圏	北北東	383	481	428	909	35	3	124	47	17	22	17	18	47	231	596
上比木			172	249	248	497	15	0	87	31	4	5	5	10	28	100	354
下比木			221	289	306	595	19	1	117	35	17	23	8	11	26	124	426
比木原			86	121	127	248	8	1	62	15	4	15	3	5	11	42	187
桜ヶ池	5km圏	北	398	450	369	819	45	1	116	33	32	8	15	30	33	241	500
上朝比奈			163	240	220	460	21	0	92	33	4	7	9	12	22	102	315
下朝比奈			289	443	424	867	34	2	189	49	9	37	8	26	46	189	598
朝比奈原	10km圏		183	281	301	582	25	1	110	30	4	18	6	19	28	113	410
栗町	5km圏	北北西	974	1,065	907	1,972	79	2	267	115	192	44	33	46	67	601	1,225
本町			638	651	676	1,327	47	6	282	81	100	48	18	29	60	312	908
早苗町			253	289	277	566	14	0	127	35	47	12	6	8	19	132	401
中町			979	1,090	1,003	2,083	88	5	306	112	165	60	32	56	84	578	1,343
大山			1,137	1,334	1,331	2,665	120	8	314	121	186	71	44	76	176	768	1,601
新野南	10km圏		155	210	235	445	18	3	83	18	8	7	11	13	100	314	
新野西		207	274	276	550	22	1	110	34	12	31	8	14	34	111	383	
新野東		157	201	210	411	14	0	101	30	9	13	7	7	20	81	296	
門屋	5km圏	北西	415	579	541	1,120	49	3	167	54	38	26	19	30	80	276	715
塩原			501	617	604	1,221	54	6	181	66	48	30	16	38	71	292	804
合戸	10km圏		274	382	380	762	32	3	175	42	15	28	10	22	33	165	532
合計			12,130	14,997	14,482	29,479	1,079	63	5,343	1,596	1,238	970	382	697	1,441	7,233	19,726

(5) 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、関係法令、原子力災害対策指針、県防災計画、市防災計画等の改正や国、県、県内市町及び防災関係機関との協議・検討結果により随時、更新するものとする。

2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和7年10月3日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、本市、事業者等が連携し実施する。

避難等の判断基準とその内容は表4のとおりである。また、UPZを含む避難等の判断基準とその内容は、参考資料1のとおり。

本市においては、市内全域がPAZ内であることから、原則としてEALに基づく防護対策を行う。

避難等については、施設敷地緊急事態となった場合、高齢者、乳幼児、障がいのある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、一般住民の避難を実施する。

表4 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容
EAL ₅ に基づく避難等	警戒事態 EAL1 (AL) 例) 御前崎市で震度6弱以上の地震発生	施設敷地緊急事態要避難者 ⁶ の避難準備
	施設敷地緊急事態 EAL2 (SE) (特定事象通報時(原災法 ⁷ 10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民等 ⁸ の避難準備
	全面緊急事態 EAL3 (GE) (原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施

⁵ EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

⁶ 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児等)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者や要配慮者と共に避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

⁷ 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

⁸ 住民等 : 当該区域の住民及び旅行者、通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

(2) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す。

1) 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合）（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び市に指示をする。

2) 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合）（施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、市、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び市に伝達するとともに、県及び市からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

3) 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

4) 市原子力災害対策（警戒）本部

市の情報連絡体制を図2に示す。市の庁舎に設置され、市長を本部長とし、市全部局から構成される。市は政府からの避難等の指示を受け、住民へ同報無線、ケーブルテレビ、防災メール、広報車等あらゆる手段を通じて速やかに指示を行うとともに、避難誘導を行う。

(3) 避難等に係る広報

1) 住民等への情報伝達活動

ア 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

イ 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容に

ついて国及び県の災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

エ 市は、情報伝達に当たって、同報無線（屋外スピーカー）、ホームページ、防災メール、緊急速報メール、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応じるため、あらゆる手段を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

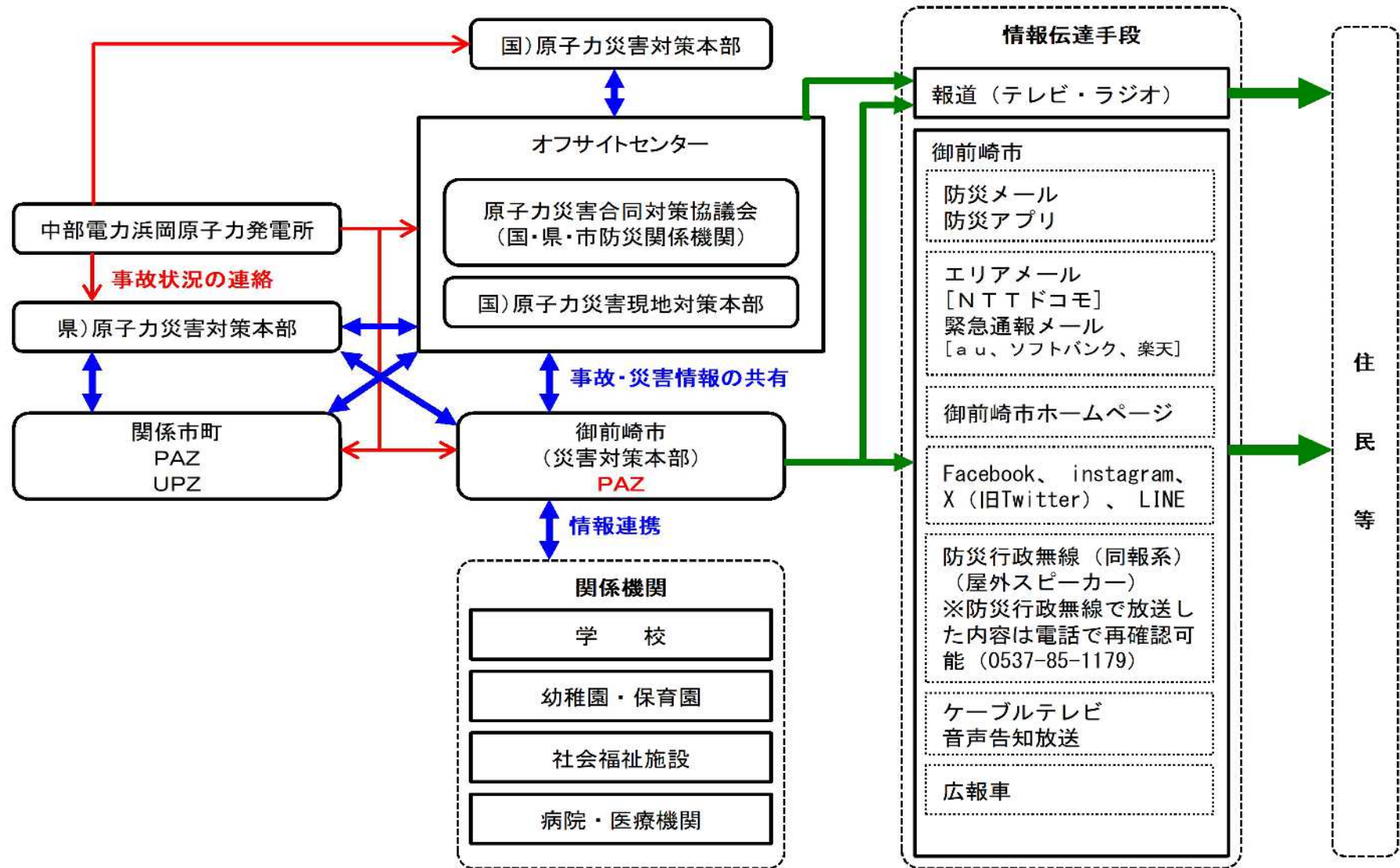
オ 市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業者等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

2) 住民等からの問い合わせに対する対応

ア 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用番号を備え、窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

イ 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利権益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合においては、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

図2 市の情報連絡体制



3 避難先

(1) 避難先確保の方針

- 1) 市内全域の住民を避難計画の対象とする。
- 2) 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- 3) 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは避難先1、大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合に備え、避難先2を確保する。避難先は表5のとおりである。
- 4) 各避難所への避難者の割り振りについては、町内会単位を基本とし、地域コミュニティを確保する。

表5 本市の県内避難先及び協議中の県

避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震等複合災害時などで 避難先1に避難できない場合)
浜松市	長野県 (松本地域、北アルプス地域、長野地 域、北信地域)

長野県の地域毎の市町村は以下のとおり。なお、協議先の地域等については今後変更される場合がある。

松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

北アルプス地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村

北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

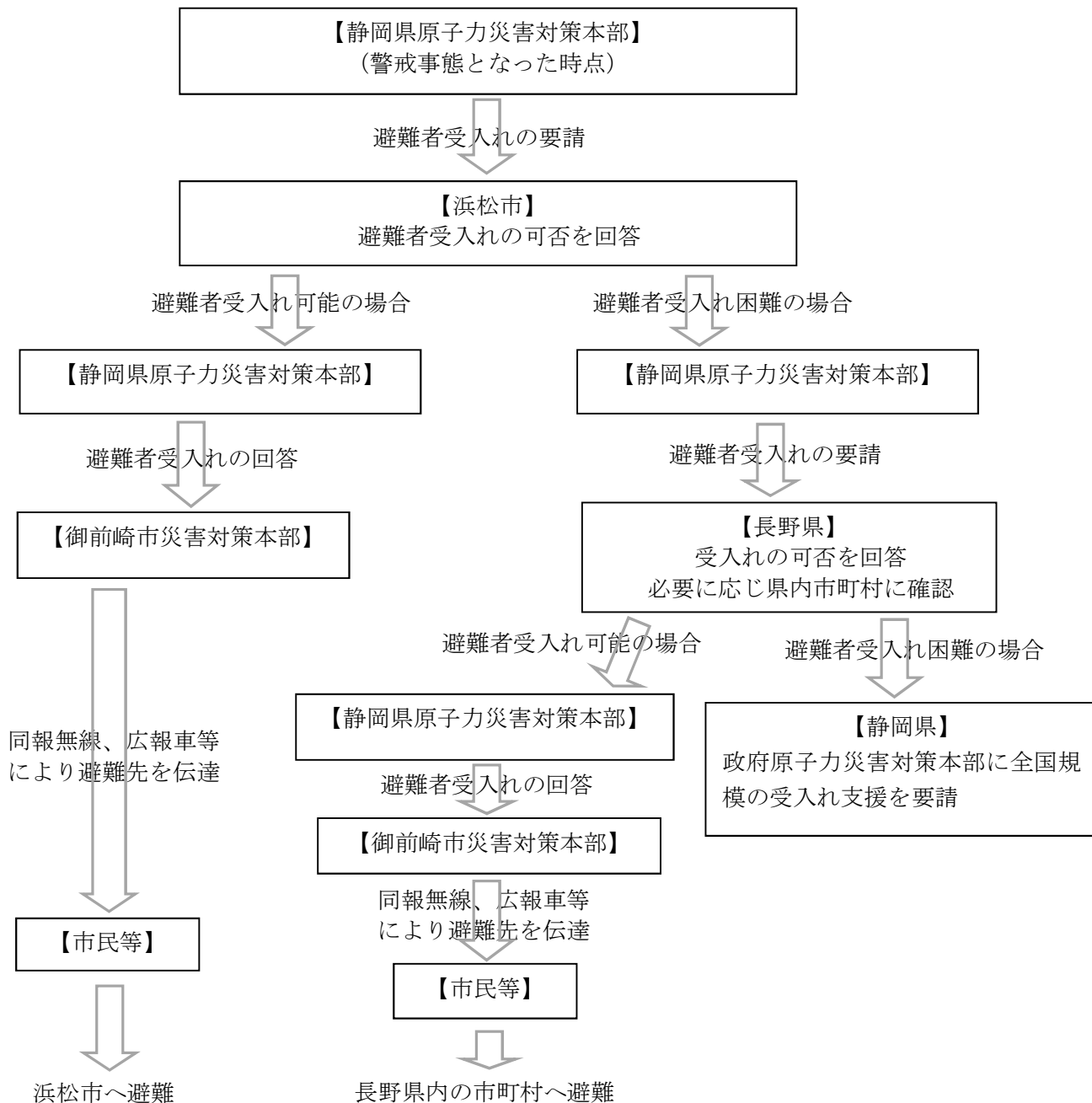
(2) 避難先確認の手順

避難先確認の手順を図3に示す。避難の際には、静岡県が浜松市に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、浜松市が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、静岡県が長野県及び長野県内の市町村に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、浜松市内、長野県内とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

図3 避難先確認の手順



(3) 避難先に示している留意点

静岡県は、避難先の浜松市、長野県内の避難先市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- 1) 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- 2) 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- 3) 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- 4) 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに本市で引き継ぐものとする。
- 5) 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- 6) 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、浜松市、長野県の避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3㎡（有効面積）を目安とする。
- 7) 食料や資機材については、原則、本市で準備する（避難者が調達する、本市が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村の支援を受けた場合、本市で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

4 避難経路

(1) 主な避難経路

各町内会等から避難先への主な避難経路は、表6-1の経路が想定される。避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。また、避難の際は、市が道路状況（地震の被害等）を考慮し、静岡県が決定する主な避難経路に到達できるよう市内の避難経路を決定する。

(2) 市内の避難経路

市内の避難経路及びバス等による避難のための一時集合場所は表6-1のとおりとする。

なお、一時集合場所選定においては、下記事項を考慮した。

- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること
- コンクリート造の屋内施設を有することが望ましい（特に発電所から近い地域）

(3) 避難経由所

避難の際、混乱を抑制し迅速な避難を実施するため、避難先地域でのランドマークとなり、且つ、避難所を案内する場所として避難経由所を設置する。施設の選定は避難先自治体と協議し立地や運用面を考慮している。

また、避難先ごとに指定した避難経由所は、表6-2のとおりとする。避難経由所の開設手順、配備要員及び配備要員との連絡手段等について、マニュアル等によりあらかじめ定めておくものとする。運営は関係自治体で行うが、事業者等が運営の補助にあたる。

表 6 - 1 避難経路及び一時集合場所 (避難先 1)

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難経由所
池新田	東町	浜岡中学校	県道 掛川浜岡線			浜名湖ガーデンパーク (静岡県浜松市)
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	高松地区センター	県道 大東相良線	国道 150 号		浜名湖ガーデンパーク (静岡県浜松市)
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	佐倉地区センター	県道 掛川大東線	国道 473 号	東名高速道路 国道 150 号 国道 152 号 国道 1 号	浜松市渚園 (静岡県浜松市)
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	比木地区センター	県道 相良浜岡線	東名高速		浜松まつり会館北側・ 遠州灘海浜公園「風車 公園」南側駐車場 (静岡県浜松市)
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	朝比奈地区センター	県道 浜岡菊川線	新東名高速		遠州灘海浜公園「凧場 公園」 (静岡県浜松市)
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	新野地区センター				浜松市渚園 (静岡県浜松市)
	新野東					
	新野南					

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難経由所	
御前崎	上岬区	御前崎小学校	県道 御前崎堀野新田線	国道 1 号 国道 473 号	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速道路 国道 150 号 国道 152 号 国道 1 号	浜松まつり会館北側・ 遠州灘海浜公園「風車 公園」南側駐車場 (静岡県浜松市)
	下岬区						
	大山区						
	西側区						
	女岩区						
	広沢区						
白羽	新谷区	白羽小学校	県道 薄原地頭方線	東名高速 新東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速道路 国道 150 号 国道 152 号 国道 1 号	遠州灘海浜公園「凧場 公園」 (静岡県浜松市)
	薄原区						
	中原区						
	白羽区						
	白浜区						
	新神子区						

避難経路及び一時集合場所 (避難先2)

地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難経由所
池新田	東町	浜岡中学校	県道 掛川浜岡線		東名高速 →中央道	小坂田公園 (長野県塩尻市)
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	高松地区センター	県道 大東相良線	国道150号	東名高速 →新東名高速 →東海環状道 →中央道	大町運動公園 (長野県大町市)
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	佐倉地区センター	県道 掛川大東線	国道473号	東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	安曇野市防災広場 (長野県安曇野市)
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	比木地区センター	県道 相良浜岡線	東名高速	新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	安曇野市防災広場 (長野県安曇野市)
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	朝比奈地区センター	県道 浜岡菊川線	新東名高速	新東名高速 →三遠南信道・国道 151号 →中央道 →長野道	中野市B & G海洋センター (長野県中野市)
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	新野地区センター				松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	新野東					
	新野南					

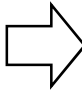
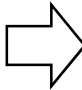
地区名	町内会名	一時集合場所 バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所 (候補箇所)	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難経由所
御前崎	上岬区	御前崎小学校	県道 御前崎堀野新田線  国道 1 号 国道 473 号	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	東名高速 →中央道	松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
	下岬区				東名高速 →新東名高速 →東海環状道 →中央道	
	大山区				東名高速 →東海環状道 →中央道→長野道	
	西側区				東名高速 →東海環状道 →中央道→長野道	
	女岩区				新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	広沢区				新東名高速 →三遠南信道・国道 151 号 →中央道 →長野道	
白羽	新谷区	白羽小学校	県道 薄原地頭方線  東名高速 新東名高速	遠州豊田 P A 三方原 P A 浜名湖 S A 航空自衛隊浜松基地 遠州森町 P A 浜松 S A 竜洋海洋公園	新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	南長野運動公園 (長野県長野市)
	薄原区				新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	中原区				新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	白羽区				新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	白浜区				新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	
	新神子区				新東名高速 →東海環状道 →中央道 →長野道	

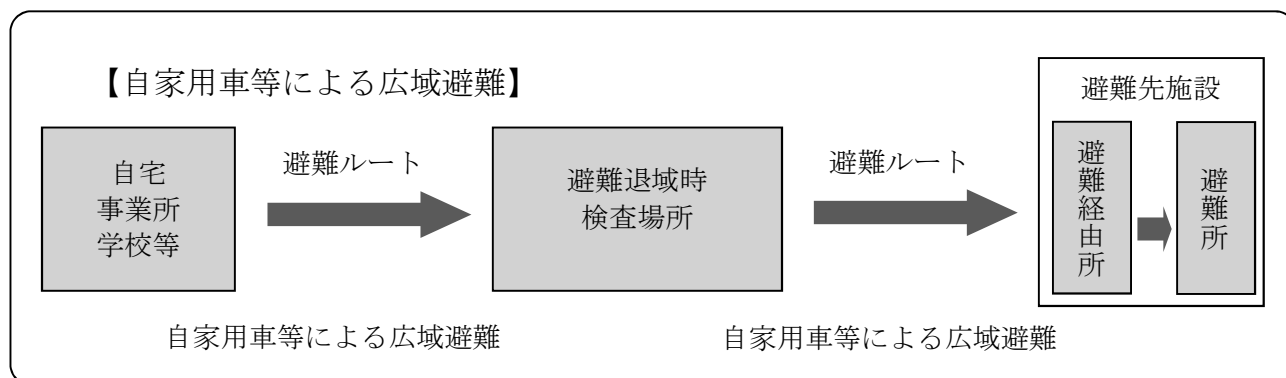
表6-2 地区毎の避難先（避難先1）

避難元		避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)		避難経由所		避難所
地区名	町内会名			名称	所在地	
池新田	東町	静岡県	浜松市	浜名湖ガーデンパーク	浜松市中央区 村楡町 5475-1	避難経由所で指示
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	静岡県	浜松市	浜名湖ガーデンパーク	浜松市中央区 村楡町 5475-1	
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	静岡県	浜松市	浜松市渚園	浜松市中央区 舞阪町弁天島 5005-1	
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	静岡県	浜松市	浜松まつり会館 北側・遠州灘海 浜公園「風車公 園」南側駐車場	浜松市中央区 中田島町 1313・1674	
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	静岡県	浜松市	遠州灘海浜公園 「凧場公園」	浜松市中央区 白羽町 2834-1	
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	静岡県	浜松市	浜松市渚園	浜松市中央区 舞阪町弁天島 5005-1	
	新野東					
	新野南					
御前崎	上岬区	静岡県	浜松市	浜松まつり会館 北側・遠州灘海 浜公園「風車公 園」南側駐車場	浜松市中央区 中田島町 1313・1674	
	下岬区					
	大山区					
	西側区					
	女岩区					
	広沢区					
白羽	新谷区	静岡県	浜松市	遠州灘海浜公園 「凧場公園」	浜松市中央区 白羽町 2834-1	
	薄原区					
	中原区					
	白羽区					
	白浜区					
	新神子区					

表6-2 地区毎の避難先（避難先2）

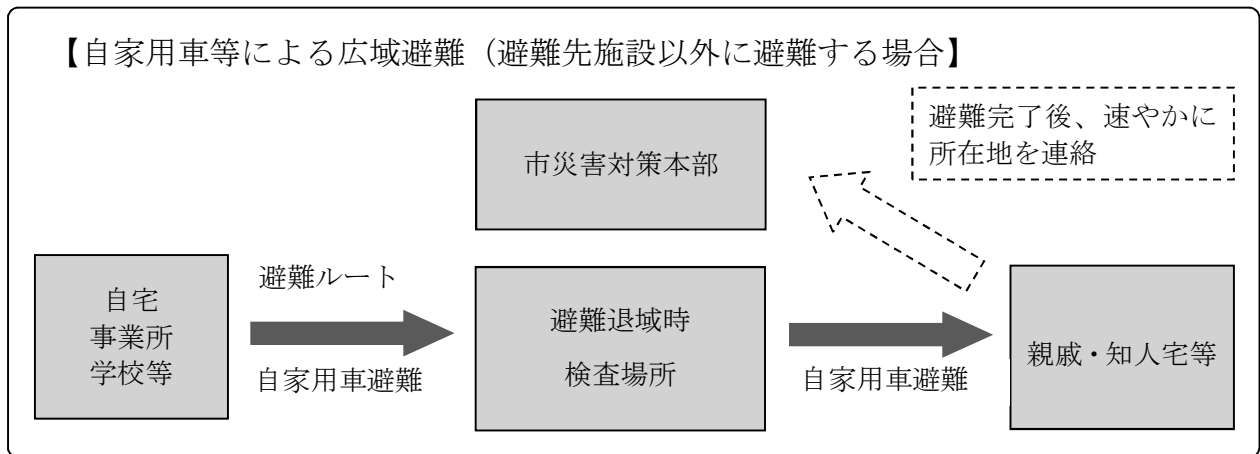
避難元		避難先2 (大規模地震等複合災害時などで避難先1に 避難できない場合)		避難経由所		避難所
地区名	町内会名			名称	所在地	
池新田	東町	長野県	松本地域	小坂田公園	塩尻市塩尻町 1080	避難 経 由 所 で 指 示
	本町					
	早苗町					
	中町					
	大山					
高松	門屋	長野県	北アルプス 地域	大町運動公園	大町市常盤 5638-44	
	塩原新田					
	合戸					
佐倉	佐倉一区	長野県	松本地域	安曇野市 防災広場	安曇野市豊科 南穂高 803	
	佐倉二区					
	佐倉三区					
	桜ヶ池					
比木	比木原	長野県	松本地域	安曇野市 防災広場	安曇野市豊科 南穂高 803	
	上比木					
	下比木					
朝比奈	朝比奈原	長野県	北信地域	中野市B&G 海洋センター	中野市穴田 3697-2	
	上朝比奈					
	下朝比奈					
新野	新野西	長野県	松本地域	松本市 音楽文化ホール	松本市大字島内 4351	
	新野東					
	新野南					
御前崎	上岬区	長野県	松本地域	松本市 音楽文化ホール	松本市大字島内 4351	
	下岬区					
	大山区					
	西側区					
	女岩区					
	広沢区					
白羽	新谷区	長野県	長野地域	南長野運動公園	長野市篠ノ井 東福寺 320	
	薄原区					
	中原区					
	白羽区					
	白浜区					
	新神子区					

5 住民（一般）の広域避難
 (1) 自家用車等による広域避難
 1) 自家用車等による広域避難



- ア 避難指示等の発令により住民等が広域避難する場合において、自らが自家用車等を運転できる者又は自家用車等に同乗することで避難が可能な者の避難（以下「自家用車等による避難」という。）は、自家用車等による避難を原則とするものとする。
- イ 渋滞の抑制や避難先施設における駐車場確保の観点から、「複数乗り合い」を原則とする。
- ウ 放射性物質が浮遊している環境下では、車内への外気侵入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を住民等が自ら行い避難しなければならない。
- エ 複合災害及び警察等が避難措置により交通規制を実施した場合等、あらかじめ市が指定する避難ルートが確保できない場合は、警察等の適切な交通規制・誘導に従い、代替の避難ルートにより避難を実施しなければならない。
- オ 自家用車等で避難する住民等は、避難退域時検査場所を経由し、検査済証等を受け取らなければならない。
- カ 安定ヨウ素剤服用指示がある場合は、安定ヨウ素剤を服用してから避難するものとする。

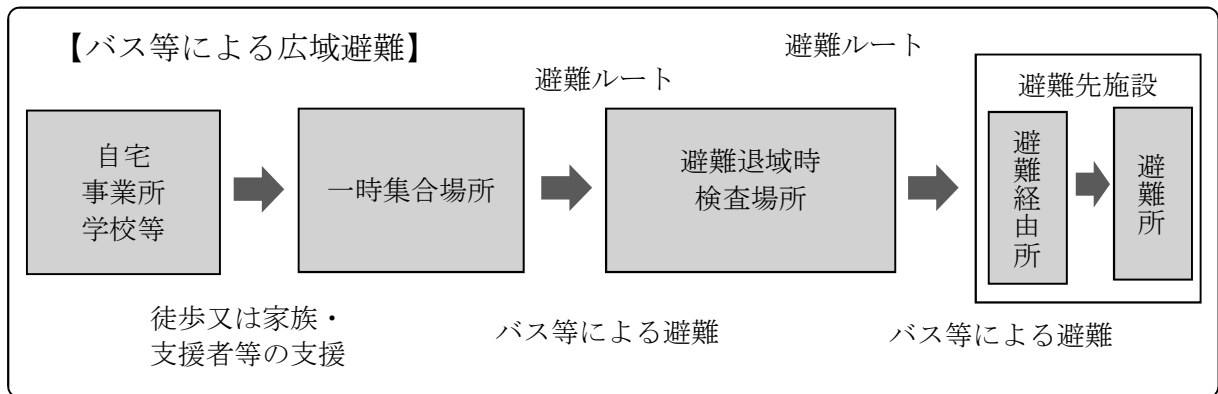
2) 自家用車等による避難のうち、市が指定した避難先施設以外に避難する場合



- ア 自家用車等により避難する場合において、親戚や知人宅など市が指定する避難先以外に避難する場合は、市が発令する避難指示等により避難を開始するものとし、市が指定する避難先以外に避難が完了した住民等は、安否確認のため速やかに所在地を市に連絡しなければならない。なお、市の連絡先は、災害発生時に報道機関等を通じて住民等に広報するものとする。
- イ 渋滞の抑制の観点から、「複数乗り合い」を原則とする。
- ウ 放射性物質が浮遊している環境下では、車内への外気進入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を住民等が自ら行い避難しなければならない。
- エ 複合災害及び警察等が避難措置により交通規制を実施した場合等、あらかじめ市が指定する避難ルートで避難できない場合は、警察等の適切な交通規制・誘導に従い、代替の避難ルートにより避難を実施しなければならない。
- オ 自家用車等で避難する住民等は、避難退域時検査場所を経由し、検査済証等を受け取らなければならない。
- カ 安定ヨウ素剤服用指示がある場合は、安定ヨウ素剤を服用してから避難するものとする。

(2) バス等による集団広域避難

1) バス等による集団避難方法



ア 自家用車等による避難が困難である者のうち、自ら、若しくは他の支援等により移動が可能な者は、地区ごとに市であらかじめ定められたバス等の避難のための集合場所となる一時集合場所（以下「一時集合場所」という。）に徒歩又は家族、若しくは避難支援関係者等の支援により集合するものとする。一時集合場所は、表7のとおり。

イ 一時集合場所からのバス等による避難（以下「バス等による避難」という。）は、県又は市が確保したバス等を使用するものとし、あらかじめ市が指定する避難先施設へ避難を実施するものとする。また、市はバス運転手等に対し、避難ルートや避難退域時検査場所等をあらかじめ指示しておかなければならない。

ウ 放射性物質が浮遊している環境下では、車内への外気進入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を住民等が協力し避難しなければならない。

エ バス等による避難をする住民等は、避難退域時検査場所を経由し、「放射性物質が放出される前に避難した証明書」等を受け取らなければならない。

オ 安定ヨウ素剤服用指示がある場合は、安定ヨウ素剤を服用してから避難するものとする。

2) 一時集合場所の開設及び運営

ア 市は、一時集合場所の開設手順、市職員の配備及び配備要員との連絡手段等、マニュアル等によりあらかじめ定めておくものとする。

イ 一時集合場所の運営は、市職員を含む市災害対策本部要員によることを基本とするが、国、県、方面隊及び自主防災会等との連携、協力により受付、名簿の作成や避難者の把握等の業務を行うものとする。

表7 バス避難のための集合場所となる一時集合場所⁹

地区	町内会	一時集合場所		電話 (IP 無線)
池新田	東町 本町 早苗町 中町 大山	浜岡中学校	池新田 3923-1	0537-86-3355 (無線 640)
高松	門屋 塩原 合戸	高松地区センター	門屋 2060-2	0537-86-4949 (無線 720)
佐倉	佐倉一区 佐倉二区 佐倉三区 桜ヶ池	佐倉地区センター	佐倉 3617-1	0537-86-2304 (無線 730)
比木	比木原 上比木 下比木	比木地区センター	比木 2836-5	0537-86-3463 (無線 740)
朝比奈	朝比奈原 上朝比奈 下朝比奈	朝比奈地区センター	上朝比奈 2681-1	0537-86-3365 (無線 750)
新野	新野西 新野東 新野南	新野地区センター	新野 789-1	0537-86-2024 (無線 760)
御前崎	上岬区 下岬区 大山区 西側区 女岩区 広沢区	御前崎小学校	御前崎 3556	0548-63-2007 (無線 633)
白羽	新谷区 薄原区 中原区 白羽区 白浜区 新神子区	白羽小学校	白羽 3521-3	0548-63-2177 (無線 634)

⁹ 一時集合場所：一時集合場所は、原子力災害時に自家用車等による避難が困難な住民等が、バス等によって集団避難を行うために参集する場所である。
複合災害の場合において、施設被害の状況により開設できない場合があるときは、学校・幼稚園・保育園・養護施設など市災害対策本部が他の施設を指定し、開設する。

3) バス等による避難の手段

ア 県は、国及び関係機関等の協力により、バス等による避難におけるバス及びバスの運転手等の避難手段を確保するものとし、市と連携しながら一時集合場所や学校など必要な場所に手配しなければならない。

イ 市は、国、県及び関係機関等の連携、協力により、鉄道や船舶等の避難手段が確保できた場合は、積極的に活用することとし、一時集合場所から最寄りの駅や港等までのシャトルバス等によるピストン輸送による移動手段の確保や、市が指定する避難先施設の最寄りの駅や港等から避難先施設までのシャトルバス等の移動手段の確保等、状況に応じて住民輸送方法を決定するものとする。

6 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、静岡県が避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表8のとおり。

表8 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町PA、浜松SA
	国道1号	(調整中)
	国道150号	竜洋海洋公園
	県道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

(2) 実施方法

静岡県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成29年1月30日）に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。ただし、放射性物質の放出前に避難した場合には、検査を省略することができ、その旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、静岡県が別途、実施要領を定めるものとする。

7 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせて活用することに留意の上、県及び市は、原則として、以下により安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

(1) 事前配布体制の整備

- 1) 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、病院、救護所等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- 2) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県と連携し、対象となる住民に説明会を開催し、原則として医師による説明を行う。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無の把握に努める。
- 3) 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限（丸剤は5年、ゼリー剤は3年）ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転入者、転出者に対する速やかな安定ヨウ素剤の配布、回収に努める。

(2) 緊急時の安定ヨウ素剤の服用指示

県及び市は、全面緊急事態に至った時点で、原則として国の指示に基づき、直ちに安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者は、安定ヨウ素剤を服用する必要がない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

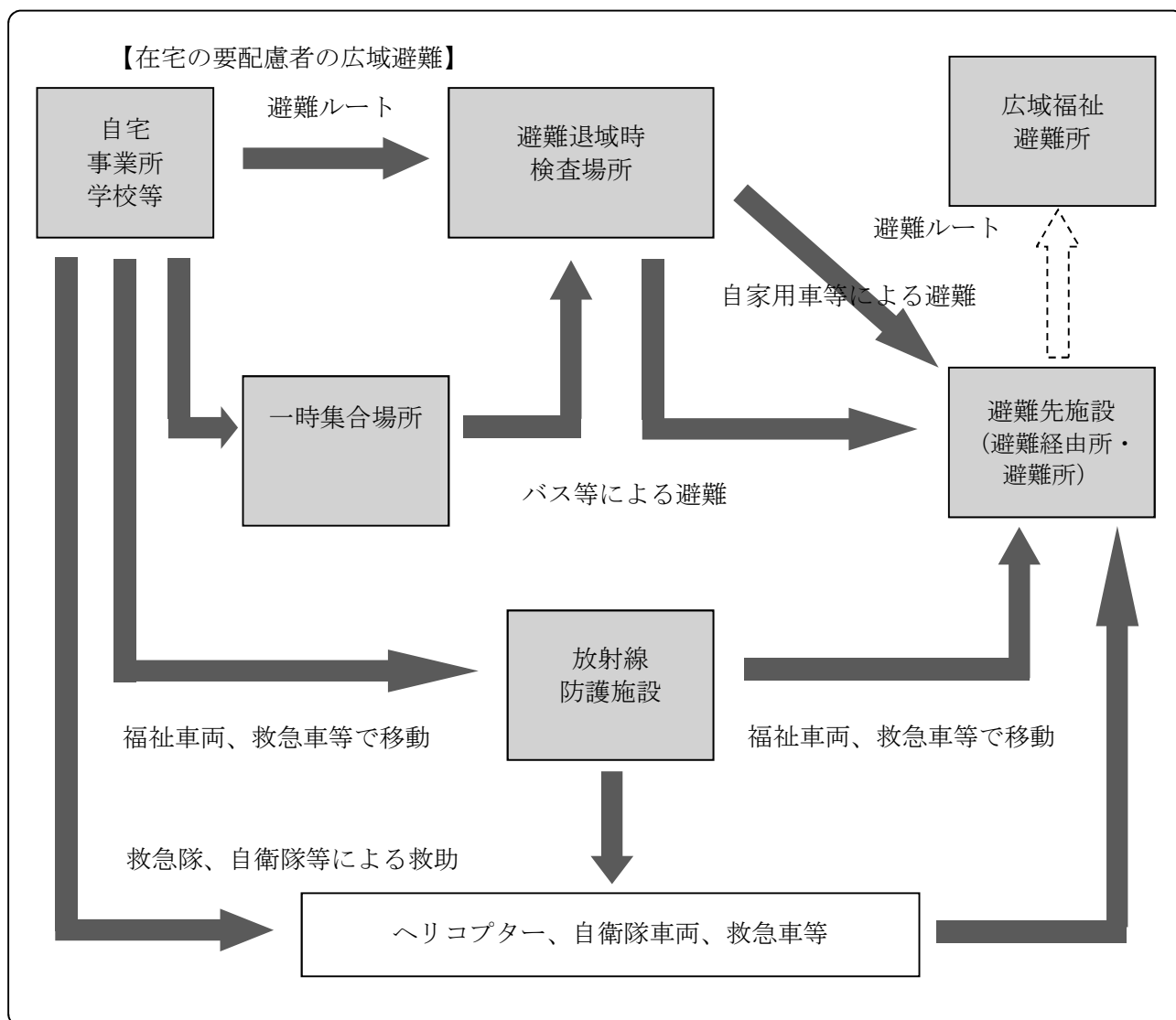
8 要配慮者等の広域避難

(1) 在宅の要配慮者の広域避難

1) 用語の定義

- ア 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- イ 避難行動要支援者とは、要配慮者の中でも自ら避難することが困難な者をいう。
- ウ 施設敷地緊急事態要避難者とは、避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

2) 在宅の要配慮者の避難方法、避難手段等



【避難行動要支援者】

在宅の要配慮者のうち、自家用車等による避難又はバス等による避難が可能な避難行動要支援者は、家族、若しくは避難支援関係者等の支援により避難を実施するものとする。

バス等による避難が可能な避難行動要支援者のうち、避難指示等の発令により一時集合場所への参集が速やかにできない者は、家族、若しくは避難支援関係者等と共に一時集合場所へ早めに移動し、一時集合場所において待機するものとする。この場合において、一時集合場所の開設に関する情報に十分に注意しなければならない。

避難行動要支援者のうち、家族、若しくは避難支援関係者等の支援により、自家用車等による避難又はバス等による避難が困難な者は、市災害対策本部に支援要請を行わなければならない。この場合において、建物内で屋内退避するなど安全を確保し、救助を待たなければならない。市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に避難行動要支援者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプター、自衛隊車両及び救急車等の避難手段を確保するものとする。

【施設敷地緊急事態要避難者】

在宅の要配慮者のうち、自家用車等による避難又はバス等による避難が困難な施設敷地緊急事態要避難者は、市災害対策本部に支援要請を行わなければならない。この場合において、建物内で屋内退避するなど安全を確保し、救助を待たなければならない。市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に施設敷地緊急事態要避難者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプター、自衛隊車両及び救急車等の避難手段を確保するものとする。

【その他在宅の要配慮者】

在宅の要配慮者のうち、自らにより移動が可能な者は、自家用車等による避難又はバス等による避難を実施するものとする。

【避難により健康リスクが高まる要配慮者】

在宅の要配慮者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、家族、若しくは避難支援関係者等と共に表9に示す放射線防護対策工事が完了している施設（以下「放射線防護施設」という。）へ移動を実施するものとする。この場合において、放射線防護施設の開設に関する情報に十分注意しなければならない。

放射線防護施設へ搬送するための自家用車又は支援者の車両等が確保できない場合は、市災害対策本部に支援要請を行わなければならない。市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に避難により健康リスクが高まる要配慮者を搬送する車両の要請を行い、福祉車両及び救急車等の搬送車両を確保するものとする。

市は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や必要に応じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる要配慮者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

3) 放射線防護施設の開設及び運営

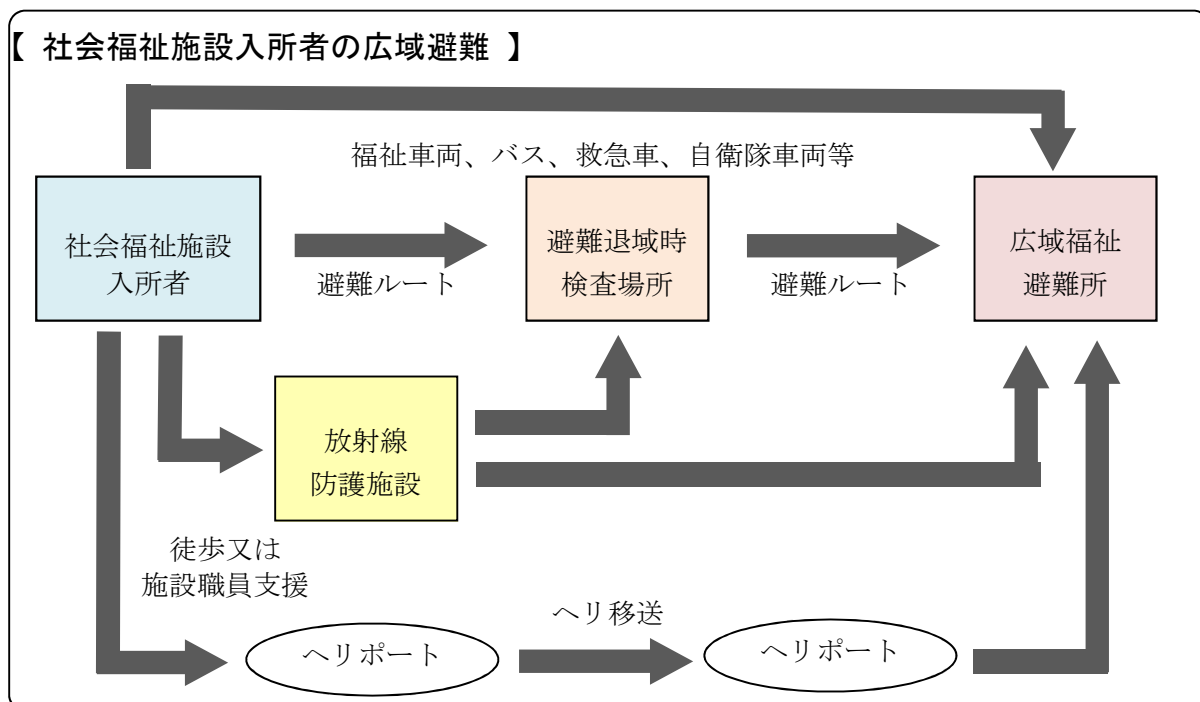
- ア 市は、放射線防護施設の開設手順、市職員の配備及び配備要員との連絡手段等、マニュアル等によりあらかじめ定めておくものとする。
- イ 放射線防護施設の運営は、放射線防護施設の施設管理者又は市職員を含む市災害対策本部要員によることを基本とするが、国、県、方面隊及び自主防災会等と連携、協力により受付、名簿の作成や避難者の把握などの業務を行うものとする。

4) 広域福祉避難所への移動

- ア 避難生活に配慮が不要な要配慮者は、一般の避難所に入所するものとする。
- イ 避難生活に配慮が必要な要配慮者については、避難先施設に到着後、自身又は家族等の同乗者、若しくは避難支援関係者等が避難先施設の責任者又は要員に対し、要配慮者が同乗していることを告げ、避難生活に配慮が必要な要配慮者が入所するために開設された広域福祉避難所の位置及びルート等に関する説明や誘導等の指示を受けてから移動するものとする。

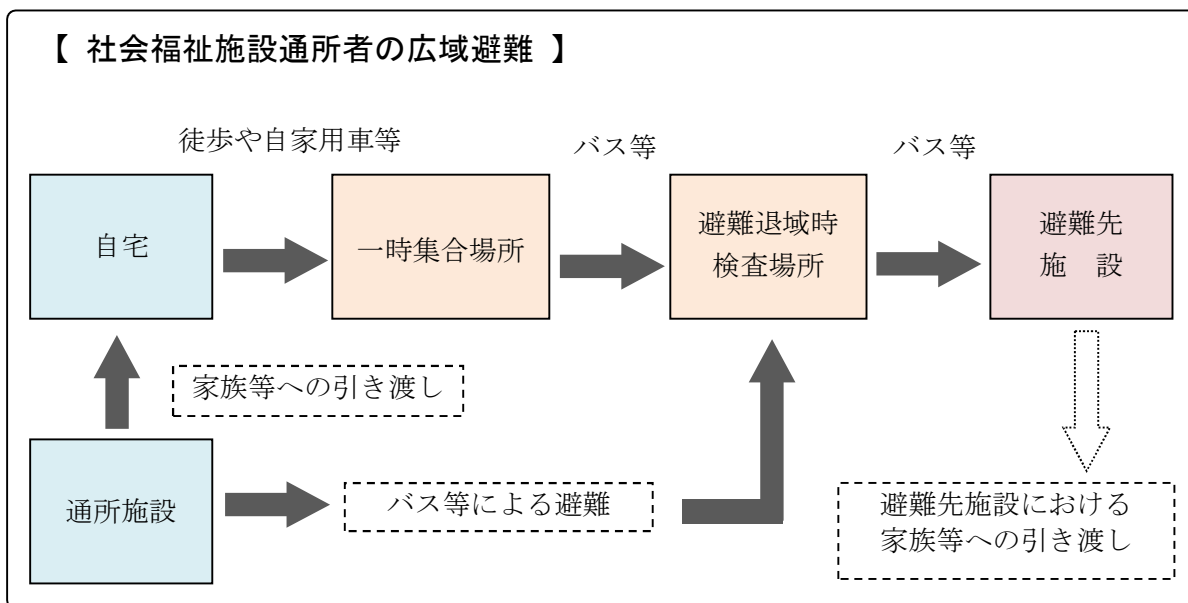
(2) 社会福祉施設利用者の広域避難

1) 社会福祉施設入所者の避難方法、避難手段等



- ア 各社会福祉施設であらかじめ定める避難計画に従い、【5 住民（一般）の広域避難】の例による避難ルートにより、広域福祉避難所へ直接広域避難を実施するものとする。なお、避難に伴うリスクの軽減のため、広域福祉避難所における受入準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから避難を実施するものとする。なお、適切な搬送体制が整うまでは屋内退避を行うものとする。
- イ 入所者のうち、ヘリコプターによる搬送を必要とする場合は、あらかじめ市が定めたヘリポートから広域福祉避難所近隣のヘリポートまで搬送するものとする。
- ウ 福祉車両等の避難手段を自ら確保できない社会福祉施設は、市と連携しながら必要に応じて国、県及び関係機関等の協力を得て、バスやヘリコプター等の避難手段を確保するものとする。
- エ 放射線防護施設となっている社会福祉施設の入所者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、屋内退避したうえで安全を確保し、そのまま放射線防護施設に待機するものとする。
- オ 放射線防護施設となっている社会福祉施設責任者は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や、必要に応じて市災害対策本部を通じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる入所者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

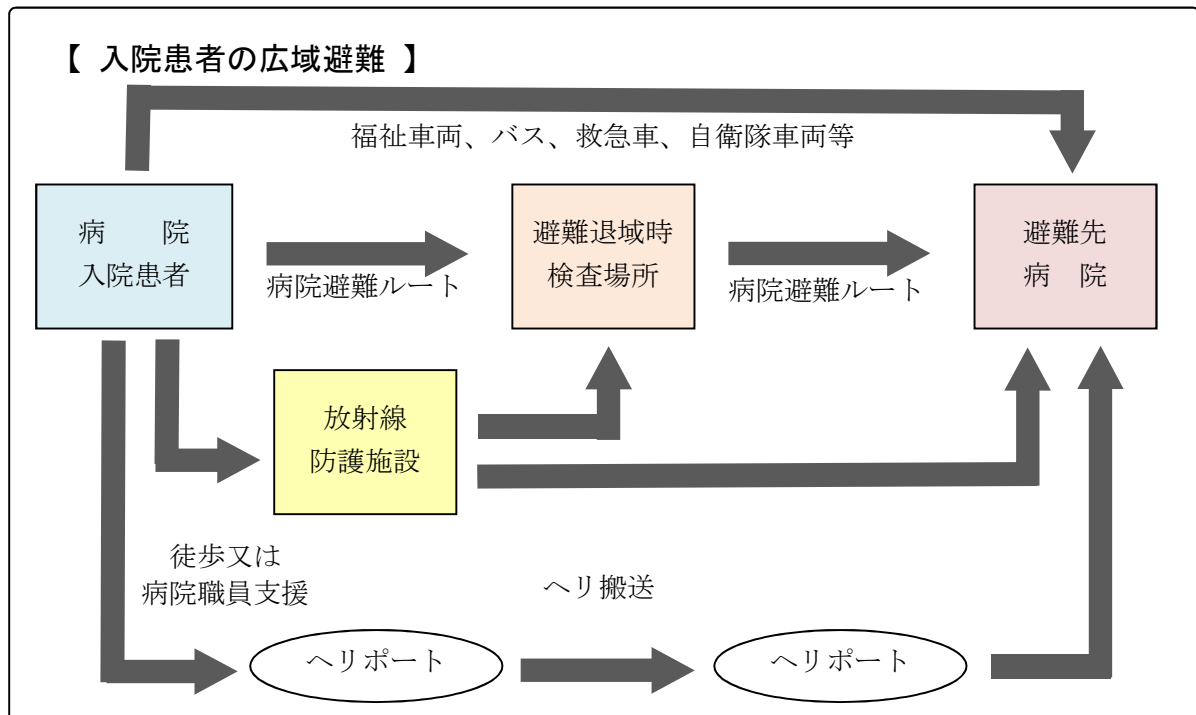
2) 社会福祉施設通所者の避難方法、避難手段等



- ア 通所施設は、表4にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、家族等へ引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者は、屋内退避とする。
- イ 施設に利用者等がいる時点で表4の施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示を受けたときには、適切な搬送体制が整ってから利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。
- エ 福祉車両等の避難手段を自ら確保できない社会福祉施設は、市と連携しながら必要に応じて国、県及び関係機関等の協力を得て、バスやヘリコプター等の避難手段を確保するものとする。
- オ 放射線防護施設となっている社会福祉施設の通所者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、屋内退避したうえで安全を確保し、そのまま放射線防護施設に待機するものとする。
- カ 放射線防護施設となっている社会福祉施設責任者は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や、必要に応じて市災害対策本部を通じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる通所者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

(3) 病院入院患者の広域避難

1) 病院の入院患者の避難方法、避難手段等



ア 病院であらかじめ定める避難計画に従い、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、広域避難を実施するものとする。

イ 病院の入院患者の場合においては、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の体調も異なることから、あらかじめ県が定める避難先病院（発電所から31km圏外に位置する病院）へ直接広域避難を実施するものとする。なお、避難に伴うリスクの軽減のため、避難先病院における受入準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから避難を実施するものとする。なお、適切な搬送体制が整うまでは屋内退避を行うものとする。

ウ 入院患者のうち、ヘリコプターによる搬送を必要する場合は、あらかじめ市が定めたヘリポートから避難先病院近隣のヘリポートまで搬送するものとする。

エ 放射線防護施設となっている病院の入院患者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、屋内退避したうえで安全を確保し、そのまま放射線防護施設に待機するものとする。

オ 放射線防護施設となっている病院責任者は、原子力災害の状況を踏まえ、放射線防護施設への緊急物資の搬送や、必要に応じて市災害対策本部を通じて、国、県及び関係機関等に健康リスクが高まる入院患者を搬送する避難手段の要請を行い、ヘリコプターや自衛隊車両、救急車等の搬送手段を確保するものとする。

表9 放射線防護施設¹⁰

地区	施設名称	種別	収容人数	住所	電話（IP無線）
池新田	社会福祉法人 賛育会 東海清風園	入所	178	池新田4094	0537-86-3286 (無線920)
池新田	市立御前崎総合病院	入院	100	池新田2060	0537-86-8511 (無線800)
池新田	御前崎市総合保健福祉センター	入所	104	池新田2070	0537-86-8822 (無線811・812)
		参集	80		
池新田	御前崎市役所西館	参集	130	池新田5585	0537-85-1119 (無線110・111)
池新田	御前崎市消防庁舎	—	—	池新田5151-1	0537-85-2119 (無線822)
高松	高松体育館	参集	116	門屋2060-2	0537-86-4949 (無線720)
佐倉	佐倉地区センター	参集	33	佐倉3617-1	0537-86-2304 (無線730)
比木	比木体育館	参集	140	比木2836-5	0537-86-3463 (無線740)
朝比奈	朝比奈体育館	参集	128	上朝比奈2681-1	0537-86-3365 (無線750)
新野	新野地区センター・ 体育館	参集	126	新野789-1	0537-86-2024 (無線760)
御前崎	社会福祉法人 御前崎 厚生会 灯光園	入所	80	御前崎35-37	0548-63-3729 (無線921)
御前崎	ナッシングホーム静養館御前 崎マンション	入所	80	御前崎32-20	0548-55-5111 (無線922)
御前崎	御前崎小学校体育館	参集	152	御前崎3556	0548-63-2007 (無線633)
白羽	白羽地区センター	参集	120	白羽5403-20	0548-63-3690 (無線780)
白羽	御前崎ふれあい福祉 センター（なごみ）	参集	240	白羽5402-10	0548-63-6860 (無線430)
白羽	白羽小学校体育館	参集	137	白羽3521-3	0548-63-2177 (無線634)

御前崎市消防庁舎は避難の際に、避難者が屋内退避する施設ではない。

種別が入所の収容人数は施設入所者の定員数を記載している。

複合災害の場合において、施設被害の状況により開設できない場合は、市災害対策本部が他市町等の施設に要請し、指定・開設する。

¹⁰ 放射線防護施設：放射線防護施設は、自家用車等による避難又はバス等による避難が難しい要配慮者のうち、放射線防護施設への避難が可能な者及び社会福祉施設等への入所者が、一時滞在及び屋内退避を継続して行うために参集する場所である。

(4) 外国人の広域避難

1) 情報提供等

- ア 市及び県は、外国人に対して発電所における事故の状況、避難準備及び広域避難等の指示が正確に伝わるよう適切な情報提供を行うものとする。
- イ 市及び県は、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮しなければならない。また、市は、平時より外国人に対して広域避難に関するパンフレット等を配布するなど情報発信に努めるものとする。

2) 避難方法等

- ア 自らが自家用車等を運転できる外国人又は自家用車等に同乗することで避難が可能な外国人の避難は、自家用車の利用を前提とし、避難方法については、【5 住民（一般）の広域避難（1）自家用車等による広域避難】の例による。
- イ 自家用車等による避難が困難な外国人のうち、自ら若しくは他の支援等により移動が可能な外国人は、バス等によって避難するため、避難方法については、【5 住民（一般）の広域避難（2）バス等による集団広域避難】の例による。
- ウ 自家用車若しくはバス等による避難が困難な外国人の避難方法は、【8 要配慮者等の広域避難（1）在宅の要配慮者の広域避難】の例による。
- エ 避難の対応にあたっては、言語が理解できないことにより対応する要員と意思疎通が図れないことも想定されるため、近隣住民等の協力を得る等、柔軟な対応に努めるものとする。

9 学校等の広域避難

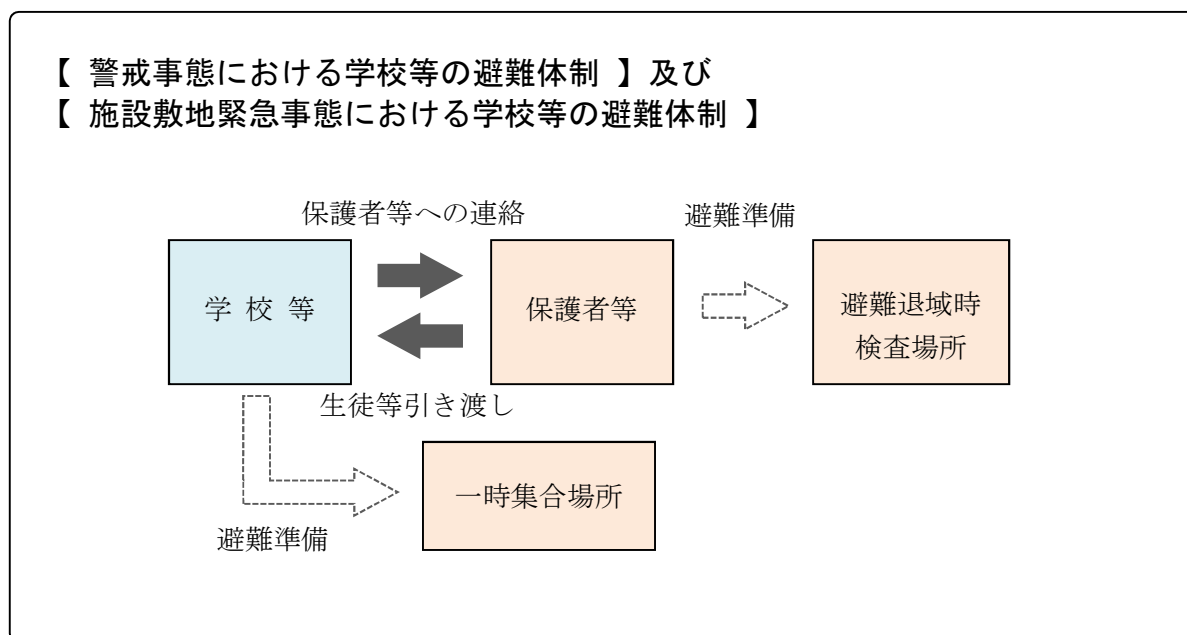
高校・中学校・小学校・幼稚園・保育園・こども園（以下「学校等」という。）は、生徒、児童及び園児（以下「生徒等」という。）を安全な下校または保護者等に安全に引き渡すことを目的とし、各学校等において事前に定める原子力災害時対応マニュアルに従い対応するものとする。

学校等は、保護者に対して災害時における学校等の対応等について、あらかじめ説明しておくことが重要である。

学校等の避難体制について、基本的な流れを以下に示す。

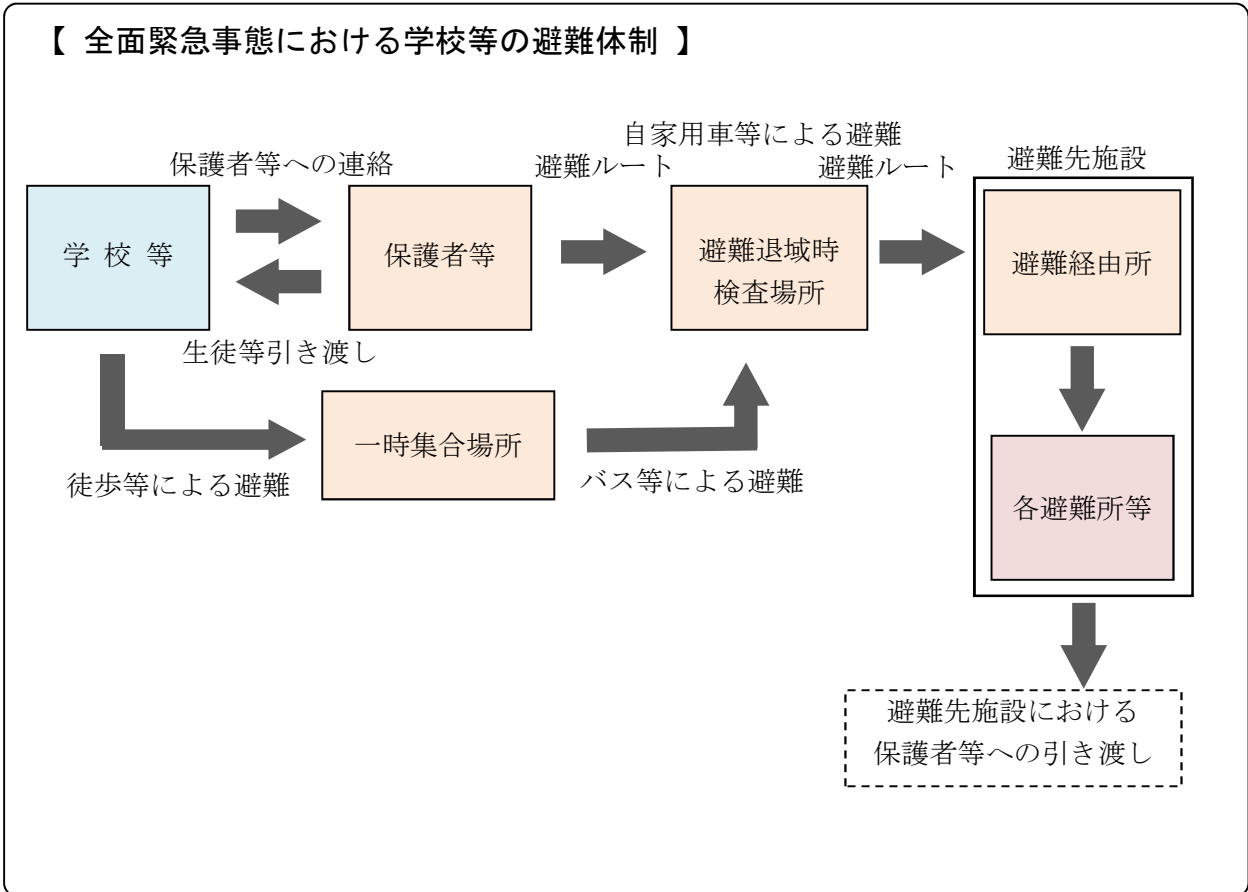
【警戒事態・施設敷地緊急事態】

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置き、教職員とともに市町が指定する一時集合場所への移動準備を開始する。



【全面緊急事態】

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させる。市町から避難指示が出た時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。



10 一時滞在者（観光客等）への対応

一時滞在者への対応

（1）一時滞在者への情報提供及び早期帰宅の呼びかけ等

市及び県は、観光客等の一時滞在者に対して、原子力災害に至る可能性がわずかでも認められる段階で、速やかに報道機関、観光施設、観光関連団体、公共交通機関等に市が利用できる情報伝達手段により、発電所における事故の状況の周知を行うとともに、自家用車若しくは公共交通手段により早期に帰宅するよう情報提供を行う。

（2）避難方法等

- 1) 自らが自家用車等を運転できる一時滞在者又は自家用車等に同乗することで避難が可能な一時滞在者の避難は、自家用車の利用を前提とし、避難方法等については、【5 住民（一般）の広域避難（1）自家用車等による広域避難】の例による。
- 2) 自家用車等による避難が困難な一時滞在者は、公共交通機関を利用し、出来るだけ早期に帰宅するよう促すものとする。
- 3) 公共交通機関が停止した場合における自家用車等による避難が困難な一時滞在者は、バス等によって避難するため、避難方法については、【5 住民（一般）の広域避難（2）バス等による集団広域避難】の例による。ただし、避難先施設へは一時的な滞在とし、市は、避難先施設から公共交通機関を利用し、早期に帰宅するよう促すものとする。

11 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画へ反映するとともに関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

(1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 1) 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開等）
- 2) 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- 3) 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- 4) 家畜、ペットについての検討
- 5) 避難後における市内の防災・防犯体制の確立
- 6) 避難指示区域外における御前崎市災害対策本部移転場所の確保及び移転のタイミング

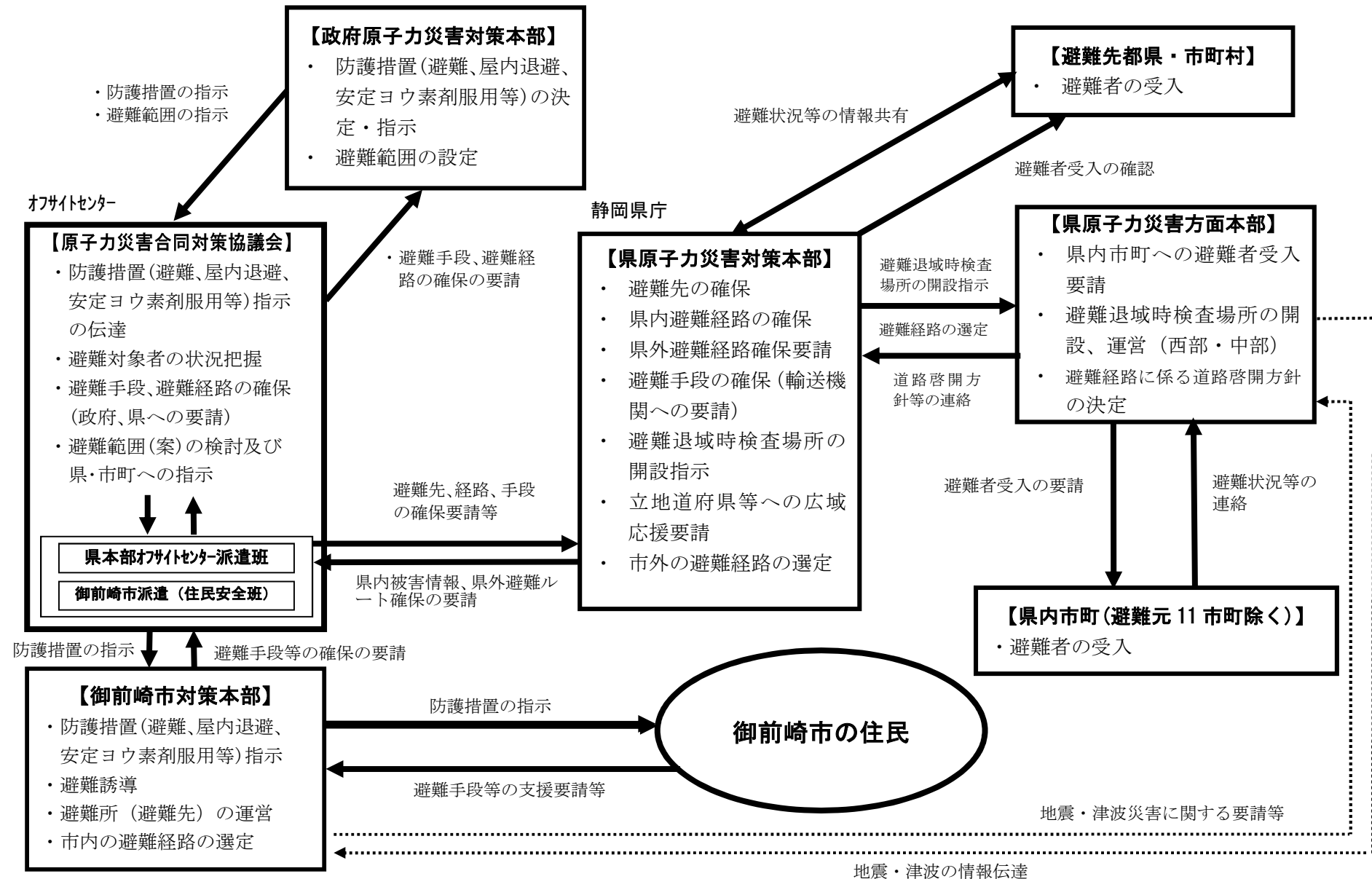
(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- 1) 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 2) 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	<p>災害対策基本法</p> <p>原子力災害対策特別措置法</p> <p>防災基本計画原子力災害対策編</p> <p>原子力災害対策指針</p> <p>関係省庁防災業務計画</p>	<p>原子力災害対策マニュアル (原子力防災会議幹事会)</p> <p>原子力緊急事態等現地対応マニュアル (静岡県オフサイトセンター)</p>	<p>浜岡地域の緊急時対応 (内閣府、浜岡地域原子力防災協議会)</p>
県	<p>静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻</p> <p>浜岡地域原子力災害広域避難計画</p> <p>静岡県緊急時モニタリング計画</p>	<p>静岡県原子力災害 (警戒) 対策本部運営要領</p> <p>避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領</p> <p>住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」</p> <p>安定ヨウ素剤取扱いマニュアル</p> <p>緊急被ばく医療活動実施要領</p> <p>学校等の避難計画策定マニュアル → A</p> <p>病院の避難計画策定マニュアル → B</p> <p>社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C</p> <p>緊急時モニタリング実施要領</p>	
市	<p>御前崎市地域防災計画原子力災害対策編</p> <p>御前崎市原子力災害広域避難計画</p>	<p>御前崎市原子力災害 (警戒) 対策本部運営要領 等</p>	
施設	<p>→ A 各学校等の避難計画</p> <p>→ B 各病院の避難計画</p> <p>→ C 各社会福祉施設の避難計画</p>		

別図2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



参考資料 1 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		PAZ	UPZ
EAL _{III} に基づく避難等	警戒事態 (EAL 1 AL) 例) 御前崎市で震度 6 弱以上の地震発生	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (EAL 2 SE) (特定事象通報時 (原災法 ¹² 10 条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者 ¹³ の避難実施 住民等 ¹⁴ の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (EAL 3 GE) (原子力緊急事態宣言発令時 (原災法 15 条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
OIL _{III} に基づく避難等	OIL 1 500 μ Sv/h 超過 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 (1 時間値) ¹⁶)	—	基準に該当した区域の住民等の避難 (数時間内を目途に区域を特定し、速やかに (1 日を目安) 避難を実施)
	OIL 2 20 μ Sv/h 超過 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 (1 時間値) ¹⁶)	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転 (1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施)

¹¹ EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

¹² 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

¹³ 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者 (高齢者、障がい者、乳幼児等) 及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

¹⁴ 住民等 : 当該区域の住民及び旅行者、通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

¹⁵ OIL (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

¹⁶ OIL 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率 (1 時間値) が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

参考資料2 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、保育所、福祉施設）に関する資料

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園

No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職員数 (人)	乳児・幼児数 (人)	建 構	物 造
1	佐倉三区	5km圏	北東	さくらこども園	佐倉888-1	0537-86-3036	33	134	S	
2	桜ヶ池	5km圏	北東	御前崎白百合保育園	佐倉4919-1	0537-29-7837	13	20	W	
3	上朝比奈	10km圏	北	北こども園	上朝比奈2692-12	0537-86-3234	13	55	S	
4	本町	5km圏	北北西	はまおか幼稚園	池新田5814	0537-86-2049	16	69	S	
5	中町	5km圏	北西	やまもも保育園	池新田2451-3	0537-28-7576	33	128	S	
6	池新田	5km圏	北西	L E A P e n	池新田3222-2	0537-77-9805	13	17	W	
7	池新田	5km圏	北西	うみがめ保育園	池新田460-12	0537-77-9394	11	12	W	
8	塩原新田	5km圏	北西	高松保育園	門屋2070-19	0537-86-7878	21	69	S	
9	白羽区	5km圏	東南東	白羽のんのん園	白羽3520-46	0548-51-3080	27	140		幼児棟：RC 乳児棟：w
合 計							180	644		

(2) 小学校、特別支援学校

No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職員数 (人)	児童・生徒数 (人)	建 構	物 造
1	白羽区	5km圏	東南東	白羽小学校	白羽3521-3	0548-63-2177	18	207	RC	
2	西側区	10km圏	東南東	御前崎小学校	御前崎3556	0548-63-2007	15	173	RC	
3	佐倉一区	5km圏	北東	浜岡東小学校	佐倉1403-1	0537-86-3462	22	257	RC	
4	中町	5km圏	北北西	赤立掛川特別支援学校 御前崎分校	池新田2907-1	0537-85-7400	20	40	RC	
5	大山	5km圏	北北西	第一小学校	池新田1520	0537-86-2052	41	557	RC	
6	下朝比奈	10km圏	北北西	浜岡北小学校	下朝比奈753	0537-86-3364	14	159	RC	
合 計							130	1,393		

(3) 中学校、高等学校

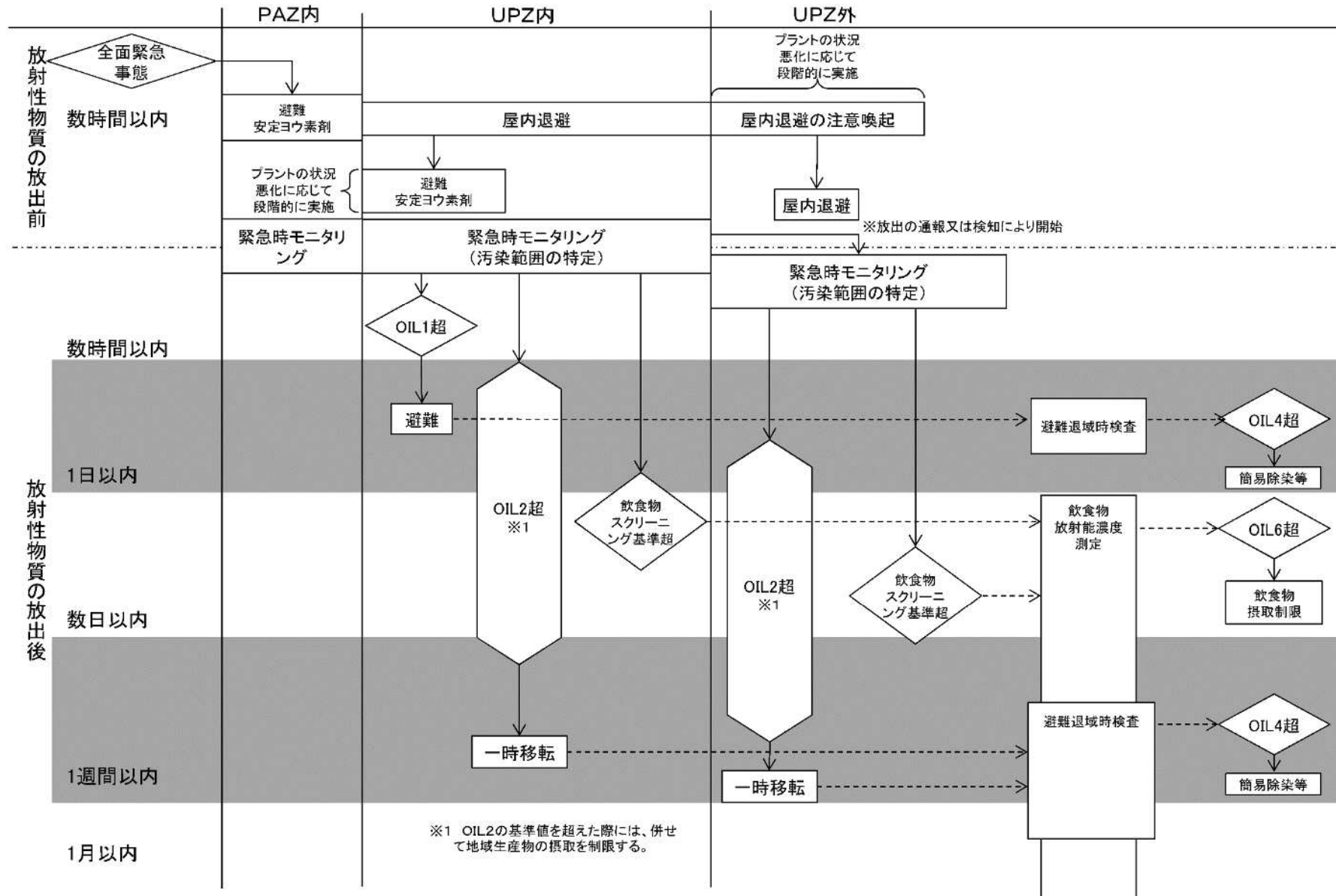
No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	教職員数 (人)	児童・生徒数 (人)	建 構	物 造
1	本町	5km圏	北北西	浜岡中学校	池新田3923-1	0537-86-3355	37	515	RC	
2	中町	5km圏	北北西	池新田高等学校	池新田2907-1	0537-86-2460	42	310	RC	
合 計							79	825		

(4)福祉施設

No	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	職員数(人)	定員(人)	入所者数(人)	通所者数(人)	建構	物造
1	白羽区	5km圏	東南東	デイサービス 御前崎魚松亭	白羽7778-1	0548-63-1008	9	40		25	W	
2	白羽区	5km圏	東南東	有料老人ホーム 御前崎魚松亭	白羽7778-1	0848-63-1008	11	41	32		W	
3	新谷区	10km圏	東南東	グループホーム 磯葉の家	白羽5522-5	0548-63-1120	23	27	27		S	
4	新谷区	10km圏	東南東	御前崎ふれあい福祉センター	白羽5402-10	0548-63-5294	13	100		17	RC	
5	新谷区	10km圏	東南東	デイサービス げんきの郷	白羽4511-1	0548-63-1213	10	30		30	W	
6	薄原区	10km圏	東南東	通所系就労B (精神障がい者) (居処どこでも)	白羽5372-28	0548-63-5790	6	20		24	W	
7	薄原区	10km圏	東南東	計画相談支援事業所 生活支援センター いっつもおまえざき	白羽5372-28	0548-63-5790	2			0	W	
8	薄原区	10km圏	東南東	有限会社通所介護ケアセンター 彩迷老クラブ	白羽5941-1	0548-63-5505	5	10		4	W	
9	灰沢区	10km圏	東南東	灯台光園 デイサービス センター	御前崎83-2	0548-63-6002	13	40		27	RC	
10	下岬区	10km圏	東南東	特別養護老人ホーム 灯台光園	御前崎35-37	0548-63-3729	66	80	69		RC	
11	大山区	10km圏	東南東	通所系就労B (知的障がい者) 草笛の会	御前崎3017-2	0548-63-5587	3	12		11	S	
12	大山区	10km圏	東南東	グループホーム (知的障がい者) 草笛の会つばきの家	御前崎3017-8	0548-63-5811	2	5	4		W	
13	下岬区	10km圏	東南東	ナーシングホーム 静養館 御前崎オーシャンビュー	御前崎32-20	0548-55-5111	65		80	80	RC	
14	西側区	10km圏	東南東	企業組合よりみち (デイサービス)	御前崎2947-7	0548-63-5359	18	20		17	W	
15	佐倉三区	5km圏	北東	佐倉 デイサービス センター	宮内70	0537-85-8120	29	41		35	RC	
16	佐倉三区	5km圏	北	通所系就労B (知的障がい者) 草笛の会はおおか作業所	佐倉1046-1	0537-85-6511	6	22		23	S	
17	佐倉三区	5km圏	北	通所系生活介護 (知的障がい者) 草笛の会はおおか作業所	佐倉1046-1	0537-85-1795	3	6		5	W	
18	佐倉三区	5km圏	北	グループホーム (知的障がい者) 草笛の会	佐倉1046-1	0537-86-7110	2	9	9		S	
19	桜ヶ池	5km圏	北	ダイサロンあかり	佐倉4800-1	0537-85-5666	17	33		27	W	
20	桜ヶ池	5km圏	北	放課後等デイサービス リカバリー・佐倉	佐倉1213-2	0537-29-7150	6	10		25	RC	
21	桜ヶ池	5km圏	北	放課後等デイサービス リカバリー池新田	佐倉1213-2	0537-29-7751	5	10		19	RC	
22	本町	5km圏	北北西	特別養護老人ホーム 東海清風園	池新田4094	0537-86-3286	127	178	178		RC	
23	本町	5km圏	北北西	池新田 デイサービス センター	池新田4089	0537-86-8121	15	34		32	RC	
24	本町	5km圏	北北西	自立支援通所サービス ひだまり	池新田3992-3	0537-85-8777	2	8		5	W	
25	本町	5km圏	北北西	グループホーム しおさいの家	池新田7449-1	0537-85-6411	7	9	8		W	

No	自治区等 の名称	発電所か らの距離	方位	施設名称	所在地	電話番号	職員数 (人)	定員 (人)	入所者 数(人)	通所者 数(人)	建 構	物 造
26	本町	5km圏	北北西	放課後等デイサービス ひまわり浜園	池新田2001-1	0537-86-7000	15	25		38	W	
27	東町	5km圏	北北西	放課後等デイサービス センター	池新田4139-1	0537-85-7280	26	45		36	S	
28	早苗町	5km圏	北北西	地域密着型 特別養護老人ホーム はまひるが	池新田460-1	0537-86-7120	39	29	28		S	
29	早苗町	5km圏	北北西	小規模多機能ホーム はまなでしこ	池新田459-1	0537-77-9462	18	18			W	
30	新野東	10km圏	北北西	こども発達センター みなみめばえ	新野1877-7	0537-85-1200	29	48		69	S	
31	中町	5km圏	北西	コンパスワーク 御前	池新田3960-1	0537-29-8705	9	24		24	S	
32	大山	5km圏	北西	御前崎市総合 保健福祉センター (療養棟)	池新田2070	0537-86-8630	32	54	46		RC	
33	大山	5km圏	北西	御前崎市総合 保健福祉センター (老人保健棟)	池新田2070	0537-86-8630	47	50	43		RC	
34	大山	5km圏	北西	御前崎市総合 保健福祉センター (通所リハはまおか)	池新田2070	0537-86-8630	8	55		30	RC	
35	大山	5km圏	北西	グループホーム 浜岡の家	池新田2104-1	0537-85-0211	25	27	27		S	
36	大山	5km圏	北西	老人福祉センター	池新田1359-1	0537-86-8066	3	100		60	RC	
37	大山	5km圏	北西	通所系就労B (精神障がい者) Mネット東浜 工房しおさ	池新田4874-1	0537-85-3670	9	20		36	S	
38	中町	5km圏	北西	放課後等デイサービス あおい放課後スクール 前崎ひるが	池新田3287-3	0537-25-7167	6	10		10	S	
39	中町	5km圏	北西	計画相談 支援事業所 うみが	池新田3287-3	0537-25-7167	2	10		0	S	
40	東町	5km圏	北西	放課後等デイサービス 子どもハウス U.L.U池新	池新田3488-12	0538-85-3177	5	10		24	W	
41	東町	10km圏	北西	計画相談支援事業所 相談支援事業所A.T.A	池新田3488-12	0538-85-3177	2			0	W	
42	中町	5km圏	北西	児童発達支援 ・放課後等デイサービス ぐり	池新田2468-2	070-4409-0806	9	10		30	S	
43	大山	5km圏	北西	グループホーム (精神障がい者) Mネット東浜 風音A棟・B棟	(A棟)池新田 4821-1 (D棟)池新田 4821-3	0537-29-6556	8	20	15		S	
44	大山	5km圏	北西	通所系就労B(身体・ 精神・知的) ポトラッチ	池新田3239-1	0537-77-8565	5	30		29	S	
45	大山	5km圏	北西	通所系就労A(身体・ 精神・知的) ポトラッチ	池新田5010-1	0537-77-8565	2	10		1	S	
46	門屋	5km圏	北西	A Y U M U 門屋	門屋1712-3	0537-25-6761	8	28		20	S	
47	門屋	5km圏	北西	ナーシングホーム 静養	門屋1739-1	0537-85-0050	33	36	36		S	
48	塩原新田	10km圏	北西	A Y U M U 塩原	塩原新田142-1	0537-26-9834	4	10		10	S	
49	塩原新田	10km圏	西北西	有料老人ホーム 東寿園御前崎	塩原新田1349-1	0537-25-6660	6	17	17		RC	
合 計							815	1,471	619	841		

参考資料3 原子力災害対策指針における防護措置(原子力災害対策指針抜粋)



参考資料4 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

（避難、一時移転）

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

（屋内退避）

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

参考資料6 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL（AL） （AL）=Alert	緊急事態区分における措置の概要
<p>ア 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>イ 原子炉の運転中に保安規定(炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>ウ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>エ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>オ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>カ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>キ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>ク 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>ケ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>コ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>サ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）におい</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>（PAZ内の避難の準備に時間を要する要配慮者について避難等の準備を開始）</p>

<p>て、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>シ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>ス 御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>セ 御前崎市の海岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>ソ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>タ オンライン統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>チ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>ツ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
--	--

ア～キ、ケ～シ及びチは、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

クは、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

ス～タ及びツは、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

施設敷地緊急事態を判断するEAL (SE) (SE) = Site area Emergency	緊急事態区分における措置の概要
<p>ア 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>イ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>ウ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>エ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>オ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給す</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> <p>（P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい避難を開始する。）</p>

<p>る電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>カ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>キ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>ク 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>ケ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>コ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>サ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>シ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>ス 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>セ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>ソ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>タ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
--	--

ア～キ及びケ～セは、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

クは、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

ソタは、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないに関わらず適用される。また、発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

全面緊急事態を判断するEAL (GE) (GE) =General Emergency	緊急事態区分における措置の概要
<p>ア 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>イ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>ウ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>エ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>オ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>カ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>キ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>ク 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>ケ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>コ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>サ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>シ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>ス 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>セ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>ソ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内(市内全域)の住民避難等の防護措置を行う。</p> <p>(PAZ内の住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整い次第速やかに避難を実施)</p>

ア～コ、シ及びスは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合している場合に適用される。

サは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用される。

セソは、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、発電所 1 号機及び 2 号機にはこの規定のみが適用される